

特定技能外国人受入れに関する運用要領

令和8年4月

出入国在留管理庁

目次

第1章 在留資格「特定技能」創設の目的	1
第2章 制度の概要	2
第1節 基本方針等の策定	2
第1 基本方針	2
第2 分野別運用方針	2
第2節 受入れ分野等	3
第1 受入れ分野	3
第2 外国人材に求められる技能水準等	5
第3 受入れ機関の責務	5
第3節 特定技能外国人受入れ手続の流れ	6
第4節 特定技能外国人の受入れ後に特定技能所属機関等が行う手続	9
第1 特定技能所属機関	9
第2 登録支援機関	9
第3章 在留資格「特定技能」	11
第1節 「特定技能1号」	11
第2節 「特定技能2号」	12
第3節 複数の特定産業分野の業務に従事する場合の取扱い	13
第4章 特定技能外国人に関する基準	15
第1節 「特定技能1号」	15
第2節 「特定技能2号」	32
第3節 在留諸申請時の取扱い	40
第5章 特定技能所属機関に関する基準等	46
第1節 特定技能雇用契約の内容の基準	46
第1 雇用関係に関する事項に関するもの	46
第2 外国人の適正な在留に資するために必要な事項に関するもの	52
第2節 特定技能雇用契約の相手方の基準	54
第1 適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るもの	55
第2 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るもの	82
第6章 1号特定技能外国人支援計画に関する基準等	92
第1節 1号特定技能外国人支援計画の作成	92
第2節 1号特定技能外国人支援計画の記載事項	93
第3節 1号特定技能外国人支援計画の基準	96
第4節 1号特定技能外国人支援計画の登録支援機関への委託	98
第7章 特定技能所属機関に関する届出	100
第1節 特定技能雇用契約に関する届出	101
第1 契約変更の届出	101
第2 契約終了の届出	106
第3 新たな契約締結の届出	107

第2節	1号特定技能外国人支援計画に関する届出	108
第3節	登録支援機関との委託契約に関する届出	111
第1	契約締結の届出	111
第2	契約変更の届出	112
第3	契約終了の届出	114
第4節	特定技能外国人の受入れ困難時の届出	115
第5節	特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出	118
第6節	1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出	120
第7節	特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出	122
第8章	報告徴収・改善命令等	128
第1節	指導及び助言	128
第2節	報告徴収	128
第3節	改善命令等	129
第9章	登録支援機関	131
第1節	登録支援機関の登録申請	131
第1	登録支援機関の登録	131
第2	登録の申請等	132
第3	登録拒否事由	134
第2節	登録支援機関に関する届出等	156
第1	変更の届出	157
第2	登録支援機関登録簿の閲覧	159
第3	休廃止の届出等	160
第4	支援の実施状況等に関する届出・報告	161
第3節	登録の取消し等	164
第1	登録の取消し	165
第2	登録の抹消	165
第4節	登録支援機関に対する指導及び助言	166
第5節	登録支援機関に対する報告又は資料の提出	166
第10章	罰則等	168

(制定履歴)

- ・ 平成31年3月20日公表
- ・ 令和元年9月27日一部改正
- ・ 令和元年11月29日一部改正
- ・ 令和2年2月28日一部改正
- ・ 令和2年4月1日一部改正
- ・ 令和3年2月19日一部改正
- ・ 令和3年3月30日一部改正
- ・ 令和3年10月15日一部改正
- ・ 令和4年3月31日一部改正
- ・ 令和4年5月25日一部改正
- ・ 令和4年8月30日一部改正
- ・ 令和5年3月1日一部改正
- ・ 令和5年4月20日一部改正
- ・ 令和5年8月31日一部改正
- ・ 令和6年4月1日一部改正
- ・ 令和6年9月30日一部改正
- ・ 令和6年12月19日一部改正
- ・ 令和7年4月1日一部改正
- ・ 令和7年6月1日一部改正
- ・ 令和7年9月30日一部改正
- ・ 令和8年3月24日一部改正
- ・ 令和8年4月1日一部改正

本要領策定の目的

第197回国会において、在留資格「特定技能」の創設等を目的とした「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、平成30年12月14日に公布され、平成31年4月1日から、特定技能外国人の受入れが開始されることとなりました。

これに伴い、在留資格「特定技能」の適正な運用を確保するため、特定技能所属機関及び登録支援機関などの関係者の皆様に本制度を正しく理解いただくことを目的とし、法令の解釈や運用上の留意点を明らかにするため、本要領を策定しました。

第1章 在留資格「特定技能」創設の目的

- 中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきているため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することが求められているものです。

第2章 制度の概要

第1節 基本方針等の策定

第1 基本方針

- 政府は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の3第1項及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第7条第1項の規定に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」（令和7年3月11日閣議決定。以下「基本方針」という。）を策定しています。
- 基本方針には、①特定技能の在留資格に係る制度の意義に関する事項、②特定産業分野及び育成就労産業分野に関する基本的な事項等、③当該産業上の分野において求められる人材に関する基本的な事項、④特定技能所属機関に係る施策並びに育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項、⑤特定技能制度及び育成就労制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項、⑥特定技能制度及び育成就労制度の運用に関するその他の重要事項が定められています。
- 「特定技能2号」では、家族の帯同（在留資格「家族滞在」）が認められますが、「特定技能1号」では、家族の帯同は認められません。
例外として、例えば、本邦で「特定技能1号」の方同士の間で生まれた子どもや、「留学」から「特定技能1号」に在留資格を変更する際、既に「家族滞在」の在留資格で本邦に在留している配偶者や子どもについては、特に人道上の配慮が必要であるとして、在留資格「特定活動」への変更が認められる場合があります。なお、本国へ一時帰国して出産するいわゆる「里帰り出産」をし、本国に子どもを監護養育する者がいる場合には、特に人道上の配慮が必要であるとはみなしません。

第2 分野別運用方針

- 法務大臣は、法第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、各分野を所管する行政機関（以下「分野所管行政機関」という。）の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣と共同して、各

分野における「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）をそれぞれ策定しています。

- 分野別運用方針には、①人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）、②特定産業分野における人材の不足の状況（当該特定産業分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項、③在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び再開の措置に関する事項、④その他特定技能制度に係る制度の運用に関する重要事項、⑤特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項、⑥その他特定技能制度の運用に関する重要事項が定められています。

- 分野横断的な質問については、法務省でも受け付けていますが、質問の内容によっては、各分野を所管する省庁を案内させていただきます。また、各分野に関する個別的な質問については、各分野を所管する省庁にお尋ねください。

第2節 受入れ分野等

第1 受入れ分野

【関係規定】

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上の分野は、次に掲げる分野とし、同項の下欄第1号に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び同項の下欄第2号に規定する法務省令で定める熟練した技能は、基本方針にのっとりそれぞれ当該分野（同項の下欄第2号に規定する法務省令で定める熟練した技能にあつては、第2号、第4号から第9号まで又は第13号から第16号までに掲げるものに限る。）に係る分野別運用方針で定める水準を満たす技能とする。

- 一 介護分野
- 二 ビルクリーニング分野
- 三 リネンサプライ分野
- 四 工業製品製造業分野
- 五 建設分野
- 六 造船・船用工業分野
- 七 自動車整備分野
- 八 航空分野
- 九 宿泊分野

- 十 自動車運送業分野
- 十一 鉄道分野
- 十二 物流倉庫分野
- 十三 農業分野
- 十四 漁業分野
- 十五 飲食料品製造業分野
- 十六 外食業分野
- 十七 林業分野
- 十八 木材産業分野
- 十九 資源循環分野

○ 基本方針において、本制度による外国人の受入れは、生産性向上や国内人材確保のための取組（女性・高齢者のほか、各種の事情により就職に困難を来している者等の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等を含む。）を行った上で、なお、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に限って行うこととされています。

○ 特定産業分野は、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）（以下「分野省令」という。）において、次のものが定められています。なお、特定技能2号での受入れ対象は、「(2号受入れ対象)」と記載した11分野に限られています。

- 1 介護分野
- 2 ビルクリーニング分野（2号受入れ対象）
- 3 リネンサプライ分野
- 4 工業製品製造業分野（2号受入れ対象）
- 5 建設分野（2号受入れ対象）
- 6 造船・船用工業分野（2号受入れ対象）
- 7 自動車整備分野（2号受入れ対象）
- 8 航空分野（2号受入れ対象）
- 9 宿泊分野（2号受入れ対象）
- 10 自動車運送業分野
- 11 鉄道分野
- 12 物流倉庫分野
- 13 農業分野（2号受入れ対象）
- 14 漁業分野（2号受入れ対象）
- 15 飲食料品製造業分野（2号受入れ対象）
- 16 外食業分野（2号受入れ対象）
- 17 林業分野

- 18 木材産業分野
- 19 資源循環分野

第2 外国人材に求められる技能水準等

(1) 特定技能1号

- 「特定技能1号」で在留する外国人（以下「1号特定技能外国人」という。）に対しては、相当程度の知識又は経験を必要とする技能が求められます。これは、相当期間の実務経験等を要する技能をいい、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準のものをいうとされています。
- 当該技能水準は、分野別運用方針において定める当該特定産業分野の業務区分に対応する試験等により確認することとされています。
- また、1号特定技能外国人に対しては、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準が求められます。
- 当該日本語能力水準は、分野所管行政機関が定める試験等により確認することとされています。

(2) 特定技能2号

- 「特定技能2号」で在留する外国人（以下「2号特定技能外国人」という。）に対しては、熟練した技能が求められます。これは、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能であって、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいうとされています。
- 当該技能水準は、分野別運用方針において定める当該特定産業分野の業務区分に対応する試験等により確認することとされています。

第3 受入れ機関の責務

(1) 関係法令の遵守

- 特定技能外国人の受入れ機関（以下「特定技能所属機関」という。）は、出入国管理関係法令・労働関係法令・社会保険関係法令・租税関係法令等を遵守することはもとより、第1章の目的を理解し、本制度がその意義に沿って適正に運用されることを確保し、また、本制度により受け入れる外国人の安定的かつ円滑な在留活動を確保する責務があります。
- そこで、特定技能所属機関と外国人との間の雇用に関する契約（法第2条の5第1項に定める「特定技能雇用契約」をいう。以下同じ。）については、外国人の報酬額が日本人と同等額以上であることを含め所要の基準に適合していることが求められ、特定技能所属機関自身についても、特定技能雇用契約の適正な履行が確保されるものとして所要の基準に適合していることが求められます。
- また、特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れ後は、受入れ状況等について、地方出入国在留管理局に定期又は随時の届出を行わなければなりません。

（2）支援の実施

- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人が「特定技能」の在留資格に基づく活動を安定的かつ円滑に行うことができるようするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援（以下「1号特定技能外国人支援」という。）を実施する義務があります。
- そのため、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画（法第2条の5第6項に規定する「1号特定技能外国人支援計画」をいう。以下同じ。）を作成しなければならず、1号特定技能外国人支援計画については、当該支援計画が所要の基準に適合していることが求められ、特定技能所属機関については、1号特定技能外国人支援計画の適正な実施が確保されているものとして所要の基準に適合していることが求められます。
- 特定技能所属機関は、他の者に1号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の実施を委託することができ、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託した場合は、1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準に適合しているとみなされます。

第3節 特定技能外国人受入れ手続の流れ

- 特定技能外国人の受入れの申請は、全国の地方出入国在留管理局（空港支局を除く。）で受け付けています。また、登録支援機関の登録申請についても同様です。

- 特定技能所属機関が特定技能外国人を受け入れる際の手続の流れは、別紙1の1及び別紙1の2のとおりです。
- 特定技能外国人の技能試験及び日本語試験の合格と、特定技能所属機関との特定技能雇用契約締結の先後関係については、基本的には、特定技能外国人が各試験に合格した後、特定技能所属機関との特定技能雇用契約を締結することが想定されます。もっとも、特定技能雇用契約を締結した上で、受験することもできますが、各試験に合格しなければ、受入れが認められないことに留意してください。
- また、必要な各試験に合格した後に、特定技能所属機関との特定技能雇用契約を締結することが一般的であると思われませんが、各試験の合格前に内定を出すことは禁止されていません。この場合であっても、必要な各試験に合格しなければ、受入れが認められないことに留意してください。
- 在留諸申請に必要な書類の様式並びに記載例及び提出書類一覧表については、出入国在留管理庁ホームページに掲載していますので、御活用ください。なお、掲載場所は、本節末尾の別表のとおりです。
- これまで在留諸申請時に提出を求めていた次の特定技能所属機関の適格性に関する書類（以下「適格性書類」という。）等は、一定の基準を満たす場合、提出を省略することが可能です（適格性書類については、1年に1度提出する定期届出「特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出」（第7章第7節）の添付書類として提出することになります。）。

（特定技能所属機関の適格性に関する書類（適格性書類））

- ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）
- ・ 中長期在留者の受入れ実績等に関する資料
- ・ 登記事項証明書
- ・ 業務執行に関与する役員又は個人事業主の住民票の写し
- ・ 特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1-23号）
- ・ （特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料
- ・ （特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料
- ・ （特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料
- ・ （特定技能所属機関の）法人住民税又は個人住民税の納付に係る資料

（適格性書類のほか提出の省略を認める書類）

- ・ 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号）
- ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）

- 一定の基準とは、（1）同一年度内に既に特定技能外国人を受け入れていること、

又は(2)①過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、②在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行い、かつ③一定の実績があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関であることです。

一定の実績があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関とは、次の①から⑥までのいずれかに該当する機関です。詳細は、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。

- ① 日本の証券取引所に上場している企業
- ② 保険業を営む相互会社
- ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）
- ④ 一定の条件を満たす企業等
- ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人
- ⑥ 申請時点で特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人

在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行うためには、事前の利用者登録が必要です。登録が完了するまでには一定期間要するため、事前にご準備いただくようお願いいたします。なお、派遣雇用であって、特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から7月以内の場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する必要があることから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。


また、適格性書類等の提出を省略する場合であっても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出する必要があることに留意してください。

- 在留諸申請の方法については、在留資格認定証明書交付申請は、特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結した機関の職員が代理人となり行うこととなり、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請については、本人又は申請取次者等が、地方出入国在留管理局に出頭して行わなければなりません（オンライン申請を除く。）。
- 在留資格認定証明書交付申請の手数料は無料ですが、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請については、
 - オンライン申請の場合：5,500円
 - 窓口で申請をする場合：6,000円の手数料が必要となります。

※ 地方出入国在留管理局においては審査窓口の混雑が深刻なものとなっており、多くの待ち時間が発生しているため、混雑解消に向けた取組の一つとして、来庁の必要がないオンライン申請の利用を推奨しています。このため、更なるオンライン申請の利用促進のために、オンライン申請にかかる手数料の方をより安価に設定しています。

- 登録支援機関の登録申請に必要な書類の様式並びに記載例及び提出書類一覧表については、出入国在留管理庁ホームページに掲載していますので、御活用ください。なお、掲載場所は、本節末尾の別表のとおりです。
- 登録支援機関の登録申請の方法については、地方出入国在留管理局に申請書類を持参又は郵送により行うことができます。

別表（申請に必要な書類）

URL	QR コード
https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00202.html	

第4節 特定技能外国人の受入れ後に特定技能所属機関等が行う手続

第1 特定技能所属機関


- 特定技能所属機関が特定技能外国人を受け入れた後に行わなければならない届出の概要は、別紙2のとおりです。
- 届出に必要な書類の様式について、出入国在留管理庁ホームページに掲載していますので、御活用ください。なお、掲載場所は、本節末尾の別表のとおりです。

第2 登録支援機関

- 登録支援機関が支援業務を開始した後に行わなければならない届出・報告の概要は、別紙3のとおりです。

- 届出・報告に必要な書類の様式について、出入国在留管理庁ホームページに掲載していますので御活用ください。なお、掲載場所は、本節末尾の別表のとおりです。

別表（届出・報告に必要な書類）

URL	QR コード
https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10_00002.html	

第3章 在留資格「特定技能」

第1節 「特定技能1号」

【関係規定】

(法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動)

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 1号特定技能外国人が従事する活動は、本邦の公私の機関（特定技能所属機関）との間の雇用に関する契約（特定技能雇用契約。法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。）に基づくものでなければなりません。
 - 1号特定技能外国人が従事する活動は、特定産業分野に属する業務であつて、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務でなければなりません。
 - 特定産業分野における相当程度の知識又は経験を要する技能とは、当該特定産業分野における相当期間の実務経験等を要する技能をいい、当該特定産業分野に係る分野別運用方針で定める水準を満たすものをいいます。
 - 1号特定技能外国人について、在留が許可される場合には、在留期間として、3年を超えない範囲内で法務大臣が個々に指定する期間が付与されます。
 - 許可がされる場合には、在留カードとともに、次の内容が記載された指定書が交付されます。

【指定内容】

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・ 本邦の公私の機関

氏名又は名称 ○○○○株式会社

住 所	〇〇県〇〇市〇〇町1-1
・ 特定産業分野	〇〇
(複数の特定産業分野を指定する場合)	
・ 特定産業分野	〇〇、〇〇、〇〇

【留意事項】

- 特定技能雇用契約は、法第2条の5第1項から第4項までの基準に適合しているものでなければなりません。
- 特定技能外国人が、転職により指定書に記載された特定技能所属機関を変更する場合又は特定産業分野を変更する場合は、在留資格変更許可を受けなければなりません。
- 在留資格変更許可申請中は、変更予定の就労先での就労活動は認められません。

第2節 「特定技能2号」

【関係規定】

(法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動)

二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

- 2号特定技能外国人が従事する活動は、本邦の公私の機関（特定技能所属機関）との間の雇用に関する契約（特定技能雇用契約。法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。）に基づくものでなければなりません。
- 2号特定技能外国人が従事する活動は、特定産業分野に属する業務であつて、熟練した技能を要する業務でなければなりません。
- 特定産業分野における熟練した技能とは、当該特定産業分野における長年の実務経験等により身に付けた熟達した技能をいい、当該特定産業分野に係る分野別運用方針で定める水準を満たすものをいいます。
- 「特定技能2号」は、「特定技能1号」よりも高い技能水準を持つ者に対して付与される在留資格ですが、当該技能水準を有しているかの判断は、あくまで試験の合格等によって行われることとなります。よって、「特定技能1号」を経れば自動的に「特定技能2号」に移行できるものでもなく、他方、試験の合格等により「特定技能2号」で定める技能水準を有していると認められる者であれば、「特定技能1号」を経なくても「特定技能2号」の在留資格を取得することができます。

- 2号特定技能外国人について、在留が許可される場合には、在留期間として、3年、2年、1年又は6月の在留期間が付与されます。
- 許可がされる場合には、在留カードとともに、次の内容が記載された指定書が交付されます。

【指定内容】

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・ 本邦の公私の機関

氏名又は名称 ○○○○株式会社

住 所 ○○県○○市○○町1-1

・ 特定産業分野 ○○

(複数の特定産業分野を指定する場合)

・ 特定産業分野 ○○、○○、○○

【留意事項】

- 特定技能雇用契約は、法第2条の5第1項から第4項までの基準に適合しているものでなければなりません。
- 特定技能外国人が、転職により指定書に記載された特定技能所属機関を変更する場合又は特定産業分野を変更する場合は、在留資格変更許可を受けなければなりません。
- 在留資格変更申請中は、変更予定の就労先での就労活動は認められません。
- 「特定技能2号」での受入れができる分野は、分野省令において、「介護分野」、「リネンサプライ分野」、「自動車運送業分野」、「鉄道分野」、「物流倉庫分野」、「林業分野」、「木材産業分野」及び「資源循環分野」を除く11分野となっています（令和8年4月1日時点）。

第3節 複数の特定産業分野の業務に従事する場合の取扱い

- 特定技能外国人が、複数の特定産業分野の技能水準及び日本語能力水準を満たした上で、特定技能所属機関において、対応する複数の特定産業分野の業務を行わせるための各基準に適合するときは、法務大臣が当該複数の特定産業分野の業務を指定することで、特定技能外国人は当該複数の特定産業分野の業務に従事する活動を行うことが可能となります。

【留意事項】

- 在留諸申請における各申請書の所属機関作成用1の「2 特定技能雇用契約（2）従事すべき業務の内容」欄を3つ設けていることから、複数の特定産業分野の業務に従事させることとする場合には、主に従事することとなる特定産業分野の業務について記載欄の最上段に記載し、それ以外の特定産業分野の活動を2段目以降に記載してください。

第4章 特定技能外国人に関する基準

第1節 「特定技能1号」

(1) 年齢に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。
- イ 18歳以上であること。

- 日本の労働法制上、18歳未満の労働者に関し、特別の保護規定を定めていることから、特定技能外国人についても18歳以上であることを求めるものです。

【留意事項】

- 外国人が18歳未満であっても、在留資格認定証明書交付申請を行うことは可能ですが、日本に上陸する時点においては、18歳以上でなければなりません。
- なお、在留資格認定証明書の有効期間は、交付日から3か月以内であることから、外国人が18歳未満で在留資格認定証明書交付申請を行う場合は、在留資格認定証明書の有効期間を考慮して申請を行うよう留意してください。
- 学歴については、特に基準は設けられていません。

(2) 健康状態に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2

号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

ロ 健康状態が良好であること。

- 特定技能外国人が、特定技能に係る活動を安定的かつ継続的に行うことを確保する観点等から、当該外国人の健康状態が良好であることを求めるものです。

【確認対象の書類】

- ・ 健康診断個人票（参考様式第1－3号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載
- ・ 受診者の申告書（参考様式第1－3号（別紙））※10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

- 新たに日本に入国する場合（在留資格認定証明書交付申請を行う場合）には、申請の日から遡って3か月以内に、日本で行おうとする活動を支障なく行うことができる健康状態にあることについて、医師の診断を受けなければなりません。
- 他方、技能実習生や留学生などで在留中の者が、「特定技能」へ在留資格を変更しようとする場合（在留資格変更許可申請を行う場合）には、申請の日から遡って1年以内に、日本の医療機関で医師の診断を受けていれば、診断書を提出することとして差し支えありません。
- また、提出する立証資料が健康診断個人票（参考様式第1－3号）と異なる形式でも構いませんが、少なくとも健康診断個人票（参考様式第1－3号）に記載した健康診断項目を検診し、「安定・継続的に就労活動を行うことについて」医師の署名があることが求められます。
- 特に、診断項目のうち、「胸部エックス線検査」に異常所見がある場合には、喀痰検査を実施し、活動性結核でないことを確認することが求められます。
- 健康診断個人票（参考様式第1－3号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、その日本語訳も併せて提出してください。
- 受診者の申告書（参考様式第1－3号（別紙））は、健康診断を受診するに当たって、通院歴、入院歴、手術歴、投薬歴の全てを医師に申告したことの確認を求めるものであることから、健康診断受診後に作成することに留意してください。

（3）技能水準に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認めら

れる場合にあつては、ハ及びニに該当することを要しない。

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

平成31年法務省令第7号附則第8条

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律附則第12条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の技能実習の在留資格をもって行う同表の技能実習の項の下欄第2号イ又は同号ロに掲げる活動のいずれかを良好に修了し、かつ、当該修了している活動において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる者については、当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第1号ただし書に該当するものとみなす。

2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第1条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の特定活動の在留資格（同法別表第1の4の表の研修の在留資格の下で修得した技能等に習熟するため、本邦の公私の機関との雇用契約に基づき、当該技能等に係る当該機関の業務に従事する活動を指定されたものに限る。）をもって在留した期間が1年を超える者であつて、当該活動を良好に修了し、かつ、当該修了している活動において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められるものについても、前項と同様とする。

- 1号特定技能外国人について、従事しようとする業務に必要な「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」を有していることが試験その他の評価方法により証明されていることを求めるものです。
- 試験その他の評価方法は、特定産業分野に係る分野別運用方針で定められています。
- なお、技能実習2号を良好に修了しており、従事しようとする業務と技能実習2号の職種・作業に関連性が認められる場合には、技能水準について試験その他の評価方法による証明は要しないこととされています。
- 技能実習2号を修了した者には、技能実習法施行前の技能実習2号を修了した技能実習生や、在留資格「技能実習」が創設される前の「特定活動」（技能実習）をもって在留していた技能実習生（「研修」及び「特定活動」で在留した期間が2年10か月以上の者に限る。）も含まれます。

【確認対象の書類】

- <試験その他の評価方法により技能水準を証明する場合>
- ・ 分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の写し

* 詳細は本要領別冊（分野別）を参照してください。

・ 分野別運用方針に定めるその他の評価方法により技能水準を満たすことを証明する資料

* 分野別運用方針において、試験以外の評価方法を採用している場合

＜技能実習2号を良好に修了した者であること等を証明する場合＞

・ 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し

* 技能検定等に合格している場合

* 提出を省略できる場合あり（【留意事項】を参照）

・ 技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号）

* 技能検定等に合格していない場合

* 提出を省略できる場合あり（【留意事項】を参照）

【留意事項】

○ 分野の特性に応じ、分野別運用方針において、技能試験によらない方法による技能水準の評価を認めているものもあります。

○ 国内試験を受験できるのは在留資格を有して本邦に在留中の外国人であり、「短期滞在」の在留資格を有する者も含まれますが、不法残留者などの在留資格を有しない者は含まれません。なお、「特定技能」の在留資格に関し、法務大臣が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府等以外の国の者（本節（5）を参照）については国内での受験資格は認められません。

○ 試験に合格したとしても、そのことをもって「特定技能」の在留資格が付与されることを保証したのではなく、また、在留資格認定証明書の交付を受けたとしても査証申請については、別途外務省による審査が行われるところ、必ずしも査証の発給を受けられるものではありません。

○ 「特定技能」に係る在留資格の変更については、その変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、許可がされますが、一般的な在留資格への変更の場合と同様に、申請人の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して判断されます。

なお、原則として相当の理由があるとは認められないと判断される具体的な例は次のとおりです。

・ 「留学」の在留資格を有する者で、所属していた教育機関における在籍状況が良好でないもの（在留資格「留学」に応じた活動を行わないで在留していたことにつき正当な理由がある場合を除く。）

・ 「失踪した技能実習生」（在留資格「技能実習」に応じた活動を行わないで在留していたことにつき正当な理由がある場合を除く。）

・ 「短期滞在」の在留資格を有する者

・ 在留資格の活動を行うに当たって計画（以下「活動計画」という。）の作成が求められるものであって、その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの（注1）、又はその活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの（注2）

（注1）その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの

・ 「技能実習」（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）

*本章第3節(4)【留意事項】を参照

- ・「研修」(計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。)
- ・「特定活動(日本の食文化海外普及人材育成事業)」(計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。)
- ・「特定活動(特定伝統料理海外普及事業)」
- ・「特定活動(製造業外国従業員受入事業)」
- ・「特定活動(インターンシップ)」
- ・「特定活動(サマージョブ)」
- ・「特定活動(EPA 看護師候補者、EPA 介護福祉士候補者)」(研修の途中にあるものに限られ、当該研修を修了したものを除く。)

(注2) その活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの

- ・「特定活動(外国人起業活動促進事業)」(計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。)
- ・「経営・管理(外国人創業人材受入促進事業)」(計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。)

- 分野ごとの試験等の詳細については、本要領別冊(分野別)を参照してください。
- 「技能実習2号を良好に修了している」とは、技能実習を2年10か月以上修了し、①第2号技能実習計画における目標である技能検定3級若しくはこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験に合格していること、又は、②技能検定3級及びこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験に合格していないものの、特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者(旧技能実習制度における実習実施機関を含む。)が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習2号を良好に修了したと認められることをいいます。ただし、特定技能外国人を受け入れようとする特定技能所属機関が、当該外国人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合(当該外国人が技能実習2号を修了して帰国した後に、同一の実習実施者と特定技能雇用契約を締結する場合を含む。)には、過去1年以内に技能実習法の「改善命令」を受けていない場合には、技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し及び評価調書の提出を省略することができます。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等の事情により技能実習計画に定めた技能検定又は技能実習評価試験の受検ができず次の段階の技能実習を行うことができないために所属している実習実施者において引き続き業務に従事しながら当該検定等の受検を目的として在留資格「特定活動」で活動した場合などのように、当該活動が技能実習と実質的に同一であるものとして取り扱われたときは、当該活動に係る期間は技能実習を行った期間と取り扱います。
- 「特定技能1号」の活動として従事する業務と技能実習2号との関連性については、分野別運用方針において定められています(詳細は本要領別冊(分野別)を参照)。
- 技能実習2号修了者は、第2号技能実習計画において目標として定めた技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験を受検しなければなりません。また、実

習実施者においては、技能実習生が修得等した技能等の評価を技能検定等により行うこととされていること（技能実習法第9条第5号）に留意が必要です。

- なお、技能実習法の適用がある技能実習生について、受検の申込みをしたものの、病気等のやむを得ない事情により受検ができなかったことにより、技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）等においてその理由を説明いただくことになります。
- 当該外国人が過去に実習を行っていた実習実施者から評価調書（参考様式第1-2号）の提出を受けることができないなど、技能実習2号を良好に修了したことの証明ができない場合には、評価調書（参考様式第1-2号）を提出することができないことの経緯を説明する理由書（任意様式）のほか、評価調書（参考様式第1-2号）に代わる文書として、例えば、当時の技能実習指導員等の当該外国人の実習状況を知り得る立場にある者が作成した技能実習の実施状況を説明する文書（任意様式）を提出いただいた上で、出入国在留管理庁において、技能実習2号を良好に修了したか否かを総合的に評価することも可能ですので、まずは地方出入国在留管理局に相談してください。

（４）日本語能力に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。
- 二 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

平成31年法務省令第7号附則第8条

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律附則第12条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の技能実習の在留資格をもって行う同表の技能実習の項の下欄第2号イ又は同号ロに掲げる活動のいずれかを良好に修了し、かつ、当該修了している活動において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる者については、当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第1号ただし書に該当するものとみなす。

2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第1条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の特定活動の在留資格（同法別表第1の4の表の研修の在留資格の下で修得した技能等に習熟するため、本邦の公私の機関との雇用契約に基づ

き、当該技能等に係る当該機関の業務に従事する活動を指定されたものに限る。)をもって在留した期間が1年を超える者であって、当該活動を良好に修了し、かつ、当該修了している活動において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められるものについても、前項と同様とする。

- 1号特定技能外国人について、「ある程度の日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準」を有していることが試験その他の評価方法により証明されていることを求めるものです。
- 試験その他の評価方法は、特定産業分野に係る分野別運用方針で定められています。
- なお、技能実習2号を良好に修了している場合は、原則として、修了した技能実習の職種・作業の種類にかかわらず、日本語能力水準について試験その他の評価方法による証明は要しないこととされています(N4レベルの試験免除)。ただし、介護分野において証明を求めることとしている介護日本語評価試験の合格については、介護職種・介護作業の技能実習2号を良好に修了した者を除き、試験免除されないことに留意願います(詳細は本要領別冊-介護分野の基準について-を参照願います)。また、自動車運送業分野(タクシー運転者、バス運転者に限る。)及び鉄道分野(運輸係員に限る。)については、N3レベルの日本語能力が必要となるため、技能実習2号を良好に修了している場合であっても、試験その他の評価方法による証明を要することに留意願います。
- 技能実習2号を修了した者には、技能実習法施行前の技能実習2号を修了した技能実習生や在留資格「技能実習」が創設される前の「特定活動」(技能実習)をもって在留していた技能実習生(「研修」及び「特定活動」で在留した期間が2年10か月を超えている者に限る。)も含まれます。

【確認対象の書類】

＜試験その他の評価方法により日本語能力水準を証明する場合＞

- ・日本語試験の合格証明書の写し
- ・分野別運用方針に定めるその他の評価方法により日本語能力を有することを証明する資料
 - * 分野別運用方針において、試験以外の評価方法を採用している場合

＜技能実習2号を良好に修了した者であること等を証明する場合＞

- ・技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し
 - * 技能検定等に合格している場合
 - * 提出を省略できる場合あり(【留意事項】を参照)
- ・技能実習生に関する評価調書(参考様式第1-2号)

* 技能検定等に合格していない場合

* 提出を省略できる場合あり（【留意事項】を参照）

【留意事項】

- 分野の特性に応じ、分野別運用方針において、複数の日本語試験の合格を求めているものがあります。
- 試験実施国以外の国籍を有する者が近隣国で実施される試験を受験することを妨げるものではありません。
- 分野ごとの試験等の詳細については、本要領別冊（分野別）を参照してください。
- 「技能実習2号を良好に修了している」とは、技能実習を2年10か月以上修了し、①第2号技能実習計画における目標である技能検定3級若しくはこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していること、又は、②技能検定3級及びこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していないものの、特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習2号を良好に修了したと認められることをいいます。ただし、特定技能外国人を受け入れようとする特定技能所属機関が、当該外国人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合（当該外国人が技能実習2号を修了して帰国した後に、同一の実習実施者と特定技能雇用契約を締結する場合を含む。）には、過去1年以内に技能実習法の「改善命令」を受けていない場合には、技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し及び評価調書の提出を省略することができます。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等の事情により技能実習計画に定めた技能検定又は技能実習評価試験の受検ができず次の段階の技能実習を行うことができないために所属している実習実施者において引き続き業務に従事しながら当該検定等の受検を目的として在留資格「特定活動」で活動した場合などのように、当該活動が技能実習と実質的に同一であるものとして取り扱われたときは、当該活動に係る期間は技能実習を行った期間と取り扱います。
- 「特定技能1号」の活動として従事する業務と技能実習2号との関連性については、分野別運用方針において定められています（詳細は、本要領別冊（分野別）を参照）。
- 技能実習2号修了者は、第2号技能実習計画において目標として定めた技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験を受検しなければなりません。また、実習実施者においては、技能実習生が修得等した技能等の評価を技能検定等により行うこととされていること（技能実習法第9条第5号）に留意が必要です。
- なお、技能実習法の適用がある技能実習生について、受検の申込みをしたものの、病気等のやむを得ない事情により受検ができなかったことにより、技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）等においてその理由を説明いただくことになります。
- 当該外国人が過去に実習を行っていた実習実施者から評価調書（参考様式第1-2号）の提出を受けることができないなど、技能実習2号を良好に修了したことの証明ができない場合には、評価調書（参考様式第1-2号）を提出することができないことの経緯を説明する理由書

(任意様式)のほか、評価調書(参考様式第1-2号)に代わる文書として、例えば、当時の技能実習指導員等の当該外国人の実習状況を知り得る立場にある者が作成した技能実習の実施状況を説明する文書(任意様式)を提出いただいた上で、出入国在留管理庁において、技能実習2号を良好に修了したか否かを総合的に評価することも可能ですので、まずは地方出入国在留管理局に相談してください。

(5) 退去強制令書の円滑な執行への協力に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令(特定技能1号)

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。
- ホ 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域(出入国管理及び難民認定法施行令(平成10年政令第178号)第1条に定める地域をいう。以下同じ。)の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の特定技能の在留資格に係る基準の規定に基づき退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令第1条に定める地域の権限ある機関を定める件(平成31年法務省告示第85号)

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第1号ホ及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第1号ニの法務大臣が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令(平成10年政令第178号)第1条に定める地域の権限ある機関は、イラン・イスラム共和国を除いた国の政府又は同条に定める地域の権限ある機関とする。

- 入管法における退去強制令書が発付されて送還されるべき外国人について、自国民の引取り義務を履行しない等、退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域の外国人の受入れは認められません。

【留意事項】

- 退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域とは、告示で定める次の国・地域をいいます。
 - ・イラン・イスラム共和国

(6) 通算在留期間に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあつては、ハ及びニに該当することを要しない。
- へ 特定技能（法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）の在留資格をもって本邦に在留したことがある者にあつては、当該在留資格をもって在留した期間（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかつた期間を除く。）が通算して5年（当該在留資格をもって5年を超えて在留することについて相当の理由があると認められる場合にあつては、6年）に達していないこと。

平成31年法務省令第7号附則第10条

この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第1号への期間には、附則第6条第1項各号に掲げる活動のいずれかを指定されて特定活動の在留資格をもって在留した期間を含むものとする。

- 「特定技能1号」で在留できる期間が通算で原則5年以内であることを求めるものです。
- ただし、妊娠・出産・育児を理由として1号特定技能外国人としての活動が行えない休業期間については、当該休業期間が疎明資料から認められる場合に限り、5年の通算在留期間には含めません。
- また、「その他のやむを得ない事情」として、病気・怪我（労災を含む。）を理由として1号特定技能外国人としての活動が行えない休業期間についても、当該休業期間が疎明資料から認められる場合に限り、5年の通算在留期間には含めません。
- このほか、「特定技能2号」で従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることを評価する試験又は介護福祉士国家試験（以下「特定技能2号評価試験等」という。）に不合格となり、一定の要件を満たす者については、「5年を超えて在留することについて相当の理由があると認められる場合」に該当するとして、通算在留期間が6年となります。

【留意事項】

- 「通算」とは、特定産業分野を問わず、在留資格「特定技能1号」で本邦に在留した期間をいい、過去に在留資格「特定技能1号」で在留していた期間も含まれます。
- 次の場合は通算在留期間に含まれます。
 - ・失業中の期間
 - ・再入国許可による出国（みなし再入国許可による出国を含む。）の出国期間（産前産後休業期間・育児休業期間及び病気・怪我による休業期間における出国期間を除く。）
 - ・「特定技能1号」を有する者が行った在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請中の特例期間
 - ・特例措置として「特定技能1号」への移行準備のために就労活動を認める「特定活動」で在留していた期間
- ただし、次の期間は通算在留期間に含まれません。

- ・再入国許可により出国（みなし再入国許可による出国を含む。）したものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための上陸を拒否する措置などのやむを得ない事情により再入国することができなかった期間

再入国許可による出国（みなし再入国許可による出国を含む。）の出国期間中も「特定技能1号」としての在留資格が継続しますが、やむを得ない事情により再入国することができなかった期間は5年の通算在留期間には含めないこととするため、本取扱いを希望する場合は5年の通算在留期間が満了する前（概ね3か月前）に、再入国出国期間に関する申立書（参考様式第1-28号）及びやむを得ない事情により再入国できなかったことを疎明する資料とともに、当該期間に応じた在留諸申請をし、申立書及び資料から当該期間が確認でき、その在留を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、許可がされます。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、受入れ機関又は受入れ予定機関の経営状況の悪化（倒産、人員整理、雇止め、採用内定の取消し等）等により、自己の責めに帰すべき事由によらずに当該機関において活動することができなくなり現在の在留資格で本邦に引き続き在留することが困難となった外国人、又は、予定された技能実習を修了した技能実習生のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う空港の閉鎖や移動の制限等を受けて帰国が困難となった外国人の本邦での雇用を維持するため、特定産業分野において、特定技能の業務に必要な技能を身に付けるために在留資格「特定活動」で在留した期間

- ・産前産後休業期間・育児休業期間

ここでいう「産前産後休業期間・育児休業期間」とは、労働基準法に基づく産前産後休業（産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）・産後8週間）及び育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）に基づく育児休業期間（子が1歳に達するまで。ただし、育児・介護休業法に基づき、保育所などに入所できない場合に限り、1歳6か月まで（再延長で2歳まで）育児休業を延長した場合には、当該期間）において、1号特定技能外国人としての活動が行えない期間を指します。

休業期間中も「特定技能1号」としての在留資格が継続しますが、当該期間は5年の通算在留期間には含めないこととするため、本取扱いを希望する場合は5年の通算在留期間が満了する前（概ね3か月前）に、疎明資料（第3節参照）とともに当該期間に応じた在留諸申請をし、

疎明資料から当該期間が確認でき、その在留を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、許可がされます。

・病気・怪我（労災を含む。）による休業期間

ここでいう「病気・怪我による休業期間」とは、特定技能制度の適正な運用を図る観点から、病気・怪我による休業期間が原則1年以下（労災による病気・怪我に起因する休業の場合はその事情に鑑み、休業期間が3年以下）であり、1号特定技能外国人として活動が行えない期間を指します。ただし、休業期間は、連続した1か月を超える期間である必要があり、例えば、体調不良等を理由として数日間自宅で療養する場合や、断続的な通院により業務が行えない場合は対象外となります。

上記の産前産後休業・育児休業の場合と同様、本取扱いを希望する場合は5年の通算在留期間が満了する前（概ね3か月前）に、疎明資料（第3節参照）とともに当該期間に応じた在留諸申請をし、疎明資料から当該期間が確認でき、その在留を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、許可がされます。

・上記の産前産後休業・育児休業及び病気・怪我（労災を含む。）による休業期間を通算在留期間に含めない取扱いを受けるためには、休業の原因となった事由が発生した際に遅滞なく受入れ困難に係る届出を行っていることが必要となることに留意ください。

- 「特定技能2号」での受入れが認められている特定産業分野において、特定技能2号評価試験等（※）に不合格となった1号特定技能外国人のうち、以下の要件を満たしていると認められるものについては、「5年を超えて在留することについて相当の理由があると認められる場合」に該当するとして、通算在留期間が6年となります。

（※）各分野の特定技能2号評価試験のほか、介護福祉士国家試験、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業の各分野については各技能検定1級、工業製品製造業分野についてはビジネスキャリア検定3級、漁業及び外食業の各分野については日本語能力試験（N3相当以上）も含む。なお、自動車整備士技能検定2級及び航空従事者技能証明は対象外。

（要件）

1. 特定技能外国人が次のいずれにも該当すること

(1) 分野別運用方針に定める「特定技能2号」への移行に必要な全ての試験等について、合格基準点の8割以上の得点を取得していること

※ 不合格となった試験の受験日は本件取扱いの施行（令和7年9月30日）前後を問いませんが、疎明資料から当該要件を満たしていることが明らかである場合に限り、ります。

(2) 5年の通算在留期間経過後の在留期間中に

ア 合格基準点の8割以上の得点を取得した特定技能2号評価試験等の合格に向けて精励し、かつ、同試験等を受験すること

イ 特定技能2号評価試験等に合格した場合、速やかに「特定技能2号」又は「介護」の在留資格変更許可申請を行うこと

ウ 特定技能2号評価試験等に合格できなかった場合、速やかに帰国すること

を誓約していること

(3) 在留諸申請の時点で出国している場合は、出国日から1年以内に本邦に入国すること

2. 特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること

(1) 当該申請人を引き続き雇用する意思があること

(2) 特定技能2号評価試験等の合格に向けた指導・研修・支援等を行う体制を有すること

・本件取扱いに係る在留諸申請については第3節を参照してください。

○ 残余の特定技能雇用契約期間や在留期限にかかわらず、「特定技能1号」での通算在留期間が5年に達した時点で、以後の在留は原則認められないことに留意してください。

○ 「特定技能1号」での通算在留期間を把握しようとする場合においては、申請人の出入国記録を用いて計算いただく方法があります。出入国記録は、以下の宛先に開示請求をしていただくことで入手が可能です。開示請求の際は、請求書の余白に「通算在留期間の確認のため」と明記してください。開示請求の詳細については、出入国在留管理庁ホームページで御確認ください。

※ 出入国記録は、申請人の出入国歴のほか、付与された在留資格や許可日等を記載したものであり、通算在留期間の算定結果を記載したものではありません。

※ 地方出入国在留管理局の開示請求窓口や電話では、通算在留期間の算定に関するお問合せは一切受け付けておりません。

(開示請求の宛先)

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目6番1号 四谷タワー13階

出入国在留管理庁総務課出入国情報開示係 宛て

(7) 保証金の徴収・違約金契約等に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

二 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、締結されないことが見込まれること。

○ 特定技能外国人又はその親族等が、保証金の徴収や財産の管理又は違約金契約を締結させられているなどの場合には、特定技能の適正な活動を阻害するものであることから、これら保証金の徴収等がないことを求めるものです。

○ 「保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産を管理され」ないことについては、特定技能所属機関や登録支援機関のほか、職業紹介事業者などの特定技能雇用契約に基づく特定技能外国人の本邦における活動に関する仲介事業者のみならず、本国及び日本の仲介事業者（ブローカー）等を含め、幅広く規

制の対象とするものです（このため、本規定は特段主語を規定していません。）。

- 「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」とは、特定技能所属機関から失踪することなど労働契約の不履行に係る違約金を定める契約のほか、地方出入国在留管理局や労働基準監督署などの関係行政機関において法令違反に係る相談をすること、休日に許可を得ずに外出すること、若しくは作業時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める契約、受入れ外国人が一定期間勤務することを停止条件として貸付金の返済を免除する内容の契約、受入れ外国人が返済途中で退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約又は商品若しくはサービスの対価として不当に高額な料金の徴収を予定する契約などが該当します。

【確認対象の書類】

- ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）
- ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

- 特定技能外国人及びその親族等が、保証金の徴収や財産の管理をされ又は違約金契約を締結させられていることなどを認識して特定技能雇用契約を締結して特定技能外国人を受け入れた場合には、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして欠格事由に該当し5年間受入れができなくなりますので雇用契約締結時に十分に確認を行ってください。
- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画における事前ガイダンスにおいて、保証金・違約金契約は違法であり、禁止されていることについて説明するとともに保証金の徴収等がないことを確認してください。また、保証金の徴収等が行われていることを確認した場合には、速やかに地方出入国在留管理局に情報提供を行ってください。
- 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）及び1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）は、申請人が十分に理解できる言語に翻訳し、申請人が内容を十分に理解した上で署名をすることが求められます。
- 本制度では、悪質な仲介事業者の排除を目的として、外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めを送出国政府との間で作成することとしています。二国間取決めが作成された場合には、順次、出入国在留管理庁ホームページで、必要な情報等を掲載していくこととしています。特定技能外国人との間で雇用契約を締結するに当たって、海外の取次機関が関与する場合には、保証金等を徴収する悪質な仲介事業者（ブローカー）が関与することがないように当該情報を活用してください（なお、二国間取決めを作成した国以外の国籍を有する者であっても受け入れることは可能です。）。
- また、技能実習制度では、本制度と同様に送出国政府との間で二国間取決めを作成し、送出国政府が認定した送出国機関について、外国人技能実習機構のホームページで公表しているほか、出入国在留管理庁ホームページでも公表することとしていますので当該情報も御参照ください。

(8) 費用負担の合意に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

三 申請人が特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあっては、その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること。

五 食費、居住費その他名目のいかんを問わず申請人が定期的に負担する費用について、当該申請人が、当該費用の対価として供与される食事、住居その他の利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であり、当該費用の明細書その他の書面が提示されること。

- 特定技能外国人が入国前及び在留中に負担する費用について、その意に反して徴収されることを防止するために、当該外国人が負担する費用の額及び内訳を十分に理解して合意していることを求めるものです。
- 「特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあっては、その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること」については、特定技能外国人が不当に高額な費用を支払い、多額の借金を抱えて来日するといったことがないよう設けられたものです。
- 費用の徴収は、各国の法制に従って適法に行われることが前提となりますが、旅券の取得等に要した費用など社会通念上、特定技能外国人が負担することに合理的な理由が認められるものについては、このルールにのっとって、外国の機関が費用を徴収することが求められます。したがって、特定技能所属機関が、職業紹介事業者や外国の機関の関与を経て、特定技能外国人を雇用する場合にあっては、当該特定技能外国人が外国の機関から徴収された費用の額及びその内訳について、特定技能外国人が十分に理解し合意を得た上で、当該費用が徴収されていることを確認することが求められます。
- 特定技能外国人が定期的に負担する費用のうち食費については、提供される食事、食材等の提供内容に応じて、次のとおり、合理的な費用でなければなりません。
 - ・ 食材、宅配弁当等の現物支給の場合：購入に要した額以内の額
 - ・ 社員食堂での食事提供の場合：従業員一般に提供する場合に特定技能外国人以外の従業員から徴収する額以内の額
 - ・ 食事の調理・提供の場合：材料費、水道・光熱費、人件費等の費用の提供を受ける者（特定技能外国人のみに限られない。）の人数で除した額以内の額

- 特定技能外国人が定期的に負担する費用のうち居住費については、自己所有物件の場合、借上物件の場合に応じて、次のとおりでなければなりません。
 - ・ 自己所有物件の場合

実際に建設・改築等に要した費用（土地の購入代・土地の造成費用等に関する費用は除く。）、物件の耐用年数、入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額
 - ・ 借上物件の場合

借上げに要する費用（管理費・共益費を含む。敷金・礼金・保証金・仲介手数料・更新手数料・途中解約金等は含まないため、特定技能外国人に負担させることはできません。）を入居する特定技能外国人の人数で除した額以内の額

- 特定技能外国人が定期的に負担する費用のうち水道・光熱費については、実際に要した費用を当該宿泊施設で特定技能外国人と同居している者（特定技能所属機関やその家族を含む。）の人数で除した額以内の額でなければなりません。

- その他名目のいかなを問わず申請人が定期的に負担する費用については、特定技能所属機関等が定期的に徴収する場合、当該費用の対価として提供される利益が特定技能外国人本人に帰属するものであり、かつ、特定技能外国人がその内容を十分に理解した上で特定技能所属機関等と特定技能外国人との間で合意している合理的な額でなければなりません。

【確認対象の書類】

- ・ 雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載
- ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号）
- ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1－17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

- 本邦に入国するに際して特定技能所属機関等に支払う費用について、特定技能外国人が、その額及び内訳を十分に理解した上で支払に合意していなければなりません。
- 特定技能所属機関は、入国後に当該外国人が定期的に負担する費用（住居費や食費等）について、その額及び内訳を十分に説明した上で、当該外国人から合意を得なければなりません。
- 特定技能外国人の給与から定期的に負担する費用を控除する場合は、雇用条件書（参考様式第1－6号）に控除する費用の名目及び額を確実に明記し、特定技能外国人が控除される費用の名目及び額を十分に理解できるようにしなければなりません。
- 定期的に負担する費用のうち徴収する居住費が高額である場合には、特定技能外国人が生活する上で支障を来すことも考えられるため、徴収する金額は、実費に相当する等適正な額でなければなりません。その費用額が高額である場合には、実費に相当する等適正な額であることについて疑義が生じることから、場合によっては追加的な立証をしていただくこととなります。
- 雇用条件書（参考様式第1－6号）、雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号）及び1号特定技能外国人支援計画書（参考用紙第1－17号）は、申請人が十分に理解できる言語

により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名することが求められます。

(9) 本国において遵守すべき手続に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

四 申請人が国籍又は住所を有する国又は地域において、申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続が定められている場合にあっては、当該手続を経ていること。

- 特定技能外国人が、特定技能に係る活動を行うに当たり、海外に渡航して労働を行う場合の当該本国での許可等、本国において必要な手続を遵守していることを求めるものです。
- 本制度では、悪質な仲介事業者の排除を目的として、外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めを送出国政府との間で作成することとしているところ、当該取決めにおいて「遵守すべき手続」が定められている場合には当該手続を経ていることが必要となります。

【留意事項】

- 二国間取決めにおいて、「遵守すべき手続」が定められた場合など必要な情報が示された場合には、出入国在留管理庁ホームページで、随時お知らせします（なお、二国間取決めを作成した国以外の国籍を有する者であっても受け入れることは可能です。）。

(10) 分野に特有の事情に鑑みて定められた基準に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

- 特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて個別に定める基準に適合していることを求めるものです。

【確認対象の書類】

・ 分野ごとに定める書類（本要領別冊（分野別）を参照）

【留意事項】

- 分野によっては告示で基準を定めていない場合もあります。

○ 告示で基準が定められている場合であってもその内容は分野ごとに異なります。

第2節 「特定技能2号」

(1) 年齢に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。
- イ 18歳以上であること。

○ 日本の労働法制上、法定時間外労働や休日労働等の規制なく就労が可能となる年齢は18歳以上とされていることから、特定技能外国人についても18歳以上であることを求めるものです。

【留意事項】

- 特定技能外国人が18歳未満であっても、在留資格認定証明書交付申請を行うことは可能ですが、当該外国人が日本に上陸する時点において、18歳以上でなければなりません。
- なお、在留資格認定証明書の有効期間は、交付日から3か月以内であることから、特定技能外国人が18歳未満で在留資格認定証明書交付申請を行う場合は、在留資格認定証明書の有効期間を考慮して申請を行うよう留意してください。

(2) 健康状態に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能2号）

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。
- ロ 健康状態が良好であること。

○ 特定技能外国人が、特定技能に係る活動を安定的かつ継続的に行うことを確保する観点等から、当該外国人の健康状態が良好であることを求めるものです。

【確認対象の書類】

・ 健康診断個人票（参考様式第1－3号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載

・受診者の申告書（参考様式第1－3号（別紙））※10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

- 新たに日本に入国する場合（在留資格認定証明書交付申請を行う場合）には、申請の日から遡って3か月以内に、日本で行おうとする活動を支障なく行うことができる健康状態にあることについて、医師の診断を受けなければなりません。
- 他方、技能実習生や留学生などで在留中の者が、「特定技能」へ在留資格を変更しようとする場合（在留資格変更許可申請を行う場合）には、申請の日から遡って1年以内に、日本の医療機関で医師の診断を受けていれば、当該診断書を提出することとして差し支えありません。
- また、提出する立証資料が健康診断個人票（参考様式第1－3号）と異なる形式でも構いませんが、少なくとも健康診断個人票（参考様式第1－3号）に記載した健康診断項目を検診し、「安定・継続的に就労活動を行うことについて」医師の署名があることが求められます。
- 特に、診断項目のうち、「胸部エックス線検査」に異常所見がある場合には、喀痰検査を実施し、活動性結核でないことを確認することが求められます。
- 健康診断個人票（参考様式第1－3号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、その日本語訳も併せて提出してください。
- 受診者の申告書（参考様式第1－3号（別紙））は、健康診断を受診するに当たって、通院歴、入院歴、手術歴、投薬歴の全てを医師に申告したことの確認を求めるものであることから、健康診断受診後に作成することに留意してください。

（3）技能水準に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能2号）

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。
 - ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

- 2号特定技能外国人について、従事しようとする業務に必要な「熟練した技能」を有していることが試験その他の評価方法により証明されていることを求めるものです。
- 試験その他の評価方法は、特定産業分野に係る分野別運用方針で定められています。

【確認対象の書類】

- ・分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の写し
 - * 詳細は本要領別冊（分野別）を参照してください。
- ・分野別運用方針に定めるその他の評価方法により技能水準を満たすことを証明する資料
 - * 試験その他の評価方法により技能水準を証明する場合

* 在留諸申請時に実務経験等を求めている場合（詳細は本要領別冊（分野別）を参照してください。）

（４）退去強制令書の円滑な執行への協力に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能２号）

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。
- 二 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の特定技能の在留資格に係る基準の規定に基づき退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令第 1 条に定める地域の権限ある機関を定める件（平成 31 年法務省告示第 85 号）

出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号）の表の法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動の項の下欄第 1 号ホ及び法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 2 号に掲げる活動の項の下欄第 1 号ニの法務大臣が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令（平成 10 年政令第 178 号）第 1 条に定める地域の権限ある機関は、イラン・イスラム共和国を除いた国の政府又は同条に定める地域の権限ある機関とする。

- 入管法における退去強制令書が発付されて送還されるべき外国人について、自国民の引取り義務を履行しない等、退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域の外国人の受入れは認められません。

【留意事項】

- 退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域とは、告示で定める次の国・地域をいいます。
 - ・イラン・イスラム共和国

（５）保証金の徴収・違約金契約等に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能２号）

- 二 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、締結されないことが見込まれること。

- 特定技能外国人又はその親族等が、保証金の徴収や財産の管理又は違約金契約を締結させられているなどの場合には、特定技能の適正な活動を阻害するものであることから、これら保証金の徴収等がないことを求めるものです。
- 「保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産を管理され」ないことについては、特定技能所属機関や登録支援機関のほか、職業紹介事業者などの特定技能雇用契約に基づく特定技能外国人の本邦における活動に関する仲介事業者のみならず、本国及び日本の仲介事業者（ブローカー）等を含め、幅広く規制の対象とするものです（このため、本規定は特段主語を規定していません。）。
- 「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」とは、特定技能所属機関から失踪することなど労働契約の不履行に係る違約金を定める契約のほか、地方出入国在留管理局や労働基準監督署などの関係行政機関において相談をすること、休日に許可を得ずに外出すること、若しくは作業時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める契約、受入れ外国人が一定期間勤務することを停止条件として貸付金の返済を免除する内容の契約、受入れ外国人が返済途中で退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約又は商品若しくはサービスの対価として不当に高額な料金の徴収を予定する契約などが該当します。

【確認対象の書類】

- ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）

【留意事項】

- 特定技能外国人及びその親族等が、保証金の徴収や財産の管理をされ又は違約金契約を締結させられていることなどを認識して特定技能雇用契約を締結して特定技能外国人を受け入れた場合には、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして欠格事由に該当し5年間受入れができないこととなりますので、雇用契約締結時に十分に確認を行ってください。
- 本制度では、悪質な仲介事業者の排除を目的として、外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めを送出国政府との間で作成することとしています。二国間取決めが作成された場合には、順次、出入国在留管理庁ホームページで、二国間取決め作成に係る情報等を掲載していくこととしています。特定技能外国人との間で雇用契約を締結するに当たって、海外の取次機関が関与する場合には、保証金等を徴収する悪質な仲介事業者（ブローカー）が関与することがないように当該情報を活用してください（なお、二国間取決めを作成した国以外の国籍を有する者であっても受け入れることは可能です。）。
- また、技能実習制度では、本制度と同様に送出国政府との間で二国間取決めを作成し、送出国政府が認定した送出機関について、外国人技能実習機構のホームページで公表しているほか、出入国在留管理庁ホームページでも公表することとしていますので、当該情報も御参照ください。

- 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人がその内容を理解した上で署名していることが求められます。

（6）費用負担の合意に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能2号）

- 三 申請人が特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあっては、その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること。
- 五 食費、居住費その他名目のいかんを問わず申請人が定期に負担する費用について、当該申請人が、当該費用の対価として供与される食事、住居その他の利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であり、当該費用の明細書その他の書面が提示されること。

- 特定技能外国人が入国前及び在留中に負担する費用について、その意に反して徴収されることを防止するために、当該外国人が負担する費用の額及び内訳を十分に理解して合意していることを求めるものです。
- 「特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあっては、その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること」については、特定技能外国人が不当に高額な費用を支払い、多額の借金を抱えて来日するといったことがないよう設けられたものです。
- 費用の徴収は、各国の法制に従って適法に行われることが前提となりますが、旅券の取得等に要した費用など社会通念上、特定技能外国人が負担することに合理的な理由が認められるものについては、このルールにのっとり、外国の機関が費用を徴収することが求められます。したがって、特定技能所属機関が、職業紹介事業者や外国の機関の関与を経て、特定技能外国人を雇用する場合にあっては、当該特定技能外国人が外国の機関から徴収された費用の額及びその内訳について、特定技能外国人が十分に理解し合意を得た上で、当該費用が徴収されていることを確認することが求められます。
- 特定技能外国人が定期に負担する費用のうち食費については、提供される食事、食材等の提供内容に応じて、次のとおり、合理的な費用でなければなりません。
- ・ 食材、宅配弁当等の現物支給の場合：購入に要した額以内の額
 - ・ 社員食堂での食事提供の場合：従業員一般に提供する場合に特定技能外国人以

外の従業員から徴収する額以内の額

- ・ 食事の調理・提供の場合：材料費、水道・光熱費、人件費等の費用の提供を受ける者（特定技能外国人のみに限られない。）の人数で除した額以内の額

○ 特定技能外国人が定期に負担する費用のうち居住費については、自己所有物件の場合、借上物件の場合に応じて、次のとおりでなければなりません。

- ・ 自己所有物件の場合

実際に建設・改築等に要した費用（土地の購入代・土地の造成費用等土地に関する費用は除く。）、物件の耐用年数、入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額

- ・ 借上物件の場合

借上げに要する費用（管理費・共益費を含む。敷金・礼金・保証金・仲介手数料・更新手数料・途中解約金等は含まないため特定技能外国人に負担させることはできません。）を入居する特定技能外国人の人数で除した額以内の額

○ 特定技能外国人が居住する住居に付随する家電、家具、食器などの備品のほか、火災保険、損害保険等を特定技能所属機関が定期に徴収する場合については、当該費用の対価として提供される利益が特定技能外国人本人に帰属するものであり、かつ、特定技能外国人が当該利益の提供を受けることを十分理解していることに留意してください。

その上で、これらの徴収する費用の請求が実費の範囲内であり、備品の耐用年数や入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額であれば、特定技能外国人と特定技能所属機関の間で合意している限りにおいて、要件を満たすものとし、居住地又はその他費用に算入することができます。

その際、設置する備品が従物か付加一体物であるか、購入したものか借り上げた（レンタルした）ものか、又は自己所有物件か借上物件かのいずれかによって区別しないこととします。

なお、火災保険や損害保険等の利益が特定技能外国人に帰属するかの判断については、被保険者や保険金の請求権者が特定技能外国人本人であることなど、保険の内容等を確認の上、当該保険費用の対価として提供される利益が特定技能外国人本人に帰属するものであることに留意してください。

○ 特定技能外国人が定期に負担する費用のうち水道・光熱費については、実際に要した費用を当該宿泊施設で特定技能外国人と同居している者（特定技能所属機関やその家族を含む。）の人数で除した額以内の額でなければなりません。

【確認対象の書類】

- ・ 雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載
- ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号）

・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

- 本邦に入国するに際して特定技能所属機関等に支払う費用について、特定技能外国人が、その額及び内訳を十分に理解した上で支払に合意していなければなりません。
- 特定技能所属機関は、入国後に当該外国人が定期的に負担する費用（住居費や食費等）について、その額及び内訳を十分に説明し、当該外国人から合意を得なければなりません。
- 特定技能外国人の給与から定期的に負担する費用を控除する場合は、雇用条件書（参考様式第1-6号）に控除する費用の名目及び額を確実に明記し、特定技能外国人が控除される費用の名目及び額を十分に理解できるようにしなければなりません。
- 定期に負担する費用のうち徴収する居住費が高額である場合には、特定技能外国人が生活する上で支障を来すことも考えられるため、徴収する金額は、実費に相当する等適正な額でなければなりません。その費用額が高額である場合には、実費に相当する等適正な額であることについて疑義が生じることから、場合によっては追加的な立証をしていただくこととなります。
- 雇用条件書（参考様式第1-6号）及び雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名していることが求められます。

(7) 本国において遵守すべき手続に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能2号）

- 四 申請人が国籍又は住所を有する国又は地域において、申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続が定められている場合にあっては、当該手続を経ていること。

- 特定技能外国人が、特定技能に係る活動を行うに当たり、海外に渡航して労働を行う場合の当該本国での許可等、本国において必要な手続を遵守していることを求めるものです。
- 本制度では、悪質な仲介事業者の排除を目的として、外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めを送出国政府との間で作成することとしているところ、当該取決めにおいて「遵守すべき手続」が定められている場合には当該手続を経ていることが必要となります。

【留意事項】

- 二国間取決めにおいて、「遵守すべき手続」が定められた場合など必要な情報が示された場合には、出入国在留管理庁ホームページで、随時お知らせします（なお、二国間取決めを作成した国以外の国籍を有する者であっても受け入れることは可能です。）。

(8) 技能実習により修得等した技能等の本国への移転に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能2号）

六 技能実習の在留資格をもって本邦に在留していたことがある者にあつては、当該在留資格に基づく活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること。

平成31年法務省令第7号

附則第9条

この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第6号の規定の適用については、前条第2項に規定する特定活動の在留資格で在留していた者も同様とする。

附則第8条

2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第1条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の特定活動の在留資格（同法別表第1の4の表の研修の在留資格の下で修得した技能等に習熟するため、本邦の公私の機関との雇用契約に基づき、当該技能等に係る当該機関の業務に従事する活動を指定されたものに限る。）をもって在留した期間が1年を超える者であつて、当該活動を良好に修了し、かつ、当該修了している活動において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められるものについても、前項と同様とする。

- 技能実習の活動に従事していた者が「特定技能2号」の許可を受けようとする場合には、技能実習において修得等した技能等を本国へ移転することに努めると認められることを求めるものです。

【確認対象の書類】

・技能移転に係る申告書（参考様式第1-10号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

- 「努めるものと認められること」とは、本邦で修得等した技能等の本国への移転に努めることが見込まれることをいい、実際に本国への移転を行い、成果を挙げることを求めるものではありません。
- 「技能実習の在留資格をもって本邦に在留していたことがある者」には、「技能実習」の在留資格が施行された平成22年7月前の「特定活動」（技能実習）をもって在留していた者も含まれます（平成31年法務省令第7号附則第9条）。
- 技能移転の申告書（参考様式第1-10号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解して署名していることが求められます。

(9) 分野に特有の事情に鑑みて定められた基準に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能2号）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

- 特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて個別に定める基準に適合していることを求めるものです。

【確認対象の書類】

・分野ごとに定める書類（本要領別冊（分野別）を参照）

【留意事項】

- 分野によっては告示で基準を定めていない場合もあります。
- 告示で基準が定められている場合であってもその内容は分野ごとに異なります。

第3節 在留諸申請時の取扱い

- 在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請においては、法務大臣が変更や更新が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可されることとなっており、この判断については法務大臣の自由な裁量に委ねられ、外国人が行おうとする活動、活動の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行われます。判断に当たっては、在留資格該当性（第3章を参照）、上陸基準省令（本章第1節及び第2節を参照）のほか、次の事項についても考慮されることとなります。なお、これらの全てに該当する場合であっても、全ての事情を考慮した結果、変更や更新が許可されないこともあります。

(1) 入管法に定める届出義務の履行に関するもの

- 法第19条の7から第19条の13まで、第19条の15及び第19条の16に規定する在留カードの記載事項に関する届出、紛失等による在留カードの再交付申請、在留カードの返納、所属機関等に関する届出などの義務を履行していることが必要です。
- 特定技能所属機関においても、1号特定技能外国人支援計画の実施に当たっては、特定技能外国人にこれらの義務について十分に理解させることが求められます。

(2) 納税義務のほか公的義務の履行に関するもの

- 納税義務がある場合には、当該義務を履行していることが求められ、納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価されることとなります。例えば、納税義務不履行により刑に処せられている場合のみならず、納税義務を履行していないことが判明し、納税義務を履行するよう助言・指導されたにもかかわらず、引き続き納税義務を履行していない場合（ただし、納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けている場合を除く。）には消極的な要素として評価されることとなります。
- 社会保険についても、特定技能外国人（特定技能外国人になろうとする者を含む。この節において以下同じ。）が国民健康保険や国民年金に加入している又は加入していた場合は、国民健康保険や国民年金の保険料を納付していることが求められ、保険料を一定程度納付していない場合には消極的な要素として評価されることとなります。例えば、特定技能外国人が国民健康保険や国民年金の保険料を一定程度滞納していることが判明し、保険料を納付するよう助言・指導があったにもかかわらず、引き続き国民健康保険や国民年金の保険料を納付していない場合（ただし、国民健康保険料（税）の納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）又は国民年金保険料の免除制度の適用を受けている場合を除く。）には消極的な要素として評価されることとなります。
- 特定技能所属機関においても、雇入時の労働条件の明示や1号特定技能外国人支援計画の実施に当たっては、納税義務や社会保険料の納付義務の履行について、特定技能外国人に十分に理解させることが求められます。

【確認対象の書類】

○ 租税

- ・ 全ての納期が経過している直近1年度分の個人住民税の納税証明書
- ・ 納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し（猶予期間内のものに限る。）
 - * 納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けている場合であって、納税緩和措置の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合
- ・ 課税年度が個人住民税の納税証明書の賦課年度と同一年度の個人住民税の課税証明書
- ・ 住民税の課税証明書と同一年分の給与所得の源泉徴収票
- ・ 源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税を税目とする納税証明書（その3）
 - * 確定申告が必要な場合（詳細は【留意事項】を参照）
- ・ 上記税目のうち、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書（その1）で、備考欄

に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの（猶予期間内のものに限る。）

* 納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けている場合

○ 国民健康保険

・ マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の写し又は資格確認書の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。）

・ 直近1年度分の国民健康保険料（税）納付証明書

・ 納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し（猶予期間内のものに限る。）

* 納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）の適用を受けていることが国民健康保険料（税）納付証明書に記載されていない場合

○ 国民年金

・ 被保険者記録照会回答票（基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。）

・ 国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）（基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。）

* 国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）を提出する場合は、被保険者記録照会回答票の提出は不要です。

* 国民年金保険料の納付から被保険者記録照会（納付Ⅱ）への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会（納付Ⅱ）に加え、該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。

○ 上記のいずれかに滞納がある場合

・ 公的義務履行に関する誓約書（参考様式第1-26号）

・ 納付緩和措置（換価の猶予、納税（納付）の猶予又は納付受託等）又は社会保険料の納付免除措置の申請中であることその他納付できないことにやむを得ない事情があることを疎明する資料

* 「疎明する資料」の詳細については、地方出入国在留管理局にお問合せください。

【留意事項】

○ 日本に在留する留学生等の外国人を特定技能外国人として雇用する場合には、納税義務や社会保険料納付義務が履行されていないと、在留資格変更許可申請の審査に時間を要するほか、許可がされないこととなりますので、採用予定者がこれらの公的義務を履行しているかをあらかじめ確認してください。

○ 留学生から特定技能へ移行する場合など、外国人が同一年内に複数の勤務先からの収入があるなどの場合には、現在の勤務先又は最寄りの税務署に対して確定申告を行う必要がないか確認が必要です。

○ 特定技能外国人から特別徴収をした個人住民税を、特定技能所属機関が納入していないことに起因して、個人住民税の未納があることが判明した場合には、特定技能基準省令第2条第1項第1号の規定に基づき、特定技能所属機関が労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守している旨の基準に適合していないものとして取り扱われます（特定技能外国人本人が納

税義務を履行していないものとは評価しません。)

- 国民健康保険料（税）納付証明書は、特定技能外国人が居住する市区町村（特別区を含む。）へ申請してください。
- 被保険者記録照会回答票及び被保険者記録照会（納付Ⅱ）は、日本年金機構の納付記録交付担当係（郵送申請・交付）又は年金事務所（窓口申請・郵便交付）へ申請してください。交付を急ぐ場合は最寄りの年金事務所へ御相談ください。

（３）素行が不良でないこと

- 素行については、善良であることが前提となり、良好でない場合には消極的な要素として評価され、具体的には、退去強制事由に準ずるような刑事処分を受ける行為、不法就労をあっせんするなど出入国在留管理行政上看過することのできない行為を行った場合は、素行が不良であると判断されることとなります。

（４）外国人のこれまでの在留活動の状況、在留の必要性等に関すること

- 分野別運用方針に定める技能試験又は日本語試験の国内試験に合格したとしてもそのことをもって「特定技能」への在留資格変更の許可を受けることが保証されるものではなく、外国人のこれまでの在留活動の状況や在留の必要性等を考慮した上、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、許可がされます。

なお、原則として、相当の理由があるとは認められないと判断される具体的な例は次のとおりです。

- ・ 「留学」の在留資格を有する者で、所属していた教育機関における在籍状況が良好でないもの（在留資格「留学」に応じた活動を行わないで在留していたことにつき正当な理由がある場合を除く。）
- ・ 「失踪した技能実習生」（在留資格「技能実習」に応じた活動を行わないで在留していたことにつき正当な理由がある場合を除く。）
- ・ 「短期滞在」の在留資格を有する者
- ・ 在留資格の活動を行うに当たって計画（以下「活動計画」という。）の作成が求められるものであって、その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの（注１）、又はその活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの（注２）

（注１）その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの

- ・ 「技能実習」（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）
- ・ 「研修」（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）
- ・ 「特定活動（日本の食文化海外普及人材育成事業）」（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）

- ・「特定活動（特定伝統料理海外普及事業）」
- ・「特定活動（製造業外国従業員受入事業）」
- ・「特定活動（インターンシップ）」
- ・「特定活動（サマージョブ）」
- ・「特定活動（EPA 看護師候補者、EPA 介護福祉士候補者）」（研修の途中にあるものに限られ、当該研修を修了したものを除く。）

（注2）その活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの

- ・「特定活動（外国人起業活動促進事業）」（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）
- ・「経営・管理（外国人創業人材受入促進事業）」（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）

【留意事項】

- 技能実習中の者（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）は、原則として「特定技能」への在留資格変更は認められません。ただし、計画の途中で技能実習を終了し、特定技能へ移行することについてやむを得ない事情がある場合には、まずは地方出入国在留管理局に相談してください。
- 「やむを得ない事情」とは、例えば、本人が技能実習2号修了後に特定技能1号への移行を希望していたものの、特定技能所属機関の経営上の都合により特定技能1号の採用が取りやめになったことに起因して技能実習3号へ移行した場合などが想定されます。
- なお、技能実習生を受け入れている実習実施者や監理団体の都合により、技能実習を行わせることが困難となった場合等においては、責任を持って監理団体等が他の実習実施者や監理団体等との連絡調整その他の必要な措置を講じ、技能実習生の実習継続に向けた円滑な転籍の支援を図ることが義務付けられていますので、御留意ください（技能実習法第51条）。
- また、技能実習2号を良好に修了した技能実習生の進路については、技能実習生が最善の選択をできるよう、監理団体及び実習実施者において必要な情報を提供するとともに、技能実習生の意思を十分に尊重した対応をとることが求められます。

（5）1号特定技能外国人の通算在留期間に関する特例に関するもの（第1節（6）関係）

- 産前産後休業、育児休業又は病気・怪我（労災を含む。）による休業により、1号特定技能外国人としての活動を行うことができなかった期間を有する1号特定技能外国人については、5年の通算在留期間が満了する前（概ね3か月前）に、各事情に係る疎明資料とともに、当該休業の期間に応じた在留諸申請をし、疎明資料から当該期間が確認でき、その在留を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、許可がされます。
- 特定技能2号評価試験等に不合格となった1号特定技能外国人については、相当

な理由（第1節（6）留意事項のとおり）があることが確認でき、かつ、在留を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、最長1年間の在留期間の許可がされます。

【確認対象の書類】

在留資格「特定技能1号」の在留諸申請に係る提出書類に加え、以下の書類の提出が必要です。

○ 産前産後休業

- ・休業期間に関する申立書（参考様式第1-30号）
- ・母子健康手帳の写し
- ・産前産後休業を取得したことを疎明する資料
- ・休業期間中のタイムカードの写し又は出勤簿の写し

○ 育児休業

- ・休業期間に関する申立書（参考様式第1-30号）
- ・母子健康手帳の写し
- ・育児休業を取得したことを疎明する資料
- ・休業期間中のタイムカードの写し又は出勤簿の写し

※ なお、上記の産前産後休業に引き続いて育児休業に入った場合については、5年の通算在留期間を満了する時期に、両方の書類を合わせて提出し、在留諸申請を行ってください。

○ 病気・怪我（労災を含む。）

- ・休業期間に関する申立書（参考様式第1-30号）
- ・医師の診断書、病院から発行された治療・入院等の事実を証明する資料（治療期間や入院期間が記載されているもの）
- ・労災保険の支給決定通知書の写し（労災の場合に限る。）
- ・休業期間中のタイムカードの写し又は出勤簿の写し
- ・休業期間中の給与明細書の写し
- ・休業期間中の給与が振り込まれている口座の通帳（直近の預貯金額を記帳しているもの）の写し
- ・休業期間中の給与振込口座指定・同意書の写し

○ 特定技能2号評価試験等に不合格となった1号特定技能外国人

- ・通算在留期間を超える在留に関する申立書（参考様式第1-31号）
- ・分野別運用方針に定める「特定技能2号」への移行に必要な全ての試験結果通知書（試験実施機関から発行された合格基準点の8割以上の得点を取得していることが確認できるもの）の写し
- ・介護分野においては、厚生労働省社会・援護局長が発行する「パート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で本邦に在留する1号特定技能外国人の通算在留期間の延長に係る結果確認通知書」

第5章 特定技能所属機関に関する基準等

第1節 特定技能雇用契約の内容の基準

【関係規定】

法第2条の5

別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下この条及び第4章第1節第2款において「特定技能雇用契約」という。）は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 特定技能雇用契約に基づいて当該外国人が行う当該活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係に関する事項
 - 二 前号に掲げるもののほか、特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項
- 2 前項の法務省令で定める基準には、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならないことを含むものとする。

○ 特定技能雇用契約は、特定技能外国人が行う当該活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係に関する事項のほか、特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項が適切に定められているものとして、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（以下「特定技能基準省令」という。）で定める基準に適合するものでなければなりません。

○ また、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設（社員住宅、診療施設、保養所、体育館など）の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはなりません。

第1 雇用関係に関する事項に関するもの

（1）従事させる業務に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第1条

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準

のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。

- 1号特定技能外国人については、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能として分野別運用方針で定める水準を満たす技能を要する業務に従事させるものでなければなりません。
- 2号特定技能外国人については、熟練した技能として分野別運用方針で定める水準を満たす技能を要する業務に従事させるものでなければなりません。

【確認対象の書類】

- ・ 特定技能雇用契約書の写し（参考様式第1-5号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載
- ・ 雇用条件書の写し（参考様式第1-6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

- 各分野における「従事させる業務」に関する留意事項は、本要領別冊（分野別）を参照してください。
- 従前の特定産業分野の範囲内で業務区分に変更が生じた場合は、特定技能雇用契約に係る届出書（参考様式第3-1号）をもって、変更後の業務区分について届け出るとともに、変更後の業務区分に対応する相当程度の知識若しくは経験を要する技能を有していること又は熟練した技能を有していることを証明する資料（技能試験の合格証明書の写し）を添付しなければなりません。
- なお、業務区分の変更が、特定産業分野の変更を伴う場合にあっては、在留資格変更許可申請を行わなければならないことに留意してください。
- 特定技能雇用契約書（参考様式第1-5号）及び雇用条件書（参考様式第1-6号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名していなければなりません。

（2）所定労働時間に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第1条

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 二 外国人の所定労働時間が、特定技能所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間

と同等であること。

- 特定技能外国人の所定労働時間は、特定技能所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であることを求めるものです。

【確認対象の書類】

- ・ 雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載
＜1年単位の変形労働時間制で雇用する場合＞
- ・ 特定技能外国人が十分に理解できる言語を併記した年間のカレンダーの写し
- ・ 労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写し

【留意事項】

- 「所定労働時間」とは、雇用契約や就業規則で定められた労働時間（休憩時間は含まない。）をいいます。なお、特定技能所属機関が就業規則を作成している場合は、当該就業規則に定められたものをいいます。
- 「通常の労働者」とは、いわゆる「フルタイム」で雇用される一般の労働者をいい、アルバイトやパートタイム労働者は含まれません。
- 本制度における「フルタイム」とは、原則、労働日数が週5日以上かつ年間217日以上であって、かつ、週労働時間が30時間以上であることをいいます。
- 雇用条件書（参考様式第1－6号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名していなければなりません。

（3）報酬等に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第1条

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 三 外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。
- 四 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと。

- 特定技能外国人の報酬の額が同等の業務に従事する日本人労働者の報酬の額と同等以上であることを求めるものです。
- 特定技能外国人に対する報酬の額については、外国人であるという理由で不当に低くなるということがあってはなりません。同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合には、当該外国人が任される職務内容やその職務に対する責任の程度が当該日本人労働者と同等であることを説明した上で、当該日本人労働者に対する報

酬の額と同等以上であることを説明する必要があります。なお、これにより、外国人労働者と比較した際に、日本人労働者に不当に安い賃金を支払う結果とならないように留意してください。

- 同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合については、特定技能外国人に対する報酬の額が日本人労働者に対する報酬の額と同等以上であるということについて、賃金規程がある場合には同規程に照らした個々の企業の報酬体系の観点から、賃金規程がない場合には、例えば、当該外国人が任される職務内容やその職務に対する責任の程度が最も近い職務を担う日本人労働者と比べてどのように異なるかという観点から、説明を行うこととなります。
- 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設（社員住宅、診療施設、保養所、体育館など）の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないことも求められます。

【確認対象の書類】

- ・ 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号）
- ・ 雇用条件書の写し（参考様式第1-6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

- 「報酬」とは「一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付」をいい、一般的に通勤手当、扶養手当、住宅手当等の実費弁償の性格を有するもの（課税対象となるものは除く。）は含まれません。
- 特定技能外国人は、技能実習2号修了者であればおおむね3年間、技能実習3号修了者であればおおむね5年間、日本に在留し技能実習を修了した者であることから、従事しようとする業務について、おおむね3年程度又は5年程度の経験者として取り扱う必要があります。技能実習生として受け入れたことがある者を特定技能外国人として雇用する場合、技能実習2号修了時の報酬額を上回ることはもとより、実際に3年程度又は5年程度の経験を積んだ日本人の技能者に支払っている報酬額とも比較し、適切に設定する必要があります。
- 留学生等であった者や他の受入れ機関において受け入れられていた技能実習生を新たに雇用する場合には、雇用する特定技能所属機関の就業規則等に従って賃金を適切に設定する必要があります。
- 雇用条件書（参考様式第1-6号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名していなければなりません。

（4）一時帰国のための有給休暇取得に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第1条

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準

のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

五 外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていること。

- 特定技能所属機関は、特定技能外国人から一時帰国の申出があった場合は、事業の適正な運営を妨げる場合等業務上やむを得ない事情がある場合を除き、何らかの有給の休暇を取得することができるよう配慮を求めるものです。例えば、既に労働基準法上の年次有給休暇を全て取得した特定技能外国人から、一時帰国を希望する申出があった場合にも、追加的な有給休暇の取得や無給休暇を取得することができるよう配慮することが望まれます。

【確認対象の書類】

・雇用条件書の写し（参考様式第1-6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

- 「有給休暇」とは、労働基準法第39条に定める年次有給休暇を含む一般の有給休暇をいいます。
- 「業務上やむを得ない事情」とは、特定技能外国人が担当する業務が他の労働者が代替することが不可能な業務であって、休暇取得希望日に当該外国人が業務に従事しなければならないことについて合理的な理由がある場合をいいます。
- 特定技能外国人から一時帰国の申出があった場合は、必要な有給又は無給休暇を取得させることを特定技能雇用契約で定めることとしてください。
- 特定技能外国人が一時帰国のために休暇を取得したことを理由に、就労上の不利益な扱いをしていることが判明した場合は、本基準に不適合となることもあり得ますので、留意してください。
- 業務上やむを得ない事情により、一時帰国休暇の取得を認めない場合は、代替日を提案するなどの配慮をするよう留意してください。
- 特定技能外国人の家族が「短期滞在」で来日した場合には、家族と過ごす時間を確保することができるようにするため、家族の滞在中は有給休暇を取得することができるよう、配慮しなければなりません。
- 雇用条件書（参考様式第1-6号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名していなければなりません。

（5）派遣先に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第1条

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の

労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

六 外国人を労働者派遣等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣及び船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第11項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。）の対象とする場合にあっては、当該外国人が労働者派遣等をされることとなる本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所並びにその派遣の期間が定められていること。

- 特定技能外国人を労働者派遣法又は船員職業安定法に基づき派遣労働者として雇用する場合は、当該外国人の派遣先及び派遣の期間が定められていることを求めるものです。

【確認対象の書類】

- ・労働者派遣契約書の写し
- ・派遣計画書（参考様式第1-12号）
- ・就業条件明示書の写し（参考様式第1-13号）

【留意事項】

- 分野別運用方針において、特定技能外国人を派遣形態で雇用することができる分野は、「農業分野」及び「漁業分野」とされていることから（令和8年4月1日時点）、これ以外の特定産業分野については、特定技能外国人を派遣形態で雇用することは認められないことに留意してください。
- 「労働者派遣」とは、次のものをいいます。
 - ①労働者派遣法第2条第1号
自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まない。
 - ②船員職業安定法第6条第11項
この法律で「船員派遣」とは、船舶所有者が、自己の常時雇用する船員を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために船員として労務に従事させることをいい、当該他人に対し当該船員を当該他人に雇用させることを約してするものを含まない。
- 特定技能所属機関は、特定技能外国人を派遣労働の対象とする場合は、労働者派遣法又は船員職業安定法の基準を遵守して派遣を行わなければなりません。また、派遣事業の許可を得ていることはもちろんのこと、労働者派遣法の規定に基づき、特定技能外国人に就業条件を明示しなければなりません。
（参考1）労働者派遣法第34条
派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。
2 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣

労働者に係るもの

(参考2) 労働者派遣法第26条

労働者派遣契約の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

4 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

- 派遣先及び派遣期間については、原則として、地方出入国在留管理局への在留諸申請の際に定まっていなければなりません。
- ただし、特定技能外国人の受入れ後に、地方出入国在留管理局への在留諸申請の際に提出した派遣計画書(参考様式第1-12号)に記載のない派遣先に派遣を行う場合には、あらかじめ特定技能雇用契約の変更の届出を行ってください。なお、新たな派遣先が基準に適合しない場合は、当該派遣先への派遣を停止するよう助言・指導が行われます。
- 派遣を行う場合は、本章第2節第1(12)の基準に適合していることも求められます。
- 雇用形態を「直接雇用」から「派遣雇用」に変更する場合には、派遣開始のおおむね3か月前にあらかじめ雇用契約を締結した上で届出が必要となります(同届出については後記第7章第1節第1別表項番Ⅱを参照)。

(6) 分野に特有の事情に鑑みて定められた基準に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第1条

出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

- 特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて個別に定める基準に適合していることを求めるものです。

【確認対象の書類】

・分野ごとに定める書類(本要領別冊(分野別)を参照)

【留意事項】

- 分野によっては告示で基準を定めていない場合もあります。
- 告示で基準が定められている場合であってもその内容は分野ごとに異なります。

第2 外国人の適正な在留に資するために必要な事項に関するもの

(1) 帰国担保措置に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第1条

2 法第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に資するために必要な事項に係るものは、次のとおりとする。

- 一 外国人が特定技能雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関が、当該旅費を負担するとともに、当該特定技能雇用契約の終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。

- 特定技能外国人が特定技能雇用契約の終了後に帰国する際の帰国費用については本人負担が原則となりますが、当該外国人がその帰国費用を負担することができない場合は、特定技能所属機関が帰国費用を負担するとともに、出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることを求めるものです。

【確認対象の書類】

- ・雇用条件書の写し（参考様式第1-6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

- 「旅費を負担することができないとき」とは、特定技能外国人が自ら帰国費用を負担することができない場合をいい、帰国することとなった原因（行方不明となった場合を除く。）を問いません。
- 「必要な措置」とは、帰国旅費を負担することのほか、帰国のための航空券の予約及び購入、帰国するまでに必要に応じて行うべき生活支援を含む措置を講ずることをいいます。
- 特定技能所属機関は、経営上の都合等により帰国費用を負担することが困難となった場合に備えて第三者（登録支援機関や関連企業等）と協定を結ぶなどしておくことが望まれます。
- 帰国旅費を確保しておくために、特定技能外国人の報酬から控除するなどして積み立てて特定所属機関が管理することは、金銭その他の財産の管理に当たり得るものであることから、認められません。
- 雇用条件書（参考様式第1-6号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名していなければなりません。

(2) 健康状況その他の生活状況把握のための必要な措置に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第1条

2 法第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に資するために

必要な事項に係るものは、次のとおりとする。

二 特定技能所属機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること。

○ 特定技能外国人が安定的に日本で就労活動を行うことができるよう、当該外国人の健康状況その他の生活状況を把握するために必要な措置を講ずることを求めるものです。

【留意事項】

- 「健康状況の把握のための措置」とは、労働安全衛生法に定める雇入れ時の健康診断や雇用期間中の定期健康診断を適切に実施すること、健康状況に問題がないかを定期的に特定技能外国人から聞き取りを行うなどの措置を講ずることをいいます。
- 「その他の生活の状況の把握のための措置」とは、緊急連絡網を整備したり、定期的な面談において、日常生活に困っていないか、トラブルに巻き込まれていないかなどを確認したりすることをいい、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援とともに実施していただいても差し支えありません。

(3) 分野に特有の事情に鑑みて定められた基準に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第1条

2 法第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に資するために必要な事項に係るものは、次のとおりとする。

三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

○ 特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて個別に定める基準に適合していることを求めるものです。

【確認対象の書類】

・ 分野ごとに定める書類（本要領別冊（分野別）を参照）

【留意事項】

- 分野によっては告示で基準を定めていない場合もあります。
- 告示で基準が定められている場合であってもその内容は分野ごとに異なります。

第2節 特定技能雇用契約の相手方の基準

【関係規定】

法第2条の5

- 3 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。
- 一 前2項の規定に適合する特定技能雇用契約（第19条の19第2号において「適合特定技能雇用契約」という。）の適正な履行

- 特定技能所属機関は、特定技能雇用契約の適正な履行が確保されるものとして特定技能基準省令で定める基準に適合するものでなければなりません。
- 本節で定める基準に適合していることについては、一定の基準を満たす場合、定期届出（第7章第7節）において確認するため、本節で定める確認対象の書類については、在留諸申請時には提出を省略することが可能です。省略については6ページの「第3節 特定技能外国人受入れ手続の流れ」を確認してください。
- 特定技能外国人を受け入れている間に、本節で定める基準に適合しなくなった場合については、「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出」（第7章第5節）を行う必要があります。

第1 適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るもの

(1) 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定の遵守に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

- 一 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。

- 特定技能所属機関が労働関係法令、社会保険関係法令及び租税関係法令を遵守していることを求めるものです。

【確認対象の書類】

○ 労働関係法令の遵守

<労働保険の適用事業所の場合>

- ・労働保険料等納付証明書（未納なし証明）
- ・納付緩和措置（換価の猶予、納付の猶予等）に係る通知書の写し（猶予期間内のものに限

る。)

* 労働保険料等納付証明書（未納なし証明）が提出できない場合

< 雇用契約の成立の経緯 >

・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）

* あっせんする者の有無にかかわらず提出

・ 厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス総合サイト」の画面を印刷したもの

* あっせんする者がある場合のみ提出

○ 社会保険関係法令の遵守

< 健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合 >

・ 健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は社会保険料納入状況照会回答票

* 健康保険・厚生年金保険の適用事業所には、強制適用事業所のみならず、任意適用事業所も含まれます。

* 健康保険・厚生年金保険料の納付から社会保険料納入状況照会回答票への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、社会保険料納入状況照会回答票に加え、該当する月の健康保険・厚生年金保険料領収証書の写しも提出してください。

* 健康保険組合管掌の適用事業所であって、領収証書の写しの提出が困難である場合は、日本年金機構が発行する社会保険料納入状況照会回答票に加え、管轄の健康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類を提出してください。

・ 納付猶予の記載がある社会保険料納入状況照会回答票又は納付の猶予許可通知書の写し又は換価の猶予許可通知書の写し（猶予期間内のものに限る。）

* 猶予制度（分割納付）の許可を受けている場合

< 健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合 >

・ 事業主本人のマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の写し又は資格確認書の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。）

・ 直近2年度分の個人事業主の国民健康保険料（税）納付証明書

・ 納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し（猶予期間内のものに限る。）

* 納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）の適用を受けることが国民健康保険料（税）納付証明書に記載されていない場合

・ 事業主本人の被保険者記録照会回答票（基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。）

・ 事業主本人の国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）（基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。）

* 国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの2

4か月分全て)を提出する場合は、被保険者記録照会回答票の提出は不要です。

*国民年金保険料の納付から被保険者記録照会(納付Ⅱ)への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会(納付Ⅱ)に加え、該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。

○ 租税関係法令の遵守

<法人の場合>

(国税)

- ・税目を源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税とする納税証明書(その3)
- ・上記税目のうち、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書(その1)で、備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの(猶予期間内のものに限る。)

*納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)を受けている場合

(地方税)

- ・税目を法人住民税とする直近2年度分の納税証明書
- ・納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)に係る通知書の写し(猶予期間内のものに限る。)

*納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合

<個人事業主の場合>

(国税)

- ・税目を源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税とする納税証明書(その3)
- ・上記税目のうち、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書(その1)で、備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの(猶予期間内のものに限る。)

*納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)を受けている場合

(地方税)

- ・税目を個人住民税とする直近2年度分の納税証明書
- ・納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)に係る通知書の写し(猶予期間内のものに限る。)

*納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合

(注) 地方出入国在留管理局は、特定技能所属機関に対して受入れが適正に行われていることを確認するために実地調査等を行うことがあり、必要に応じ、領収書の写しや証明書の提出が求められることがあります。

【留意事項】

○ 労働関係法令を遵守しているとは、具体的には次の場合をいいます。

- ・労働基準法等の基準ののっとり特定技能雇用契約が締結されていること。

・雇用保険及び労災保険の適用事業所である場合は、当該保険の適用手続及び保険料の納付を適切に行っていること。労働保険料等納付証明書（未納なし証明）は、都道府県労働局へ申請してください。なお、労働保険の保険料の未納があった場合であっても、地方出入国在留管理局の助言・指導に基づき納付手続を行った場合には、労働関係法令を遵守しているものと評価されますので、必要な手続を行ってください（納付緩和措置（換価の猶予、納付の猶予等）を受けている場合を含む。）。

・特定技能外国人との雇用契約に当たり、その成立のあっせんを行う者が存在する場合にあっては、職業安定法第30条、第33条及び第33条の3の規定に基づく無料職業紹介の届出若しくは許可又は有料職業紹介事業の許可を得ている者から求人のあっせんを受けていること（特定技能外国人が船員職業安定法上の船員に該当する場合は、職業紹介事業者が同法第34条の規定に基づく無料の船員職業紹介事業の許可を得ていること。）。

○ 社会保険関係法令を遵守しているとは、具体的には次の場合をいいます。

なお、社会保険料の未納があった場合であっても、地方出入国在留管理局の助言・指導に基づき保険料を納付した場合には、社会保険関係法令を遵守しているものと評価されますので、未納となっている保険料を納付してください。

<健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の場合>

・特定技能所属機関が、健康保険及び厚生年金保険の加入手続、雇用する従業員の被保険者資格取得手続を行っており、所定の保険料を適切に納付（猶予制度（分割納付）の許可を得ている場合を含む。）していること。

<健康保険及び厚生年金保険の適用事業所ではない場合>

・特定技能所属機関（事業主本人）が、国民健康保険及び国民年金に加入し、所定の保険料を適切に納付（国民健康保険料（税）の納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）又は国民年金保険料の免除制度の適用を受けている場合を含む。）していること。

○ 社会保険料納入状況照会回答票、被保険者記録照会回答票及び被保険者記録照会（納付Ⅱ）は、日本年金機構の納付記録交付担当係（郵送申請・交付）又は年金事務所（窓口申請・郵送交付）へ申請してください。社会保険料納入状況照会回答票の交付を急ぐ場合は、適用事業所の所在地を管轄する年金事務所、被保険者記録照会回答票及び被保険者記録照会（納付Ⅱ）の交付を急ぐ場合は、最寄りの年金事務所へご相談ください。

○ 租税関係法令を遵守しているとは、具体的には以下の場合をいいます。

納付すべき税に未納があった場合であっても、地方出入国在留管理局の助言・指導に基づき納付した場合には、租税関係法令を遵守しているものと評価されますので、税務署等において相談の上、必要な手続を行ってください。

また、特定技能外国人から特別徴収をした個人住民税を、特定技能所属機関が納入していないことに起因して、個人住民税の未納があることが判明した場合には、租税関係法令を遵守しているものとは評価しません。

（法人の場合）

・特定技能所属機関が、国税（源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税（法人住民税）を適切に納付（納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）を受けている場合を含む。）していること。

(個人事業主の場合)

- ・ 特定技能所属機関が、国税（源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税）及び地方税（個人住民税）を適切に納付（納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）を受けている場合を含む。）していること。
- 特定技能所属機関が、法人税法第2条12の7の7の通算完全支配関係、いわゆるグループ通算制度に加入している場合、法人税法第152条第1項で、「通算法人は、他の通算法人の各事業年度の所得に対する法人税（当該通算法人と当該他の通算法人との間に通算完全支配関係がある期間内に納税義務が成立したものに限る。）について、連帯納付の責めに任ずる。」と定められていることから、他の通算法人に未納があることで、当該特定技能所属機関の国税に係る税目を源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税とする納税証明書（その3）が提出できない場合、租税関係法令を遵守しているものとは評価しません。
- 法令を遵守していないことにより、関係行政機関から指導又は処分を受けた場合は、その旨を届け出てください。
- 特に、労働関係法令に違反する行為は、欠格事由（不正行為）の対象となり、5年間特定技能外国人の受入れが認められないこととなり得ることから、法令を遵守した受入れを行うよう留意してください。

(2) 非自発的離職者の発生に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

- 二 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。
 - イ 定年その他これに準ずる理由により退職した者
 - ロ 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者
 - ハ 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、当該有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者
- ニ 自発的に離職した者

- 特定技能所属機関が、現に雇用している国内労働者を非自発的に離職させ、その補填として特定技能外国人を受け入れることは、人手不足に対応するための人材の確保という本制度の趣旨に沿わないことから、特定技能外国人に従事させる業務と

同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないことを求めるものです。

- 特定技能雇用契約の締結の日の前1年以内のみならず、特定技能雇用契約を締結した後も非自発的離職者を発生させていないことが求められます。

【確認対象の書類】

・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）

【留意事項】

- 「特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者」とは、特定技能所属機関にフルタイムで雇用されている日本人労働者、中長期在留者及び特別永住者の従業員（パートタイムやアルバイトを含まない。）をいい、特定技能外国人が従事する業務と同様の業務に従事していた者をいいます。
- 「非自発的に離職させた」とは、具体的には次のものに該当する場合をいいます。なお、非自発的離職者を1名でも発生させている場合は、基準に適合しないこととなります。
 - ・ 人員整理を行うための希望退職の募集又は退職勧奨を行った場合（天候不順や自然災害の発生、又は、新型コロナウイルス感染症等の感染症の影響により経営上の努力を尽くしても雇用を維持することが困難な場合は除く。）
 - ・ 労働条件に係る重大な問題（賃金低下、賃金遅配、過度な時間外労働、採用条件との相違等）があったと労働者が判断したもの
 - ・ 就業環境に係る重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）があった場合
 - ・ 特定技能外国人の責めに帰すべき理由によらない有期労働契約の終了
- 「非自発的に離職させた」ことに該当するかについては、まずは地方出入国在留管理局に相談してください。
- 非自発的離職者を発生させた場合は、後記第7章第4節に規定する「受入れ困難に係る届出」を行わなければならないことにも留意してください。

(3) 行方不明者の発生に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

- 三 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により、外国人の行方不明者を発生させていないこと。

- 特定技能所属機関が雇用する外国人について責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させている場合には、当該機関の受入れ体制が十分であるとはいえない

ことから、雇用契約締結の日の前1年以内及び当該契約締結後に行方不明者を発生させていないことを求めるものです。

- 特定技能雇用契約の締結の日の1年前のみならず、特定技能雇用契約を締結した後も外国人の行方不明者を発生させていないことをいいます。

【確認対象の書類】

・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）

【留意事項】

- 「外国人」とは、受け入れた特定技能外国人をいい、また、実習実施者として受け入れた技能実習生も含まれます。
- 「責めに帰すべき事由」があるとは、特定技能所属機関が、雇用条件どおりに賃金を適正に支払っていない場合や1号特定技能外国人支援計画を適正に実施していない場合など、法令違反や基準に適合しない行為が行われていた期間内に、特定技能外国人が行方不明となった場合をいいます。そのような法令違反や基準に適合しない行為が行われていた場合には、人数に関係なく、特定技能外国人の行方不明者を1人でも発生させていれば、本基準に適合しないこととなります。
- 特定技能所属機関が、技能実習制度における実習実施者（技能実習法施行前の実習実施機関を含む。）として、特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、受け入れた技能実習生について責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させた場合にも、本基準に適合しないこととなります。
- 行方不明者を発生させた特定技能所属機関が、基準に適合しないことを免れるために、別会社を作った場合は、実質的に同一の機関であると判断して、当該別会社も行方不明者を発生させた機関として、取り扱うことがあり得ます。
- 特定技能所属機関は、特定技能雇用契約を適切に履行するだけでなく、特定技能外国人からの相談に真摯に応じ、当該外国人の安定した生活・就労が確保されるよう適切な対応を行うなどし、外国人の行方不明の発生防止に努めなければなりません。
- 雇用する特定技能外国人が行方不明となった場合は、後記第7章第4節に規定する「受入れ困難に係る届出」を行わなければならないことにも留意してください。

（4）関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

- ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (1) 労働基準法第117条（船員職業安定法第89条第1項又は労働者派遣法第44条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第118条第1項（労働基準法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）及び第120条（同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定
 - (2) 船員法（昭和22年法律第100号）第129条（同法第85条第1項の規定に係る部分に限る。）、第130条（同法第33条、第34条第1項、第35条、第45条及び第66条（同法第88条の2の2第4項及び第5項並びに第88条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第131条（第1号（同法第53条第1項及び第2項、第54条、第56条並びに第58条第1項の規定に係る部分に限る。）及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第135条第1項の規定（これらの規定が船員職業安定法第92条第1項の規定により適用される場合を含む。）
 - (3) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条、第64条、第65条（第1号を除く。）及び第66条の規定並びにこれらの規定に係る同法第67条の規定
 - (4) 船員職業安定法第111条から第115条までの規定
 - (5) 法第71条の3、第71条の4、第73条の2、第73条の4から第74条の6の3まで、第74条の8及び第76条の2の規定
 - (6) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定
 - (7) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第40条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第2項の規定
 - (8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
 - (9) 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定
 - (10) 労働者派遣法第58条から第62条までの規定
 - (11) 港湾労働法（昭和63年法律第40号）第48条、第49条（第1号を除く。）及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
 - (12) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第19条、第20条及び第21条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
 - (13) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成

3年法律第76号)第62条から第65条までの規定

(14) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第32条、第33条及び第34条(第3号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定

(15) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。)第108条、第109条、第110条(同法第44条の規定に係る部分に限る。)、第111条(第1号を除く。)及び第112条(第1号(同法第35条第1項の規定に係る部分に限る。))及び第6号から第11号までに係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第113条の規定

(16) 労働者派遣法第44条第4項の規定により適用される労働基準法第118条、第119条及び第121条の規定、船員職業安定法第89条第7項の規定により適用される船員法第129条から第131条までの規定並びに労働者派遣法第45条第7項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第119条及び第122条の規定

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第50条(第2号に係る部分に限る。))及び第52条の規定を除く。)により、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

ニ 健康保険法(大正11年法律第70号)第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、船員保険法(昭和14年法律第73号)第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第51条前段若しくは第54条第1項(同法第51条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第102条、第103条の2若しくは第104条第1項(同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第46条前段若しくは第48条第1項(同法第46条前段の規定に係る部分に限る。))又は雇用保険法(昭和49年法律第116号)第83条若しくは第86条(同法第83条の規定に係る部分に限る。)の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

○ 次のいずれかに該当する場合には、欠格事由に該当し、特定技能所属機関になることはできません。

① 拘禁刑以上の刑に処せられた者

② 出入国又は労働に関する法律に違反し、罰金刑に処せられた者

③ 暴力団関係法令、刑法等に違反し、罰金刑に処せられた者

④ 社会保険各法及び労働保険各法において事業主としての義務に違反し、罰金刑に処せられた者

- いずれも、「刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」がその対象となります。

【確認対象の書類】

＜法人の場合＞

- ・ 登記事項証明書
- ・ 役員の住民票の写し
 - * 未成年者がある場合で、法定代理人が法人であるときは当該法定代理人分も含む。
- ・ 特定技能所属機関の役員の誓約書（参考様式第1-23号）
 - * 住民票の写しの提出を省略する役員がいる場合

＜個人事業主の場合＞

- ・ 個人事業主の住民票の写し
 - * 未成年者がある場合で、法定代理人が個人であるときは当該法定代理人分も含む。

【留意事項】

- 住民票の写しは、マイナンバーの記載のないものの提出が必要です。また、日本人の場合には、本籍の記載があるものの提出が必要となります。外国人（特別永住者を除く。）の場合は、国籍（国又は地域）、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号が記載されたもの、特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書の番号が記載されたものに限られます。
- 役員については、住民票の写しを提出していただくことが原則ですが、特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書（特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者ではない旨について特定技能所属機関が確認し、誓約したもの。参考様式第1-23号参照。）の提出で代替可能です。ただし、誓約書を提出した役員が、その後の調査において、実際は特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与していたことが判明した場合や、欠格事由に該当していたことが判明した場合には、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者として欠格事由に該当し得ることとなりますので御注意願います。また、全ての役員が特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与しないとして誓約書を提出することはできないほか、誓約書を提出した役員であっても、個別の審査の過程において、追加で住民票の写しの提出をお願いする場合があります。

（5）実習認定の取消しを受けたことによる欠格事由

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

四 次のいずれにも該当しないこと。

ト 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から

起算して5年を経過しない者

チ 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第3号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人がロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ヨにおいて同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの

- 実習認定の取消しを受け、当該取消しの日から5年を経過しない者や、実習認定を取り消された時点で、当該取消しを受けた法人の役員であった者のうち、当該取消しの日から起算して5年を経過していない者は、特定技能所属機関になることはできません。
- なお、技能実習法施行前の技能実習制度において、不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けたものに限る。）に及んだ場合、後記（6）の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為として、当該行為の終了の日から受入れ停止期間を経過しない者は、特定技能所属機関になることはできません。

【確認対象の書類】

<法人の場合>

- ・登記事項証明書
- ・役員の住民票の写し

<個人事業主の場合>

- ・個人事業主の住民票の写し

【留意事項】

- 欠格事由の対象となる役員については、法人の役員に形式上なっている者のみならず、実態上法人に対して強い支配力を有すると認められる者についても対象となります。具体的には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者のことをいいます。

（6）出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったことに関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の

確保に係るものは、次のとおりとする。

四 次のいずれにも該当しないこと。

リ 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

- (1) 外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
- (2) 外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為
- (3) 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為
- (4) 外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為
- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為
- (6) 外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の2の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
- (7) 特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為
- (8) 外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定技能雇用契約を締結する行為
- (9) 法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為
- (10) 法第19条の20第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為
- (11) 法第19条の21第1項の規定による処分に違反する行為

(その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為として想定されるもの)

出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為	
イ	外国人に法第24条第3号の4イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、またはこれを助ける行為
ロ	外国人の就労に関し労働基準法（昭和22年法律第49号）又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他これらに類する法令の規定に違反する行為

ハ	出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成29年法務省令第19号）による改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（以下「改正前の上陸基準省令」という。）の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号の表に掲げる行為又は同号ロに掲げる活動の項の下欄第16号の表に掲げる行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けており、当該「不正行為」が終了した日後、改正前の上陸基準省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。）
ニ	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年11月28日法律第89号）第37条第1項の規定により監理許可を取り消された法人である場合の当該取消しの処分を受ける原因となった行為
ホ	他の機関が出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行った当時、当該他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為
ヘ	1号特定技能外国人支援計画に基づく支援に関し、出入国又は労働に関する法令違反や特定技能基準省令の基準不適合等の事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為又は必要な記録等を作成しない行為

- 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を行った者は、欠格事由に該当し、特定技能所属機関になることはできません。
- 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為については、個別具体的な事案の重大性に依じて該当性が判断されることとなります。

【留意事項】

- 出入国又は労働関係法令に関する不正行為として主に想定されるものは次のとおりです。
 - ① 外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
外国人に対して暴行、脅迫又は監禁を行っている場合をいいます。なお、当該行為によって刑事罰に処せられているか否かは問いません。
 - ② 外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為
外国人の旅券や在留カードを、その意思に反して保管している場合をいいます。例えば、特定技能所属機関において失踪防止の目的などとして、旅券や在留カードを保管していた場合が該当します。
 - ③ 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為
外国人に対し、手当若しくは報酬の一部又は全部を支払わない場合をいいます。「手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為」とは、不払金額、不払期間、事業主の認識等を勘案して評価されます。なお、食費・住居費等を天引きしている場合であっても、天引きしている金額が適正でない場合には、本欠格事由に該当する可能性があります。

④ 外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為

外国人の外出、外部との通信等を不当に制限している場合をいいます。例えば、携帯電話を没収するなどして、外部との連絡を遮断するような行為が該当します。

⑤ ①から④に掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為

外国人の人権を著しく侵害する行為（上記①から④までの行為を除く。）を行っていた場合をいいます。例えば、特定技能外国人から人権侵害の被害を受けた旨の申告があり、人権擁護機関において人権侵犯の事実が認められた場合、特定技能外国人の意に反して預貯金通帳を取り上げていた場合又は特定技能外国人の意に反して強制的に帰国させる場合等が該当します。

⑥ 偽変造文書等の行使・提供

外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し不正に外国人に在留資格認定証明書の交付、上陸許可の証印若しくは在留資格変更許可等を受けさせる目的で偽変造文書等の行使又は提供をしていた場合をいいます。例えば、在留資格認定証明書交付申請において、欠格事由に該当する行為の有無に関して「無」と記載した申請書を提出したところ、その後、地方出入国在留管理局の調査によって当該行為が行われていたことが発覚した場合などが該当するので、申請及び届出においては、事実関係の確認を十分に行う必要があります。

なお、出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は不当な行為に関する事実を隠蔽する目的で、地方出入国在留管理局が実施する調査を拒んだり妨害したりした場合等には、その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（特定技能基準省令第2条第1項第4号リ柱書き）に該当します。

⑦ 保証金の徴収等

外国人やその親族等から保証金を徴収している場合、特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定めている場合等や、これらの行為を行っている者又は行おうとしている者から紹介を受けて特定技能雇用契約を締結した場合をいいます。例えば、特定技能外国人が特定技能所属機関から失踪するのを防止するために、特定技能外国人やその家族等から保証金を徴収したり、失踪した際の違約金を定めていたりした場合が該当します。また、地方出入国在留管理局や労働基準監督署等に対して不適正な行為を通報すること、休日に許可を得ずに外出すること、業務従事時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める行為や受入れ外国人が一定期間勤務することを停止条件として貸付金の返済を免除する内容の契約、受入れ外国人が返済途中で退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約、特定技能外国人やその家族等から商品又はサービスの対価として不当に高額な金銭の徴収を予定する契約についても、「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当します。

なお、これらの契約の締結の有無及び内容の如何に関わらず、実際に保証金を徴収するなど、不当に金銭その他の財産の移転を行う行為に及んだ場合には、その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（特定技能基準省令第2条第1項第4号リ柱書き）に該当します。

⑧ 届出の不履行又は虚偽の届出

法令上規定する届出事由が生じていながら、地方出入国在留管理局への届出を怠った場合や虚偽の届出を行った場合をいいます。例えば、特定技能外国人が行方不明になったにもかかわらず、これを届け出ることなく、失踪した特定技能外国人が地方出入国在留管理局により摘発されるなどして初めて、行方不明になっていたことが明らかになった場合や、活動状況の届出や支援の実施状況の届出を履行するよう再三指導を受けたにもかかわらず、これを履行しない場合等が該当します。

⑨ 報告徴収に対する妨害等

法第19条の20第1項の規定により求められた報告や簿書類の提出をしなかったり、虚偽の報告や虚偽の帳簿書類を提出したり、虚偽の答弁をしたり、検査を拒んだり妨害した場合等が該当します。

⑩ 改善命令違反

出入国在留管理庁長官から改善命令を受けたにもかかわらず、これに従わなかった場合をいいます。

⑪ 不法就労者の雇用

①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は③業として、①及び②の行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合が該当します。

⑫ 労働関係法令違反

外国人の就労活動に関し、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があった場合をいいます。外国人の就労活動に関しとは、特定技能所属機関による当該違反行為の対象者が外国人である場合をいい、当該違反行為により特定技能雇用契約や1号特定技能外国人支援計画の適正な履行を確保できないと判断されるときに該当します。例えば、36協定に定めた時間数を超えて外国人に長時間労働をさせた場合、労働安全衛生法に定められた措置を外国人に講じていない場合、外国人が妊娠したことを理由に解雇した場合などが該当します。

⑬ 技能実習制度における不正行為

技能実習制度における実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）として不正行為を行い、又は、監理団体として監理許可を取り消され、受入れ停止期間が経過していない場合をいいます。

⑭ 他の機関が不正行為を行ったときに役員等として外国人の受入れ等に係る業務に従事した行為

行為者の機関とは別の機関が不正行為を行った当時、当該機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、行為者の機関の役員が、別の機関である技能実習制度の監理団体や実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）が不正行為を行ったことを理由として受入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合はこれに該当します。

⑮ 1号特定技能外国人支援計画に基づく支援における不正行為

定期的な面談（オンライン会議システム等を活用する場合を含む。）や相談等において、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意

思表示等を妨げる行為や、基準不適合に該当し得る内容等について相談記録書や定期面談報告書を作成しない場合などがこれに該当します。

(7) 暴力団排除の観点からの欠格事由

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

四 次のいずれにも該当しないこと。

又 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 次に該当する者は、暴力団排除の観点からの欠格事由に該当し、特定技能所属機関になることはできません。

① 暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及びその役員が暴力団員等

② 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(8) 特定技能所属機関の行為能力・役員等の適格性に係る欠格事由

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

四 次のいずれにも該当しないこと。

ホ 精神の機能の障害により特定技能雇用契約の履行を適正に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ヘ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの

ヲ 法人であって、その役員のうちイからルまでのいずれかに該当する者があるもの

○ 次のいずれかに該当する者は、行為能力・役員等の適格性の観点からの欠格事由に該当し、特定技能所属機関になることはできません。

① 精神機能の障害により特定技能雇用契約の適正な履行に必要な認知等を適切に行うことができない者

- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 法人の役員、未成年の法定代理人で特定技能基準省令第2条第1項第4号各号（ワを除く。）に該当する者

(9) 特定技能外国人の活動状況に係る文書の作成等に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

- 五 特定技能雇用契約に係る外国人の活動の内容に係る文書を作成し、当該外国人に当該特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所に当該特定技能雇用契約の終了の日から1年以上備えて置くこととしていること。

- 特定技能所属機関に対し、特定技能外国人の活動状況に関する文書を作成し、特定技能外国人が業務に従事する事業所に備えて置くことを求めるものです。

【留意事項】

- 「活動の内容に係る文書」とは、少なくとも次の事項が記載されていなければなりません。

① 特定技能外国人の管理簿

- (1) 特定技能外国人の名簿（必要な記載事項は以下のとおり）

- ・ 氏名
- ・ 国籍・地域
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 在留資格
- ・ 在留期間
- ・ 在留期間の満了日
- ・ 在留カード番号
- ・ 外国人雇用状況届出の届出日

- (2) 特定技能外国人の活動状況に関する帳簿（必要な記載事項は以下のとおり）

- ・ 活動（就労）場所（派遣形態の場合、派遣先の氏名又は名称及び住所）
- ・ 従事した業務の内容
- ・ 雇用状況（在籍者、新規雇用者、自発的離職者、非自発的離職者、行方不明者）に関する内容
- ・ 労働保険（雇用保険及び労災保険）の適用状況
- ・ 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）の加入状況
- ・ 安全衛生（労働災害及び健康診断を含む。）の確保状況
- ・ 特定技能外国人の受入れに要した費用の額及び内訳

- ・ 特定技能外国人の支援に要した費用の額及び内訳
 - ・ 休暇の取得状況（一時帰国休暇の取得状況を含む。）
 - ・ 行政機関からの指導又は処分に関する内容
- ② 特定技能雇用契約の内容
- ③ 雇用条件
- ④ 特定技能外国人の待遇に係る事項が記載された書類（賃金台帳（労働基準法第108条）等）
- ⑤ 特定技能外国人の出勤状況に関する書類（出勤簿等の書類）
- 雇用する特定技能外国人に対する毎月の報酬の支払状況として、口座振込であれば口座振込明細書を「特定技能外国人の受入れに要した費用の額及び内訳」に係る添付資料として、特定技能外国人の活動状況に関する帳簿に編てつしてください。
- また、書面に代えて電磁的記録により文書を作成し、特定技能外国人が業務に従事する事業所に備えて置くことも認められています。この場合には、以下の方法による必要があります。
- ・ 作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等（CD-ROM等で一定の事項を確実に記録しておくことができる物）をもって調製するファイルにより保存する方法
 - ・ 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法また、書面によらず電磁的記録により帳簿書類の備付けを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、書面を作成できるようにする必要があります。
- このほか、他の法令で作成等が義務付けられているものについては、当該法令の規定に基づいて、適切に作成・保存しなければなりません。なお、他の法令に基づき作成したものについては、別途作成する必要はなく、これを特定技能外国人の活動状況に係る文書として備え付けることとして差し支えありません。

（10）保証金の徴収・違約金契約等による欠格事由

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

- 六 特定技能雇用契約を締結するに当たり、外国人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者が、当該特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、他の者に、保証金の徴収その他名目のいかなを問わず金銭その他の財産の管理をされている場合、又は、他の者との間で、当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の

財産の移転を予定する契約を締結している場合にあっては、そのことを認識して当該特定技能雇用契約を締結していないこと。

七 他の者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していないこと。

- 特定技能所属機関は、特定技能外国人及びその親族等が、保証金の徴収や財産の管理又は違約金契約を締結させられているなどの場合には、そのことを認識して特定技能雇用契約を締結していないことを求めるものです。
- 「保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産を管理され」ないことについては、特定技能所属機関、登録支援機関、職業紹介事業者など特定技能雇用契約に基づく特定技能外国人の本邦における活動に関与する仲介事業者のみならず、本邦外の仲介事業者（ブローカー）等を含め、幅広く規制の対象とするものです（このため、本規定は特段主語を規定していません。）。
- 「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」とは、特定技能所属機関から失踪することなど労働契約の不履行に係る違約金を定める契約のほか、地方出入国在留管理局や労働基準監督署への法令違反に係る相談をすること、休日に許可を得ずに外出すること、若しくは作業時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める契約、受入れ外国人が一定期間勤務することを停止条件として貸付金の返済を免除する内容の契約、受入れ外国人が返済途中に退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約又は商品若しくはサービスの対価として不当に高額な料金の徴収を予定する契約などが該当します。

【確認対象の書類】

・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）

【留意事項】

- 特定技能外国人及びその親族等が、保証金の徴収や財産の管理又は違約金契約を締結させられていることなどを認識して特定技能雇用契約を締結して特定技能外国人を受け入れた場合には、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして欠格事由に該当し5年間受入れができないこととなりますので、雇用契約締結時に十分に確認を行ってください。
- 1号特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画における事前ガイダンスにおいて、保証金・違約金契約は違法であり、禁止されていることについて説明するとともに保証金の徴収等がないことを確認してください。また、保証金の徴収等が行われていることを確認した場合には、地方出入国在留管理局に情報提供を行ってください。
- 本制度では、悪質な仲介事業者の排除を目的として、外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めを送出国政府との間で作成することとしています。二国間取決めが

作成された場合には、順次、出入国在留管理庁ホームページで、必要な情報等を掲載していくこととしています。特定技能外国人との間で雇用契約を締結するに当たって、海外の取次機関が関与する場合には、保証金等を徴収する悪質な仲介事業者（ブローカー）が関与することがないように当該情報を活用してください（なお、二国間取決めを作成した国以外の国籍を有する者であっても受け入れることは可能です。）。

- また、技能実習制度において、本制度と同様に送出国政府との間で二国間取決めを作成し、送出国政府が認定した送出機関について、外国人技能実習機構のホームページで公表しているほか、出入国在留管理庁ホームページでも公表することとしていますので、当該情報も御参照ください。

（１１）支援に要する費用の負担に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第２条

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

- 八 法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関にあっては、１号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させないこととしていること。

- １号特定技能外国人に対する支援に要する費用（運用要領別冊（支援）に定める「義務的支援」に係るものに限る。）は、本制度の趣旨に照らし、特定技能所属機関等において負担すべきものであることから、１号特定技能外国人に直接的又は間接的にも負担させないことを求めるものです。

【確認対象の書類】

- ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）
- ・１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載
* １号特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関のみ

【留意事項】

- 「支援に要する費用」とは、１号特定技能外国人に対して行われる各種支援に必要となる費用（登録支援機関への委託費用を含む。）をいい、次のものを含みます。
 - ・事前ガイダンス、生活オリエンテーション、相談・苦情対応及び定期的な面談の実施に係る通訳人の通訳費等
 - ・１号特定技能外国人の出入国時の送迎に要する交通費等なお、住宅の賃貸料などの実費を必要な限度において本人に負担させることを妨げるものではありません。
- １号特定技能外国人の受入れに当たっては、事前ガイダンスにおいて、支援に要する費用を

直接又は間接的に負担させないことについて説明してください。また、生活オリエンテーションにおいても、同様に説明してください。

- 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名をしていることが求められます。

（12）派遣形態による受入れに関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

九 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、次のいずれかに該当し、かつ、外国人が派遣先において従事する業務の属する特定産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当であると認められる者であること。

（1）当該特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。

（2）地方公共団体又は（1）に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。

（3）地方公共団体の職員又は（1）に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は（1）に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。

（4）外国人が派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合にあつては、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第16条の5第1項に規定する特定機関であること。

ロ 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、第1号から第4号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣等を行うこととしていること。

- 特定技能外国人を派遣労働者として受け入れる場合には、派遣元は当該外国人が従事することとなる特定産業分野に関する業務を行っていることなどが求められるほか、出入国在留管理庁長官と当該特定産業分野を所管する関係行政機関の長との協議により適当であると認定された場合に限られます。
- 当該認定期間は認定日から3年間有効ですが、当該認定期間を経過した場合は、特定技能外国人を派遣労働者として受け入れることができなくなるため留意してください。在留期限までに当該認定期間が満了する場合は、事前に申請の提出先である地方出入国在留管理局にご申告・ご相談ください。
- 派遣先についても、派遣元である特定技能所属機関と同様に、労働、社会保険及

び租税に関する法令の遵守、一定の欠格事由に該当しないことなどを求めるものです。

【確認対象の書類】

○ 派遣元（特定技能所属機関）関係

＜分野共通の書類＞

- ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）
* 本節第1（2）、（3）、（4）の【留意事項】を参照
- ・ 派遣計画書（参考様式第1-12号）

＜分野ごとの書類＞

派遣形態での雇用が可能な特定産業分野（農業分野と漁業分野に限る。）ごとに提出が必要な書類については、本運用要領別冊（分野別）を参照してください。

○ 派遣先関係

- ・ 派遣先の概要書（農業分野）（参考様式第1-14号）
* 農業分野の場合
- ・ 派遣先の概要書（漁業分野）（参考様式第1-15号）
* 漁業分野の場合
- ・ 労働、社会保険及び租税の法令を遵守していることを証明する資料
* 本節第1（1）の【留意事項】を参照

【留意事項】

- いわゆる人材派遣会社が派遣元として特定技能所属機関となるためには、特定技能所属機関の基準を満たすとともに、特定技能基準省令第2条第1項第9号イ（1）から（4）までに規定する派遣元の基準のいずれかを満たさなければなりません。
- 派遣元となる特定技能所属機関及び派遣先は、労働者派遣法等、派遣に関する関係法令の規定を遵守しなければなりません。また、後述するとおり、特定技能所属機関は、労働者派遣法第42条第3項における派遣先からの報告を踏まえて、活動状況に係る届出（法第19条の18第2項第3号）を行わなければなりません。

【関係法令の規定】

労働者派遣法第42条（抄）

派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
- 二 第40条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 三 派遣元事業主の氏名又は名称
- 四 派遣就業をした日
- 五 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間
- 六 従事した業務の種類
- 七 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項

九 教育訓練（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行った日時及び内容

十 その他厚生労働省令で定める事項

3 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、第1項各号（第3号を除く。）に掲げる事項を派遣元事業主に通知しなければならない。

- 労働者派遣については、前記第1節第1（5）の基準にも適合していることが求められます。
- 雇用形態を「直接雇用」から「派遣雇用」に変更する場合には、派遣開始のおおむね3か月前にあらかじめ雇用契約を締結した上で届出が必要となります（同届出については後記第7章第1節第1別表項番Ⅱを参照）。

（13）労災保険法に係る措置等に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

十 事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

- 特定技能外国人への労働者災害補償保険の適用を確保するため、特定技能所属機関が労災保険の適用事業所である場合には、労災保険に係る保険関係の成立の届出を適切に履行していることを求めているものです。
- 「その他これに類する措置」とは、特定技能所属機関が労災保険制度において暫定任意適用事業所とされている農林水産の事業の一部を想定しているもので、この場合、労災保険の代替措置として、労災保険に類する民間保険に加入していることをいいます。

【確認対象の書類】

・雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載

＜労働保険の適用事業所の場合＞

・本節第1（1）の【確認対象の書類】欄の＜労働保険の適用事業所の場合＞を参照してください。

＜労働保険の適用事業所ではない場合＞

・民間保険の加入を証明する資料

【留意事項】

- 原則として、労働者を1人でも使用している事業場は、法律上、当然に労災保険が適用されることとなります（適用事業所）が、次のいずれかに該当する場合は、暫定任意適用事業所とされ、労災保険が当然に適用されるものではありません。
 - ・労働者数5人未満の個人経営の農業であって、特定の危険又は有害な作業を主として行う事

業以外のもの

- ・労働者を常時は使用することなく、かつ、年間使用延労働者数が300人未満の個人経営の林業
- ・労働者数5人未満の個人経営の畜産、養蚕又は水産（総トン数5トン未満の漁船による事業等）の事業

（14）特定技能雇用契約継続履行体制に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

十一 特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること。

- 特定技能所属機関に、特定技能外国人の安定した就労活動を確保するため、特定技能雇用契約を継続して履行する体制を有していることを求めるものです。
- 特定技能雇用契約を継続して履行する体制として、特定技能所属機関が事業を安定的に継続し、特定技能外国人と締結した特定技能雇用契約を確実に履行し得る財政的基盤を有していることをいいます。

【確認対象の書類】

・特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）

＜直近期末において債務超過（純資産又は元入金がマイナス）がある場合＞

・中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面

＜直近2期末のいずれも債務超過（純資産又は元入金がマイナス）がある場合＞

・中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面

・労働保険料、社会保険料及び租税の納付に関する領収書の写しや証明書等（本節第1（1）【確認対象の書類】を参照）

【留意事項】

- 財政的基盤を有しているかについては、特定技能所属機関の事業年度末における欠損金の有無、債務超過の有無等から総合的に判断されることとなります。
- 直近期末において債務超過がある場合は、中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面の提出も必要となります。

（15）報酬の口座振込み等に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

十二 特定技能雇用契約に基づく外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する当該外国人の預金口座若しくは貯金口座への振込み又は当該外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしており、かつ、当該預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合には、出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けることとしていること。

- 特定技能外国人に対する報酬の支払をより確実かつ適正なものとするため、当該外国人に対し、報酬の支払方法として預金口座への振込みがあることを説明した上で、当該外国人の同意を得た場合には、預貯金口座への振込み等により行うことを求めるものです。
- 預貯金口座への振込み以外の支払方法を採用した場合には、定期届出の際に出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けることが求められます。

【確認対象の書類】

・雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

- 労働基準法上、報酬の支払は原則通貨払とされていますが（後記【関係法令】を参照）、特定技能外国人に対する報酬の支払を確実かつ適正なものとする本規定の趣旨に鑑み、当該外国人の同意を得た上で、特定技能雇用契約において、当該外国人の指定する預貯金口座等へ振り込むこととするよう努めてください。なお、労働基準法上は、金融機関への振込みは、労働者が希望した場合に限られるので、この点について留意が必要です。
- 預貯金口座への振込み以外の支払方法を採用した場合の出入国在留管理庁長官の確認については、特定技能所属機関が1年に1度提出する受入れ・活動・支援実施状況に関する届出（第7章第7節）の際に、次の書類を提出することにより行われます。
 - ・報酬支払証明書（参考様式第5－7号）
- 雇用条件書（参考様式第1－6号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名をしていることが求められます。

【関係法令】

労働基準法第24条第1項

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で

厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2 賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金(第89条において「臨時の賃金等」という。)については、この限りでない。

労働基準法施行規則第7条の2

使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。

一 当該労働者が指定する銀行その他金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み

(16) 地域における共生社会の実現のため寄与する責務に関すること

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

十二の二 特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとしていること。

- 特定技能外国人に関し、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策(以下「共生施策」という。)に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることを求めるものです。
- 地方公共団体が実施する共生施策とは、特定技能所属機関(登録支援機関を含む。)が実施する特定技能外国人の支援に資するものを指します。例えば、各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応、地域イベント、日本語教室等に関する施策等が想定されます。
 - 一方で、例えば、訪日外国人旅行者向けの案内等、特定技能外国人支援とは明らかに関係性がないものは、本件取組における共生施策の対象にはなりません。
- 特定技能所属機関は、①初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、当該外国人と特定技能雇用契約を締結後、在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請を行う前に、また、②既に特定技能外国人を受け入れている場合には、当該外国人に係る在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行う前に、市区町村(特別区を含む。)に対し、協力確認書(※)を提出することが求められます。

協力確認書は、受け入れる（又は受け入れている）特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村のそれぞれに提出する必要があります（両者が同一の市区町村である場合は、当該市区町村に対して一通提出します。）。

協力確認書は、特定技能所属機関が初めて在留諸申請を行う際に作成し、該当する市区町村に一度提出するものとします。その後、同一の事業所で活動する他の特定技能外国人に係る在留諸申請や、再度の在留諸申請の再申請の際には、再提出する必要はありません。ただし、協力確認書に記載された事項（事業所の所在地や住居地、担当者連絡先等）に変更が生じた場合には、該当する市区町村に対して、改めて協力確認書を提出することが求められます。なお、特定技能外国人の転職・転出や帰国の際には、特定技能所属機関から市区町村に連絡する必要はありません。

※ 「協力確認書」掲載ページ

https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/01_00120.html

- 協力確認書の提出手続等の詳細については、特定技能制度における地域との共生施策に関する連携に係るQ & A（※）を参照してください。

※ 「特定技能制度における地域との共生施策に関する連携に係るQ & A」掲載ページ

https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/03_00122.html

【留意事項】

- 協力確認書の提出については、市区町村によっては郵送又はオンライン提出が可能であるため、市区町村のホームページから提出方法を確認してください。
- 地方公共団体から、地方出入国在留管理局に対して、特定技能所属機関が、特定技能外国人に対する支援に資するものであるにもかかわらず、地方公共団体からの協力要請に応じないなどとして、相談が地方公共団体からあった場合、地方出入国在留管理局は、必要に応じて当該地方公共団体や特定技能所属機関等に事情を確認した上で、指導・助言・協力要請等を行う場合があります。
- 特定技能所属機関等が協力要請に応じない場合、関連する地方公共団体の共生施策の内容、特定技能所属機関等が関与する必要性及び相当性その他諸般の事情を総合的に勘案し、特定技能所属機関等が地方公共団体による共生施策への協力が可能であるにもかかわらず、これを行わないため、当該特定技能外国人に対し職業生活上、日常生活上又は社会生活上必要な支援の実施が確保されず、その適正な在留及び支援計画の適正な実施に重大な支障が生じていると認められる場合には、特定技能所属機関等に対し、改善命令等を行うことがあります。
(例) 条例上、事業主の取組が求められる施策の履行（例：感染防止に係る必要な措置、従業員に対する周知等）を怠っており、再三にわたる指導にもかかわらずこれに応じないため、地域住民と特定技能外国人の間にトラブルが生じている場合等

(17) 分野に特有の事情に鑑みて定められた基準に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

- 特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて個別に定める基準に適合していることを求めるものです。

【確認対象の書類】

・分野ごとに定める書類（本要領別冊（分野別）を参照）

【留意事項】

- 分野によっては告示で基準を定めていない場合もあります。
- 告示で基準が定められている場合であってもその内容は分野ごとに異なります。
- 本制度においては、原則として特定技能所属機関ごとの特定技能外国人の受入れ人数枠は設けられていませんが、一部の分野においては、受入れ人数枠が設けられていますので、本要領別冊（分野別）を参照してください。

第2 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るもの

(1) 中長期在留者の受入れ実績等に関するもの

【関係規定】

法第2条の5

3 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

二 第6項及び第7項の規定に適合する第6項に規定する1号特定技能外国人支援計画（第5項及び第4章第1節第2款において「適合1号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施

特定技能基準省令第2条

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 過去2年間に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ロにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があ

り、かつ、役員又は職員の中から、適合1号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）を選任していること（ただし、支援責任者は支援担当者を兼ねることができる。以下同じ。）。

ロ 役員又は職員であって過去2年間に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること。

ハ イ又はロの基準に適合する者のほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認めたもので、役員又は職員の中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること。

○ 特定技能所属機関は、次のいずれかに該当しなければなりません。

① 過去2年間に中長期在留者（注）の受入れ又は管理を適正に行った実績があること、及び、役員又は職員の中から、適合1号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者（支援責任者）及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（支援担当者）を選任していること

② 役員又は職員であって過去2年間に中長期在留者（注）の生活相談業務に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び特定技能外国人に活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること

③ ①及び②に該当する者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として出入国在留管理庁長官が認めるもの

（注）法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する者をいいます。

【確認対象の書類】

<共通>

・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）

<第1号イに該当する場合>

・ 受け入れた中長期在留者リスト（参考様式第1-11-2号）

<第1号ロに該当する場合>

・ 支援責任者の履歴書（参考様式第1-20号）

・ 支援担当者の履歴書（参考様式第1-22号）

・ 生活相談業務を行った中長期在留者リスト（参考様式第1-11-3号）

<第1号ハに該当する場合>

・第1号ハに該当（同号イ又はロに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者）することの説明書

・上記説明書の記載内容に係る立証資料

【留意事項】

○ 「支援責任者」とは、特定技能所属機関の役員又は職員（常勤であることを問わない。）であり、支援担当者を監督する立場にある者をいいます。

具体的には、次の事項について統括管理することが求められます。

- ・ 1号特定技能外国人支援計画の作成に関すること
- ・ 支援担当者その他支援業務に従事する職員の管理に関すること
- ・ 支援の進捗状況の確認に関すること
- ・ 支援状況の届出に関すること
- ・ 支援状況に関する帳簿の作成及び保管に関すること
- ・ 制度所管省庁、業所管省庁その他関係機関との連絡調整に関すること
- ・ その他支援に必要な一切の事項に関すること

○ 「支援担当者」とは、特定技能所属機関の役員又は職員であり、1号特定技能外国人支援計画に沿った支援を行うことを任務とする者をいい、この役職員は常勤であることが望まれます。

○ 支援責任者が支援担当者を兼任することも可能ですが、その場合であっても双方の基準に適合しなければなりません。

○ 支援担当者が複数の1号特定技能外国人の支援を行うことも可能です。

○ 第1号イに関し、「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」とは、少なくとも1名以上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令といった、外国人の受入れ又は管理に関連する法令の規定を遵守していることをいいます。例えば、雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場合や、雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結している場合などは、入管法及び労働関係法令の規定を遵守しているとは認められません。また、特定技能所属機関が、技能実習制度における実習実施者（技能実習法施行前の旧技能実習制度における実習実施機関である場合を含む。）である場合は、技能実習法第15条に規定する「改善命令」又は外国人技能実習機構から「改善勧告」を受けている場合は、技能実習法の規定を遵守しているとは認められません。

さらに、特定技能所属機関として、1号特定技能外国人を雇用した実績、委託によらず自社支援により指導や助言を含めた相談対応等の義務的な支援を適正に実施した実績については、それぞれ受入れ又は管理を行ったものと認められます。なお、設立されたばかりであるなど、これまでの在籍者が設立者である代表者の中長期在留者のみの形態の法人（いわゆる一人親方。個人事業主も同様）については、第三者の受入れ又は管理を適正に行った実績とは認められず、要件の充足には他に外国人労働者の雇用等をしていただく必要があります。

○ 第1号ロに関し、「生活相談業務」とは、1号特定技能外国人に対して求められる支援のうち、生活に必要な契約に係る支援、生活オリエンテーション、定期的な面談として行う内容に

関するものなどをいいます。なお、職業紹介事業者が、外国人労働者に求人情報を紹介する行為のみをもっては、生活相談業務とはいえません。

また、「生活相談業務」について、相談内容や件数を限定するものではありませんが、業務として行われたことが必要であることから、個人的な人間関係（日常生活に属するものをいう。）に基づき行う相談（いわゆるボランティア活動を含む。）は、実績とはいえません。なお、生活相談の対象は、法令上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者に限られています。

- 第1号ハに関し、「これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者」とは、第1号イ及びロに該当しない場合であっても、中長期在留者の適正な受入れ実績等がある機関と同程度に支援業務を適正に実施することができる者であり、かつ、これまで日本人労働者等を適正かつ適切に雇用してきた実績のある機関であって責任をもって適切に支援を行うことが見込まれるものをいいます。したがって、労働関係法令を遵守していることが求められることから、労働基準監督署から是正勧告を受けていないことなどが必要です。
- 第1号ハに該当するか否かについては、提出された資料に基づき個別に判断がされることとなります。なお、主な考慮要素としては、本邦に在留する外国人（在留資格を問わない。）の雇用管理や生活相談を行った実績のほか、支援を適切に行う能力や体制があるといえるような事業実績並びに支援業務に従事する役職員の経験及び保有する資格などの諸事情が挙げられます。
- 第1号ロに該当するとして基準を満たした場合で、その後、実際に外国人を受け入れるまでに支援責任者又は支援担当者を変更するときには、新たな支援責任者等についても第1号ロ（又は他の要件）に該当していることが必要です。

（2）十分に理解できる言語による支援体制に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

二 特定技能雇用契約の当事者である外国人に係る1号特定技能外国人支援計画に基づく職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を当該外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していること。

- 1号特定技能外国人支援計画の適正性の確保の観点から、①特定技能外国人が十分に理解できる言語による適切な情報提供体制、②担当職員を確保して特定技能外国人が十分に理解できる言語による適切な相談体制等があることを求めるものです。

【確認対象の書類】

・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

- 「十分に理解することができる言語」とは、特定技能外国人の母国語には限りませんが、当該外国人が内容を余すことなく理解できるものをいいます。
- 「特定技能外国人が十分に理解できる言語による適切な相談体制」とは、通訳人を特定技能所属機関の職員として雇い入れることまでは必要なく、必要なときに委託するなどして通訳人を確保できるものであれば足ります。

(3) 支援の実施状況に係る文書の作成等に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

三 1号特定技能外国人支援の状況に係る文書を作成し、当該1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約の終了の日から1年以上備えて置くこととしていること。

- 特定技能所属機関に対し、1号特定技能外国人支援の状況に係る文書を作成し、特定技能雇用契約の終了日から1年以上備えて置くことを求めるものです。

【留意事項】

○ 「1号特定技能外国人支援の状況に係る文書」とは、少なくとも次の事項が記載されていなければなりません。

① 支援実施体制に関する管理簿

- ・ 支援を行う事務所の名称、所在地及び連絡先
- ・ 職員数（常勤・非常勤職員数の内訳）
- ・ 支援実績（各月における支援人数、行方不明者数）
- ・ 支援責任者の身分事項、住所、役職及び経歴（履歴書及び就任承諾書）
- ・ 支援担当者の身分事項、住所、役職及び経歴（履歴書及び就任承諾書）
- ・ 対応可能な言語及び同言語による相談担当者に関する事項（委託契約書、通訳人名簿）

② 支援の委託契約に関する管理簿

- ・ 支援業務に関する事項（支援委託契約書（参考様式第5-10号））
- ・ 支援経費の収支に関する事項（支援委託費含む。）

③ 支援対象者に関する管理簿

- ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
- ・ 1号特定技能外国人支援計画の内容（支援計画書）
- ・ 支援の開始日
- ・ 支援の終了日（支援を終了した理由を含む。）

④ 支援の実施に関する管理簿

- i 事前ガイダンスに関する事項
 - ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・ 実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属
 - ・ 実施日時及び実施場所
 - ・ 実施内容（情報提供内容）
 - ・ 実施方法
 - * 事前ガイダンスの確認書（参考様式第5－9号）を保存してください。
- ii 空港等への出迎え及び見送りに関する事項
 - ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・ 出迎え日（上陸日）及び見送り日（出国日）
 - ・ 実施担当者の氏名及び所属
- iii 住居の確保及び生活に必要な契約に関する事項
 - ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・ 確保した住居に関する事項（住所、住居の形態（賃貸、社宅等）及び家賃等）
 - ・ その他日常生活に必要な契約に係る支援の概要
- iv 生活オリエンテーションに関する事項（関係機関への同行に関する事項を含む。）
 - ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・ 実施日時及び実施場所
 - ・ 実施内容（情報提供内容）
 - ・ 実施方法
 - ・ 実施担当者（通訳人及び法的保護に関する情報提供の実施者含む。）の氏名及び所属
 - * 生活オリエンテーションの確認書（参考様式第5－8号）を保存してください。
- v 日本語習得支援に関する事項
 - ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・ 実施内容（情報提供内容）
 - ・ 実施方法
 - ・ 実施担当者（委託先の講師を含む。）の氏名及び所属
- vi 相談等に関する事項
 - ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・ 相談日時
 - ・ 相談内容及び対応内容（面談記録、対応記録）
 - ・ 関係行政機関への通報・相談日時及び通報・相談先の名称
 - ・ 実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属
 - * 相談記録書（参考様式第5－4号）を保存してください。
- vii 日本人との交流促進に関する管理簿
 - ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・ 実施日時及び実施場所
 - ・ 実施方法（促進した事項）
 - ・ 実施担当者の氏名及び役職

viii 転職支援に関する事項

- ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
- ・ 転職相談日時及び実施場所
- ・ 相談内容及び対応内容（面談記録、対応記録）
- ・ 公共職業安定所への相談日時及び相談を行った公共職業安定所の名称
- ・ 転職先候補企業の名称、所在地及び連絡先
- ・ 実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属

ix 定期的な面談に関する事項

- ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
- ・ 1号特定技能外国人を監督する立場にある者の氏名及び役職
- ・ 面談日時
- ・ 面談内容及び対応内容（面談記録、対応記録）
- ・ 実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属

* 定期面談報告書（参考様式第5-5号、第5-6号）を保存してください。

○ 書面に代えて電磁的記録により文書を作成し、特定技能外国人を支援する事業所に備えて置くことも認められています。この場合には、以下の方法による必要があります。

・ 作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等（CD-ROM等で一定の事項を確実に記録しておくことができる物）をもって調製するファイルにより保存する方法

・ 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

また、書面によらず電磁的記録により帳簿書類の備付けを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、書面を作成できるようにする必要があります。

（４）支援の中立性に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

四 支援責任者及び支援担当者が、外国人を監督する立場にない者その他の1号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であり、かつ、第1項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

○ 支援の適正性や中立性の確保の観点から、支援責任者及び支援担当者が、①1号特定技能外国人を監督する立場にないこと及び特定技能所属機関と当該外国人の間に紛争が生じた場合に少なくとも中立的な立場であること、②一定の欠格事由に

該当しないことを求めるものです。

【確認対象の書類】

- ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）
- ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

- 「外国人を監督する立場にない者その他の1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者」とは、1号特定技能外国人と異なる部署の職員であるなど、当該外国人に対する指揮命令権を有しない者をいい、異なる部署であっても、当該外国人に実質的に指揮命令をし得る立場にある者は含まれません。したがって、1号特定技能外国人と形式上異なる部署の職員であっても、代表取締役、当該外国人が所属する部署を監督する長（例えば、当該外国人の所属する部署が製造課である場合の製造部長）など組織図を作成した場合に縦のラインにある者は適格性がないこととなります。
- 「1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者」であるか否かの判断に当たっては、上記の点のほか、事業形態、外国人を監督する立場にある者と支援責任者及び支援担当者との関係性などが考慮要素として挙げられます。

（5）支援実施義務の不履行に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

五 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、法第19条の2第1項の規定に反して適合1号特定技能外国人支援計画に基づいた1号特定技能外国人支援を怠ったことがないこと。

- 特定技能所属機関が、1号特定技能外国人支援を怠ったことがある場合には、支援を適正に実施する体制が十分であるとはいえないことから、特定技能雇用契約締結前の5年以内及び当該契約締結後に当該支援を怠ったことがないことを求めるものです。

（6）定期的な面談の実施に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

六 支援責任者又は支援担当者が特定技能雇用契約の当事者である外国人及びその監督を

する立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること。

- 特定技能外国人の安定的かつ継続的な在留活動を確保するための支援として、特定技能外国人のみならず、当該外国人を監督する立場にある者とも定期的な面談（オンライン会議システム等を活用する場合を含む。）をすることを求めるものです。
- ただし、洋上で長期間行われるなどの漁業分野（漁業）における定期的な面談については、特定技能外国人とともに漁船に乗り組む漁労長や船長が監督的立場にあるところ、漁船によっては長期間にわたって洋上で操業し、3か月以上、帰港しないものもあることや洋上での通信環境の脆弱さなどに鑑み、面談に代えて3か月に1回以上の頻度で、無線や船舶電話によって特定技能外国人及び当該外国人の監督者と連絡をとることとし、近隣の港に帰港した際には支援担当者が面談を行うこととして差し支えありません。

【留意事項】

- 「監督する立場にある者」とは、特定技能外国人と同一の部署の職員であるなど、当該外国人に対して指揮命令権を有する者をいいます。
- 派遣形態による受入れの場合には、派遣先の監督的立場にある者との面談を行うことが必要となります。
- 「定期的な面談」とは、3か月に1回以上の頻度で行うものをいいます。
- 定期面談報告書（参考様式第5-5号、第5-6号）に面談結果を記載の上、1号特定技能外国人支援の状況に係る文書として保存してください。
- 面談を効果的に行うための準備として、質問予定の項目について、あらかじめアンケート等を実施することは差し支えありません。

（7）分野に特有の事情に鑑みて定められた基準に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

- 特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて個別に定める基準に適合していることを求めるものです。

【確認対象の書類】

・分野ごとに定める書類（本要領別冊（分野別）を参照）

【留意事項】

- 分野によっては告示で基準を定めていない場合もあります。
- 告示で基準が定められている場合であってもその内容は分野ごとに異なります。

第6章 1号特定技能外国人支援計画に関する基準等

第1節 1号特定技能外国人支援計画の作成

【関係規定】

法第2条の5

6 別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援（次項及び第4章第1節第2款において「1号特定技能外国人支援」という。）の実施に関する計画（第8項、第7条第1項第2号及び同項において「1号特定技能外国人支援計画」という。）を作成しなければならない。

法第19条の22

特定技能所属機関は、適合1号特定技能外国人支援計画に基づき、1号特定技能外国人支援を行わなければならない。

2 特定技能所属機関は、契約により他の者に1号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施を委託することができる。

- 1号特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、当該外国人が「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画）を作成しなければなりません。
- 1号特定技能外国人支援計画は、地方出入国在留管理局への在留諸申請の際に提出しなければなりません。
- 1号特定技能外国人支援計画の記載事項及び内容等については、本要領別冊（支援）を参照してください。
- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画に基づいて当該支援を行わなければならない。ただし、登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託する場合にはこの限りではありません。
- 特定技能所属機関が、1号特定技能外国人支援計画の適正な実施に係る基準に適合しており、当該支援計画に基づき自ら支援を行う場合には、契約により他の者に1号特定技能外国人の支援の全部又は一部の実施を委託することができます。

【留意事項】

- 1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合には、特定技能所属機関が当該計画を作成するに当たって、委託先の援助を受けることを妨げるものではありませんので、委託先と十分に相談の上、作成するなどして差し支えありません。
- 1号特定技能外国人の支援の一部の実施を委託する場合において、後記第2節(1)で規定する各支援のうち、特定技能基準省令第3条第1項第1号ヌ「定期的な面談の実施、行政機関への通報」については第三者への委託が認められません。その内容については、運用要領別冊(支援)を参照してください。

第2節 1号特定技能外国人支援計画の記載事項

(1) 1号特定技能外国人支援計画の必要的記載事項に関するもの

【関係規定】

法第2条の5

- 6 別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援(次項及び第4章第1節第2款において「1号特定技能外国人支援」という。)の実施に関する計画(第8項、第7条第1項第2号及び同項において「1号特定技能外国人支援計画」という。)を作成しなければならない。

特定技能基準省令第3条

法第2条の5第6項の1号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容
 - イ 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人に係る在留資格認定証明書の交付の申請前(当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合にあっては、在留資格の変更の申請前)に、当該外国人に対し、特定技能雇用契約の内容、当該外国人が本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること。
 - ロ 当該外国人が出入国しようとする港又は飛行場において当該外国人の送迎をすること。
 - ハ 当該外国人が締結する賃貸借契約に基づく当該外国人の債務についての保証人となることその他の当該外国人のための適切な住居の確保に係る支援をすることのほか、銀

行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること。

ニ 当該外国人が本邦に入国した後（当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している者である場合にあっては、在留資格の変更を受けた後）、次に掲げる事項に関する情報の提供を実施すること。

(1) 本邦での生活一般に関する事項

(2) 法第19条の16その他の法令の規定により当該外国人が履行しなければならない又は履行すべき国又は地方公共団体の機関に対する届出その他の手続

(3) 特定技能所属機関又は当該特定技能所属機関から契約により1号特定技能外国人支援の実施の委託を受けた者において相談又は苦情の申出に対応することとされている者の連絡先及びこれらの相談又は苦情の申出をすべき国又は地方公共団体の機関の連絡先

(4) 当該外国人が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項

(5) 防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項

(6) 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他当該外国人の法的保護に必要な事項

ホ 当該外国人がニ(2)に掲げる届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な支援をすること。

ヘ 本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること。

ト 当該外国人から職業生活、日常生活又は社会生活に関し、相談又は苦情の申出を受けたときは、遅滞なく、当該相談又は苦情に適切に応じるとともに、当該外国人への助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

チ 当該外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること。

リ 当該外国人が、その責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合においては、公共職業安定所その他の職業安定機関又は職業紹介事業者等の紹介その他の他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行うことができるようにするための支援をすること。

ヌ 支援責任者又は支援担当者が当該外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し、労働基準法その他の労働に関する法令の規定に違反していることその他の問題の発生を知ったときは、その旨を労働基準監督署その他の関係行政機関に通報すること。

二 適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を契約により登録支援機関に委託する場合にあっては、当該登録支援機関に係る登録支援機関登録簿に登録された事項及び当該契約の内容

三 1号特定技能外国人支援の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては、当該他の者の氏名又は名称及び住所並びに当該契約の内容

四 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名

- 1号特定技能外国人支援計画には、特定技能基準省令第3条第1項各号に定められた事項を記載しなければなりません。なお、行わなければならない支援の具体的な内容については、運用要領別冊（支援）を参照してください。

【確認対象の書類】

- ・ 1号特定外国人支援計画書（参考様式第1-17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載

(2) 分野に特有の事情に鑑みて定められた基準に関するもの

【関係規定】

法第2条の5

- 6 別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援（次項及び第4章第1節第2款において「1号特定技能外国人支援」という。）の実施に関する計画（第8項、第7条第1項第2号及び同項において「1号特定技能外国人支援計画」という。）を作成しなければならない。

特定技能基準省令3条

法第2条の5第6項の1号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 五 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める事項

- 特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて個別に定める基準に適合していることを求めるものです。

【確認対象の書類】

- ・ 分野ごとに定める書類（本要領別冊（分野別）を参照）

【留意事項】

- 分野によっては告示で基準を定めていない場合もあります。
- 告示で基準が定められている場合であってもその内容は分野ごとに異なります。

(3) 1号特定技能外国人支援計画の作成言語・写しの交付に関するもの

【関係規定】

法第2条の5

- 6 別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人と特

定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援（次項及び第4章第1節第2款において「1号特定技能外国人支援」という。）の実施に関する計画（第8項、第7条第1項第2号及び同款において「1号特定技能外国人支援計画」という。）を作成しなければならない。

特定技能基準省令第3条

2 1号特定技能外国人支援計画は、特定技能所属機関が、日本語及び当該1号特定技能外国人支援計画に係る外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付しなければならない。

- 1号特定技能外国人支援計画は日本語及び特定技能外国人が理解することができる言語により作成し、その写しを当該外国人に交付しなければなりません。

【確認対象の書類】

・ 1号特定外国人支援計画書（参考様式第1-17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

- 「十分に理解することができる言語」とは、特定技能外国人の母国語には限られませんが、当該外国人が内容を余すことなく理解できるものをいいます。
- 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解して署名をしていることが求められます。

第3節 1号特定技能外国人支援計画の基準

(1) 適切な実施方法等に関するもの

【関係規定】

法第2条の5

8 1号特定技能外国人支援計画は、法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

特定技能基準省令第4条

法第2条の5第8項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定技能所属機関（契約により他の者に1号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能所属機関を除く。）及び特定技能所属機関から契約により1号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において、地

方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、適切に実施することができるものであること。

二 前条第1項第1号イに掲げる支援が、対面により又はテレビ電話装置その他の方法により実施されることとされていること。

三 前条第1項第1号イ、二、ト及びヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）に掲げる支援が、外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。

○ 1号特定技能外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定技能所属機関又は委託を受けた者において適切に実施できるものであることを求めるものです。

○ 特定技能所属機関は、地方公共団体（1号特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村）において実施する共生施策を確認の上、支援計画を作成し、在留諸申請の際に、地方出入国在留管理局に提出する必要があります。
なお、共生施策の確認は、地方公共団体のホームページの閲覧によって行うことを想定しています。

○ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）の「Ⅳ 支援内容」の自由記載欄に共生施策を踏まえた支援を記載してください。なお、同欄の記載方法については、「1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について-」の「第1 1号特定技能外国人支援計画の基準等」を確認してください。

○ 一部の支援については、実効性確保の観点から、対面により又はテレビ電話装置（オンライン会議システム等を含む。）により実施されること、また、特定技能外国人が十分に理解できる言語により実施されることが求められています。

【確認対象の書類】

・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載

（2）一部委託の範囲の明示に関するもの

【関係規定】

法第2条の5

8 1号特定技能外国人支援計画は、法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

特定技能基準省令第4条

法第2条の5第8項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

四 1号特定技能外国人支援の一部の実施を契約により他の者に委託する場合には、その委託の範囲が明示されていること。

- 特定技能所属機関が、1号特定技能外国人支援計画の一部を委託する場合にはその委託の範囲を明示しなければなりません。

【確認対象の書類】

・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）

(3) 分野に特有の事情に鑑みて定められた基準に関するもの

【関係規定】

法第2条の5

8 1号特定技能外国人支援計画は、法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

特定技能基準省令第4条

法第2条の5第8項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

五 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

- 特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて個別に定める基準に適合していることを求めるものです。

【確認対象の書類】

・ 分野ごとに定める書類（本要領別冊（分野別）を参照）

【留意事項】

- 分野によっては告示で基準を定めていない場合もあります。
- 告示で基準が定められている場合であってもその内容は分野ごとに異なります。

第4節 1号特定技能外国人支援計画の登録支援機関への委託

【関係規定】

法第2条の5

5 特定技能所属機関（第19条の18第1項に規定する特定技能所属機関をいう。以下この項において同じ。）が契約により第19条の27第1項に規定する登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、当該特定技能所属機関は、第3

項（第2号に係る部分に限る。）の規定に適合するものとみなす。

- 特定技能所属機関は、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託することができます。
- 登録支援機関に全部の実施を委託した場合には、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画の適正な実施に係る基準に適合するものとみなされることとなっています。
- なお、登録支援機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の委託を受ける場合については、特定技能所属機関は1号特定技能外国人支援計画の適正な実施に係る基準に適合するものとみなされるものであることから、特定技能所属機関は当該支援計画の全部の実施を複数の登録支援機関に委託することはできません。ただし、特定技能所属機関が、1号特定技能外国人支援計画の適正な実施に係る基準を満たしている場合には、特定技能所属機関の責任の下で複数の第三者に委託することができます。
- なお、特定技能所属機関から支援計画の全部の実施の委託を受けた登録支援機関は、当該委託に係る適合1号特定技能外国人支援計画に基づき、支援業務を行わなければならない（法第19条の30第1項）とされていることから、委託を受けた支援業務を更に委託することは認められません。ただし、支援の実施に当たって、支援業務の履行を補助する範囲で通訳人を活用することなどは差し支えありません。

【確認対象の書類】

- ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）
- ・ 登録支援機関との支援委託契約に関する説明書（参考様式第1-25号）

第7章 特定技能所属機関に関する届出

- 特定技能所属機関は、特定技能雇用契約や1号特定技能外国人支援計画等に関する各種届出が義務付けられており、届出の不履行や虚偽の届出については罰則や過料の対象とされていますので留意してください。
- 各種届出の受理後、地方出入国在留管理局において届出内容から基準不適合が確認された場合には、是正するよう指導・助言することとなりますので、指導・助言を受けた特定技能所属機関は、当該指導・助言に従って是正を行ってください。なお、当該指導・助言に従わない場合は、改善命令の対象となることに留意してください。
- 本章に定める届出は、対象となる外国人が「特定技能」の在留資格を有したのちに生じた事由について、届出を行う必要があります。したがって、諸申請前に生じた事由（申請前に支援委託契約を結んだ場合等）については、諸申請時に内容を確認していますので、届出を行う必要はありません。

なお、「特定技能」の在留資格に係る上陸・変更許可を受けるまでの間に変更等が生じた場合には、申請の提出先である地方出入国在留管理局にご申告・ご相談ください。

また、「特定技能」の在留資格で在留している間に生じた届出事由については、当該特定技能外国人が既に退職した場合、帰国した場合や他の在留資格へ変更した場合でも届出を行う必要があります。
- 本章に定める届出は、インターネットを介して行うことができます（事前に利用者情報登録をする必要があります。）。インターネットを介して行う場合は、「出入国在留管理庁」ウェブサイト内の「出入国在留管理庁電子届出システム」ボタンをクリックして、届出を行い、必要な書類を添付書類として提出してください。

また、届出については、地方出入国在留管理局へ持参又は郵送で提出することも可能ですが、その場合は、在留諸申請及び届出における提出書類の省略を認める機関ではなくなることに留意してください。

なお、掲載場所は、末尾の別表のとおりです。

別表（「出入国在留管理庁電子届出システム」ポータルサイト）

URL	QR コード
-----	--------

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html



第1節 特定技能雇用契約に関する届出

第1 契約変更の届出

【関係規定】

法第19条の18

特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第8章において「特定技能所属機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

- 一 特定技能雇用契約の変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、若しくは特定技能雇用契約が終了したとき、又は新たな特定技能雇用契約の締結をしたとき。

施行規則第19条の17

法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

- 2 法第19条の18第1項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に定める事由が生じた日から14日以内に、同項各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

別表第3の5の1の表（第19条の17関係）

場合	事項
特定技能雇用契約の変更をしたとき	1 特定技能雇用契約を変更した年月日 2 変更後の特定技能雇用契約の内容

- 特定技能所属機関は、特定技能雇用契約を変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。次の別表を参照してください。）した場合には、当該変更日から14日以内に、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約を変更した旨並びに当該変更年月日及び変更後の契約の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。

○ 届出に当たっては、次の別表に掲げる変更事項に応じた添付書類（変更後の契約の内容等を記載した書面）を提出しなければなりません。

なお、別表の項番及び変更事項欄は、派遣先の変更・追加に関する項目を除き、雇用条件書（参考様式第1-6号）の項目に対応しています。

また、別表に掲げる変更事項及び特記事項は、あくまでも具体例であり、届出の対象となる変更事項は別表に記載されているものに限られません。

別表（特定技能雇用契約の変更関係）

項番	変更事項	添付書類	特記事項
I	雇用契約期間	・雇用条件書の写し（参考様式第1-6号）	①当初の契約よりも期間を短くする場合に届出が必要（来日予定日を延期した、雇用開始予定日以降に在留資格変更許可がなされたなど、当初予定していた雇用開始日に変更することとなった場合であっても、雇用契約期間に変更が生じていない場合は、届出は不要） ②「2.契約の更新の有無」について、「契約の更新はしない」又は「更新する場合があります」から「自動的に更新する」に変更となる場合以外の変更については、届出が必要 ③「2.契約の更新の有無」が、「更新する場合があります」であって、更新の判断基準を変更する場合は、届出が必要
II	就業の場所	<共通> ・雇用条件書の写し（参考様式第1-6号） <右記②の場合> ・本要領別冊（分野別）を参照 <右記③の場合> ・派遣計画書（参考様式第1-12号） ・就業条件明示書の写し（参考様式第1-13号） ・派遣先の概要書（参考様式第1-14又は1-15号） ・労働者派遣契約書の写し	①就業場所（事業所）を変更する場合には届出が必要（連絡先のみの変更を除く。） 具体例として、 ・従前勤務していた事業所から他の事業所へ転勤した場合 ・当初の雇用条件書に記載していない他の事業所において掛け持ちで勤務することになった場合 などがあげられる ②運用要領別冊（分野別）において就業場所（事業所）について確認対象の書類が定められている場合の届出に当たって

		<p>・派遣先に係る労働・社会保険及び租税の法令を遵守していることを証明する資料</p> <p>＊第5章第2節第1（12）の【確認対象の書類】を参照</p> <p>・派遣先に係る運用要領別冊（分野別）に定める確認対象の書類</p>	<p>は当該書類の提出が必要（対象分野は、介護、ビルクリーニング、リネンサプライ、工業製品製造業、自動車運送業、外食業分野）。</p> <p>③労働者派遣の場合であって、在留諸申請の際に提出した派遣計画書に記載していない派遣先若しくは就労（作業）場所で就労することとなる場合又は新たな派遣先若しくは就労（作業）場所を追加する場合には届出が必要</p> <p>④雇用形態を「派遣雇用」から「直接雇用」に変更した場合には届出が必要</p> <p>⑤雇用形態を「直接雇用」から「派遣雇用」に変更した場合には届出が必要（なお、「直接雇用」から「派遣雇用」に変更する場合には、派遣開始の概ね3か月前にあらかじめ雇用契約を締結し、届出が必要）</p>
Ⅲ	従事すべき業務の内容	<p><共通></p> <p>・雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）</p> <p><右記①の場合></p> <p>・特定技能外国人が従事しようとする業務に必要な技能水準を有することを証明する資料（運用要領別冊（分野別）を参照）</p>	<p>①同一分野内で従事する業務区分を変更する場合には届出が必要（従事する業務が属する特定産業分野を変更する場合は在留資格変更許可申請が必要）</p> <p>②分野別運用方針に定める「特定技能外国人が従事する業務」に従事しないこととなった場合に届出が必要</p>
Ⅳ	労働時間等	<p><共通></p> <p>・雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）</p> <p><右記①又は②（1年単位の变形労働制を採用している場合に限る。）の場合></p> <p>・労働基準監督署へ届け出た变形労働時間制に関する協定書の写し</p> <p>・特定技能外国人が十分に理</p>	<p>①1年単位の变形労働時間制を採用又は廃止した場合は届出が必要</p> <p>②「3. 所定労働時間数」又は「4. 所定労働日数」を変更する場合は届出が必要（年間所定労働日数を当初の契約より少なくする場合は届出不要）</p> <p>③所定労働がフルタイム（労働日数が週5日以上かつ年間217日以上であって、かつ、週労働が30時間以上）ではなくなった場合に届出が必要（始業時間及</p>

		解できる言語を併記した年間のカレンダーの写し <右記③の場合> ・フルタイムではないこと 理由書	び終業時間がそれぞれ変更になった場合でも、所定労働時間等に変更が生じていないのであれば、届出は不要)
V	休日	・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号)	・年間合計休日日数を当初の契約より少なくする場合には届出が必要(平年かうるう年かによる変更、暦上の日と曜日の対応関係が毎年変わることによる年末年始休日日数の変更又は法令による祝日の変更に伴う年間合計休日日数の減少は届出不要)
VI	休暇	・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号)	①当初の契約より休日日数を減らす場合には届出が必要(休日日数を増やす場合には届出は不要) ②「1. 年次有給休暇」の「継続勤務6か月未満の年次有給休暇」又は有給・無給にかかわらず「2. その他の休暇」のいずれかの休暇を廃止する場合は届出が必要
VII	賃金	・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号) ・特定技能外国人の報酬に関する説明書(参考様式第1-4号)等(当初の在留諸申請の際に特定技能外国人の報酬を決定する上で比較対象とした日本人労働者等に変更があったことにより、新たな比較対象とした日本人の報酬額に従って特定技能外国人の報酬額を変更した場合)	・以下の場合には届出が必要 ①「1. 基本賃金」を減額する場合 ②「1. 基本賃金」の支給方法を変更する場合(月給制→日給制、時間給制→月給制等) ③「2. 諸手当」に記載されている手当について、廃止をする場合 ④「賃金の支払(参考様式第1-6号別紙)」に関し、諸手当の額を減額する場合 ⑤「3. 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率」を減らす場合 ⑥固定残業代制度の導入又は廃止をする場合 ⑦「6. 賃金支払方法」を「口座振込」から「通貨払」に変更する場合 ⑧「7. 労使協定に基づく賃金支払時の控除」について、「無」を「有」に変更する又は「有」を「無」に変更する場合

			<p>⑨「賃金の支払（参考様式第1－6号別紙）」に関し、賃金支払時に控除する項目を増やす場合（単に控除項目や控除額が減少した場合は届出不要であるが、控除を廃止した結果、特定技能外国人の実費負担が増加（又は新たに発生）した場合は、届出が必要）</p> <p>⑩「8. 昇給」「9. 賞与」「10. 退職金」について、「有」から「無」に変更する場合（支給時期のみを変更する場合は届出不要）（会社の業績不振等を理由に賞与の支給がなくなった場合において、当初の契約で支給額が定められていたときは、変更が生じたものとして届出が必要）</p> <p>⑪「8. 昇給」について、「有」を「無」にする場合</p> <p>⑫「9. 賞与」「10. 退職金」を減額する場合</p> <p>⑬「11. 休業手当」について、「有」から「無」に減らす場合及び支給率を減らす場合</p>
VIII	退職に関する事項	・雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）	いずれの場合も届出が必要
IX	その他（社会保険の加入状況・労働保険の適用状況、健康診断、帰国担保措置）	<p><共通></p> <p>・雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）</p> <p><右記③の場合></p> <p>・特定技能所属機関の労働保険関係成立届の写し、労働保険の概算保険料申告書の写し又は労働保険料等納付証明書（未納なし証明）など保険加入又は保険喪失をしたことを証明する資料</p>	<p>①健康保険・厚生年金保険の適用事業所となった場合に届出が必要</p> <p>②健康保険・厚生年金保険の適用事業所とならなくなった場合に届出が必要</p> <p>③労働保険の適用事業所となった場合に届出が必要</p> <p>④「3. 初回の定期健康診断」の「（その後___ごとに実施）」について、1年を超える期間を指定した場合に届出が必要</p>

【確認対象の書類】

・特定技能雇用契約の変更に係る届出書（参考様式第3－1－1号）

【留意事項】

- 届出に当たっては変更後の内容が基準に適合していることを十分に確認してください。
- 雇用条件書（参考様式第1-6号）は、変更部分のみ記載してください。また、特定技能外国人が十分に理解できる言語で記載されており、かつ特定技能外国人が内容を理解した上で署名がなされていることが必要です（この条件が満たされていれば、雇用条件書に代わる任意の書式でも差し支えありません。）。

第2 契約終了の届出

【関係規定】

法第19条の18

特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第8章において「特定技能所属機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

- 一 特定技能雇用契約の変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、若しくは特定技能雇用契約が終了したとき、又は新たな特定技能雇用契約の締結をしたとき。

施行規則第19条の17

法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

- 2 法第19条の18第1項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に定める事由が生じた日から14日以内に、同項各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

別表第3の5の1の表（第19条の17関係）

場合	事項
特定技能雇用契約が終了したとき	1 特定技能雇用契約が終了した年月日 2 特定技能雇用契約の終了の事由

- 特定技能所属機関は、特定技能雇用契約が終了した場合には、当該終了日から14日以内に、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約が終了した旨並びに当該終了年月日及び終了の事由を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。

【確認対象の書類】

- ・ 特定技能雇用契約の終了又は締結に係る届出書（参考様式第3-1-2号）

【留意事項】

- 特定技能雇用契約が終了した特定技能外国人について、当該外国人に対する支援の全部の実施を委託していた場合であって、本届出時に当該外国人に係る特定技能所属機関と登録支援機関との間の委託契約も終了していた場合は、委託契約が終了した事実についても、届出書（参考様式第3-1-2号「A 契約の終了」欄 c及びd）に記載してください。
- 特定技能外国人は、特定技能雇用契約が終了した場合であっても、直ちに帰国することとはならず、転職により新たな特定技能所属機関との間で特定技能雇用契約が締結され、在留資格変更許可を受けることで引き続き在留することができます。
- 特定技能外国人の責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約が終了した際には、当該外国人の活動継続意思を確認した上、活動の継続を希望する場合には必要な転職支援をしなければなりません。
- 特定技能雇用契約を終了する場合、受入れ困難に係る届出書（参考様式第3-4号）をあらかじめ提出しておかなければなりません（自己都合退職を除きます。詳細については、下記第4節を参照してください。）。
- 一時帰国等を理由に一度雇用契約を終了した場合、たとえ再雇用する予定があったとしても届出が必要になります（在留期限内に再度雇用契約を締結した場合は、下記第3「新たな契約締結の届出」の提出も必要になります。）。
- その他以下の場合には、特定技能雇用契約が終了したとして届出が必要になります。
 - ・再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受けずに出国した場合
 - ・再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受け出国したが、同許可期限内に再入国しなかった場合
 - ・「特定技能」以外の在留資格への変更許可を受けた場合（引き続き雇用する場合も含む）
- 企業の合併、分割、法人化などに伴い特定技能所属機関が変更になった場合、届出は不要です（別途、在留資格変更許可申請が必要です。）が、合併、分割、法人化などする前に特定技能外国人が自発的に離職した場合又は解雇した場合は届出が必要です（解雇した場合は下記第4節の「特定技能外国人の受入れ困難に係る届出」も必要です。）。

第3 新たな契約締結の届出

【関係規定】

法第19条の18

特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第8章において「特定技能所属機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

- 一 特定技能雇用契約の変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、若しくは特定技能雇用契約が終了したとき、又は新たな特定技能雇用契約の締結をしたとき。

施行規則第19条の17

法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

2 法第19条の18第1項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に定める事由が生じた日から14日以内に、同項各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

別表第3の5の1の表（第19条の17関係）

場合	事項
新たな特定技能雇用契約の締結をしたとき	1 新たな特定技能雇用契約を締結した年月日 2 新たな特定技能雇用契約の内容

- 特定技能所属機関は、新たな特定技能雇用契約を締結した場合には、当該契約締結日から14日以内に、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に新たな契約を締結した旨並びに当該契約の締結年月日及び当該契約の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。

【確認対象の書類】

- ・ 特定技能雇用契約の終了又は締結に係る届出書（参考様式第3-1-2号）
- ・ 新たな契約に係る特定技能雇用契約書の写し（参考様式第1-5号）
- ・ 新たな契約に係る雇用条件書の写し（参考様式第1-6号）

【留意事項】

- 「新たな契約を締結した場合」とは、例えば、特定技能外国人が自己の意思で特定技能所属機関を退職して契約が終了したことにより契約終了の届出がされ、転職に向けた就職活動を行っていたものの、転職先が見つからなかったことから、当該特定技能所属機関に戻り、再度契約を締結したような場合が該当します（異なる特定技能所属機関と新たに契約を締結する場合は、在留資格変更許可申請が必要となります。）。
- 届出に当たっては変更後の内容が基準に適合していることを十分に確認してください。
- なお、建設分野においては、在留期間内に同一の特定技能所属機関と再度特定技能雇用契約を締結する場合、国土交通省地方整備局等に建設特定技能受入計画の変更を申請し、新たに認定を受ける必要がありますので、本届出を提出する際には、新たな特定技能雇用契約に係る建設特定技能受入計画認定書の写しを添付してください。

第2節 1号特定技能外国人支援計画に関する届出

【関係規定】

法第19条の18

特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第8章において「特定技能所属機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

- 二 1号特定技能外国人支援計画の変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき。

施行規則第19条の17

法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

- 2 法第19条の18第1項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に定める事由が生じた日から14日以内に、同項各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

別表第3の5の2の表（第19条の17関係）

場合	事項
1号特定技能外国人支援計画の変更をしたとき	1 1号特定技能外国人支援計画を変更した年月日 2 変更後の1号特定技能外国人支援計画の内容

- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画を変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。次の別表を参照してください。）した場合には、当該変更日から14日以内に、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該計画を変更した旨並びに当該変更年月日及び変更後の計画の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。

- 届出に当たっては、次の別表に掲げる変更事項に応じた添付書類（変更後の計画の内容等を記載した書面）を提出しなければなりません。

なお、別表の項番及び変更事項欄は、1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）の項目に対応しています。

また、別表に掲げる変更事項及び特記事項は、あくまでも具体例であり、届出の対象となる変更事項は別表に記載されているものに限りません。

別表（1号特定技能外国人支援計画の変更関係）

項番	変更事項	添付書類	特記事項
Ⅱ	特定技能所属機関	<共通> ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）	①支援責任者の役職を変更する場合は届出が必要 ②新たに支援責任者を選任する場合は届

			<p>出が必要</p> <p>③支援計画書に記載した支援責任者が退任した場合は届出が必要</p> <p>④支援計画書に記載した支援担当者数が減少した場合は届出が必要</p> <p>⑤支援責任者が婚姻等によって氏名を変更した場合、届出は不要であるが、婚姻、転籍、役職変更等によって「支援の中立性を確保していることの有無」欄に変更が生じた場合は、届出が必要</p>
Ⅲ	登録支援機関	<p><共通></p> <p>・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）</p> <p><右記①又は②の場合></p> <p>・支援責任者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第2-3号）</p> <p><右記⑦の場合></p> <p>・特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）</p>	<p>①支援責任者の役職を変更する場合は届出が必要</p> <p>②新たに支援責任者を選任する場合は届出が必要</p> <p>③支援計画書に記載した支援責任者が退任した場合は届出が必要（②に該当する場合を除く。）</p> <p>④支援計画書に記載した支援担当者数が減少した場合は届出が必要</p> <p>⑤支援責任者が婚姻等によって氏名を変更した場合、届出は不要であるが、婚姻、転籍、役職変更等によって「支援の適正性を確保していることの有無」欄に変更が生じた場合は、届出が必要</p> <p>⑥新たな登録支援機関との間で支援委託契約を締結した場合は届出が必要</p> <p>⑦登録支援機関との支援委託契約を終了し特定技能所属機関が支援を行う場合は届出が必要</p>
Ⅳ	支援の内容	<p><共通></p> <p>・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）</p>	<p>【Ⅳの1から9までの各支援】</p> <p>①支援内容を変更する場合は届出が必要</p> <p>②実施予定を「無」に変更する場合は届出が必要</p> <p>③支援担当者の役職を変更する場合、支援担当者を変更する場合は届出が必要（婚姻等による氏名の変更は除く。）</p> <p>④委託の有無を変更する場合は届出が必要</p>

			<p>要</p> <p>⑤支援を委託する相手方を変更した場合は届出が必要（委託先の同一性に変更がない場合を除く。）</p> <p>⑥実施方法を変更する場合は届出が必要 【Ⅳの1、4、6及び9の支援】</p> <p>⑦実施言語を変更する場合は届出が必要 【Ⅳの4の支援】</p> <p>⑧実施予定時間を変更する場合は届出が必要 【Ⅳの9の支援】</p> <p>⑨実施予定時期を変更する場合は届出が必要</p>
--	--	--	---

【確認対象の書類】

- ・ 支援計画変更に係る届出書（参考様式第3－2号）

【留意事項】

- 届出に当たっては変更後の内容が基準に適合していることを十分に確認してください。
- 添付する1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1－17号）については、変更部分のみを記載してください。また、添付する支援計画書は、変更部分を含む一部のみで差し支えありません。
- 以下の場合には支援計画書の内容に変更が生じることから、支援計画変更に係る届出が必要になります（同じく「登録支援機関との委託契約に関する届出」も必要になります。詳細については下記第3節を参照してください。）。
 - ・ 自ら支援を実施する特定技能所属機関が新たに登録支援機関と支援実施に係る委託契約を締結した場合
 - ・ 支援を委託する登録支援機関を変更した場合
 - ・ 登録支援機関との委託契約を終了し特定技能所属機関自ら支援を実施する場合

第3節 登録支援機関との委託契約に関する届出

第1 契約締結の届出

【関係規定】

法第19条の18

特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第8章において「特定

技能所属機関」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

- 三 第2条の5第5項の契約の締結若しくは変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、又は当該契約が終了したとき。

施行規則第19条の17

法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

- 2 法第19条の18第1項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に定める事由が生じた日から14日以内に、同項各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

別表第3の5の3の表（第19条の17関係）

場合	事項
法第2条の5第5項の契約の締結をしたとき	1 法第2条の5第5項の契約を締結した年月日 2 締結した法第2条の5第5項の契約の内容

- 特定技能所属機関は、登録支援機関との間で1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託するための契約（以下「支援委託契約」という。）を締結した場合には、当該契約の締結日から14日以内に、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該特定技能所属機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約を締結した旨並びに当該契約の締結年月日及び当該契約の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければならない。

【確認対象の書類】

- ・ 支援委託契約の終了又は締結に係る届出書（参考様式第3-3-2号）
- ・ 登録支援機関との支援委託契約に関する説明書（参考様式第1-25号）

【留意事項】

- 新たな登録支援機関との間で支援委託契約を締結した場合は、1号特定技能外国人支援計画が変更となることから、併せて支援計画変更に係る届出書（参考様式第3-2号）を提出しなければならない（詳細については、前記第2節別表の項番Ⅲを参照してください。）。
- 委託先の登録支援機関を変更した場合、届出書（参考様式第3-3-2号）②「A 契約の終了」欄及び「B 契約の締結」欄の両方を記入してください。なお、併せて支援計画変更に係る届出書（参考様式第3-2号）を提出しなければならない（詳細については、前記第2節別表の項番Ⅲを参照してください。）。

第2 契約変更の届出

【関係規定】

法第19条の18

特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第8章において「特定技能所属機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

- 三 第2条の5第5項の契約の締結若しくは変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、又は当該契約が終了したとき。

施行規則第19条の17

法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる場合の区分事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

- 2 法第19条の18第1項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に定める事由が生じた日から14日以内に、同項各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

別表第3の5の3の表（第19条の17関係）

場合	事項
法第2条の5第5項の契約の変更をしたとき	1 法第2条の5第5項の契約を変更した年月日 2 変更後の法第2条の5第5項の契約の内容

- 特定技能所属機関は、登録支援機関との支援委託契約を変更した場合には、当該契約の締結日から14日以内に、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該特定技能所属機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約を変更した旨並びに当該契約の変更年月日及び当該契約の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければならない。

なお、別表の項番及び変更事項欄は、登録支援機関との支援委託契約に関する説明書（参考様式第1-25号）の項目に対応しています。

別表（支援委託契約の変更関係）

項番	変更事項	添付書類	特記事項
第5欄	委託料	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書（参考様式第1-25号）	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書の第5欄を変更した場合は届出が必要
第6欄	契約期間	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書（参考様式第1-25号）	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書の第6欄を変更した場合は届出が必要

【確認対象の書類】

- ・ 支援委託契約の変更に係る届出書（参考様式第3-3-1号）
- ・ 登録支援機関との支援委託契約に関する説明書（参考様式第1-25号）

【留意事項】

- 登録支援機関へ委託する業務が1号特定技能外国人支援計画の一部となる場合には、特定技能所属機関自らが適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施に関する基準に適合することが求められることに留意してください（詳細については第5章第2節第2を参照してください。）。

第3 契約終了の届出

【関係規定】

法第19条の18

特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第8章において「特定技能所属機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

- 三 第2条の5第5項の契約の締結若しくは変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、又は当該契約が終了したとき。

施行規則第19条の17

法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

- 2 法第19条の18第1項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に定める事由が生じた日から14日以内に、同項各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

別表第3の5の3の表（第19条の17関係）

場合	事項
法第2条の5第5項の契約が終了したとき	1 法第2条の5第5項の契約が終了した年月日 2 法第2条の5第5項の契約の終了の事由

- 特定技能所属機関は、登録支援機関との支援委託契約が終了した場合には、当該終了日から14日以内に、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該特定技能所属機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約が終了した旨並びに当該終了年月日及び終了の事由を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。

【確認対象の書類】

・ 支援委託契約の終了又は締結に係る届出書（参考様式第3-3-2号）

【留意事項】

- 登録支援機関との支援委託契約を終了した場合には、特定技能所属機関自らが1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に関する基準（第5章第2節第2を参照）に適合するか、別の登録支援機関との委託契約を締結しなければ、1号特定技能外国人の受入れができないこととなりますので留意願います。
- 登録支援機関との支援委託契約を終了した場合は、1号特定技能外国人支援計画も変更となることから、併せて支援計画変更に係る届出書（参考様式第3-2号）を提出しなければなりません（詳細については、前記第2節別表の項番Ⅲを参照してください。）。
- 特定技能外国人が退職したことによって、当該特定技能外国人に対する支援実施に係る委託契約が終了する場合、たとえ、他の特定技能外国人に対する支援実施について引き続き登録支援機関との委託関係が存続する場合であっても、委託契約終了の届出が必要になります。
- 委託先の登録支援機関を変更した場合、届出書（参考様式第3-3-2号）②「A 契約の終了」欄及び「B 契約の締結」欄の両方を記入してください。なお、併せて支援計画変更に係る届出書（参考様式第3-2号）を提出しなければなりません（詳細については、前記第2節別表の項番Ⅲを参照してください。）。

第4節 特定技能外国人の受入れ困難時の届出

【関係規定】

法第19条の18

特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第8章において「特定技能所属機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

四 前3号に掲げるもののほか、法務省令で定める場合に該当するとき。

施行規則第19条の17

法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

6 法第19条の18第1項第4号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定技能外国人を受け入れることが困難となった場合

別表第3の5の4の表（第19条の17関係）

場合	事項
----	----

特定技能外国人の受入れが困難となった場合	1 特定技能外国人の受入れが困難となった事由並びにその発生時期及び原因 2 特定技能外国人の現状 3 特定技能外国人としての活動の継続のための措置
----------------------	---

○ 特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れが困難となった場合は、当該事由が生じた日から14日以内に、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に次の事項を記載した書類を提出して届出を行わなければなりません。

- ① 特定技能外国人の受入れが困難となった事由並びにその発生時期及び原因
- ② 特定技能外国人の現状
- ③ 特定技能外国人としての活動の継続のための措置

○ 受入れ困難の事由発生日とは、主に

- ・ 経営上の都合により解雇の予告をしたとき・特定技能所属機関が基準不適合となり、特定技能外国人の受入れの継続が困難となったとき
- ・ 法人の解散の意思決定がなされたとき
- ・ 重責解雇（労働者の責めに帰すべき事由によるもの）となるような事由が判明したとき
- ・ 「特定技能」以外の在留資格へ変更申請をしたとき（自己都合退職した場合を除く。）・特定技能外国人が行方不明となったとき
- ・ 個人事業主・特定技能外国人が死亡したとき
- ・ 特定技能外国人が許可を受けた日から1か月経過しても就労を開始していない場合
- ・ 特定技能外国人が雇用後に1か月以上活動ができない事情（産前産後休業、育児休業、病気・怪我（労災を含む。）による休業等）が生じた場合
- ・ 再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受けずに出国すること又は再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受け出国したが同許可期限内に再入国しないことが判明した場合

などがあります。

※ 特定技能外国人が許可を受けてから1か月経過しても就労を開始できない場合も受入れ困難の事由に含まれます。受入れ予定の外国人の在留審査の結果等の情報については、確実に把握するよう努めてください。

○ なお、自社支援をしている場合において、支援の実施が困難になった場合については、本章第7節の1号特定技能外国人支援計画の実施困難の届出書を提出してください。

○ 雇用契約が終了した日から14日以内に行わなければならない届出の詳細につ

いては、本章第1節第2を参照してください。

【確認対象の書類】

- ・ 受入れ困難に係る届出書（参考様式第3－4号）
（届出事由が1か月以上の活動未実施である場合）
- ・ 1か月以上の活動未実施期間が生じた際の状況説明書（参考様式第5－14号）
（届出事由が行方不明である場合）
- ・ 行方不明が判明した際の状況説明書（参考様式第5－15号）
（届出事由がその他のものである場合）
- ・ 受入れ困難となるに至った経緯に係る説明書（参考様式第5－11号）

【留意事項】

- 特定技能外国人が受入れ中に死亡した場合や労働災害が発生した場合には、労働基準監督署、警察に届け出るなど適切な対応を行ってください。
- 受入れ困難となった旨を地方出入国在留管理局に届け出た後も当該外国人の活動状況について調査が行われることもあることから、当該外国人に係る出勤簿、賃金台帳等の帳簿類について保存期間内は適切に保管し、調査の際には提示できるようにしておいてください。
- 特定技能所属機関の事業上・経営上の都合や欠格事由に該当する場合のほか、特定技能所属機関と特定技能外国人との諸問題により、受入れが継続できなくなる場合があります。万一、このような事態が発生した場合には、特定技能の活動の継続が不可能となった事実とその対応策を届け出ることが求められます。また、特定技能外国人が特定技能の活動を継続したいとの希望を持っているかを確認することが必要となります。活動継続の希望を持っている場合には、ハローワークや民間の職業紹介事業者の事務所へ案内するなどの転職の支援を行うなどの必要な措置を講じなければなりません。なお、特定技能外国人が特定技能雇用契約の満了前に途中で帰国することとなる場合には、特定技能外国人に対し、意に反して特定技能の活動を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行う必要があります。
- 特定技能外国人が行方不明となった場合についても、特定技能の活動を行わせることが困難となった場合に該当することから、地方出入国在留管理局への受入れ困難に係る届出書（参考様式第3－4号）の提出が必要となります。
- 特定技能外国人が、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受けずに出国すること又は再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受け出国したが同許可期限内に再入国しないことが判明した場合、受入れ困難に係る届出を行ってください（自己都合退職を除きます。）。
- 分野別協議会又は特定技能外国人受入事業実施法人を退会等した場合は、特定技能所属機関は基準を満たさないことになり、引き続き特定技能外国人を受け入れることができないことから、届出が必要です。
- 企業の合併、分割、法人化などに伴い特定技能所属機関が変更になる場合、届出は不要です（別途、在留資格変更許可申請が必要です。）が、合併、分割、法人化などする前に特定技能外国人が自発的に離職する又は特定技能外国人を解雇する場合は、それらが判明した時点で届出が必要です（実際に離職又は解雇した場合は、前記第1節第2の「契約終了の届出」も必要に

なります。)

- 特定技能外国人が1か月以上活動できない状況が生じた場合には、1か月以上の活動未実施期間が生じた際の状況説明書（参考様式第5-14号）に具体的な内容を記載して届出書に添付してください。
 - 特定技能外国人の行方不明が発生した場合には、行方不明が判明した際の状況説明書（参考様式第5-15号）に具体的な内容を記載して届出書に添付してください。
 - その他の届出事由の場合には、受入れ困難となるに至った経緯に係る説明書（参考様式第5-11号）を添付し、以下を具体的に記載してください。
 - ・届出に至った経緯
 - ・転職に係る支援を行う場合はその内容
 - ・帰国に係る支援を行う場合は帰国予定日及び航空券の手配状況
 - ・特定技能外国人の連絡先となる電話番号（特定技能外国人自身が携帯電話契約をしていない場合でも、他に連絡を取ることが可能な電話番号がある場合は当該番号）
 - ・特定技能外国人の法的保護を図るための情報提供実施の有無
- ※ 情報の例としては以下のとおりです。
- ・ハローワーク等を利用して転職先を探すことが可能であること
 - ・転職する場合には在留資格変更許可申請が必要であること
 - ・転居した場合、14日以内に市町村に届け出る必要があること
 - ・在留資格変更許可又は資格外活動許可を受けることなく稼働した場合、在留資格の取消しや退去強制の対象となること
 - ・正当な理由なく特定技能外国人としての活動を行わずに3か月以上在留している場合、在留資格の取消しの対象となること
 - ・特定技能1号の在留資格で在留できる期間は原則5年が限度であり、転職活動等を行う期間や一時帰国の期間も5年に含まれること
 - ・特定技能外国人本人も、雇用契約終了について、14日以内に出入国在留管理庁に届け出る必要があること

第5節 特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の 基準不適合に係る届出

【関係規定】

法第19条の18

特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第8章において「特定技能所属機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

四 前3号に掲げるもののほか、法務省令で定める場合に該当するとき。

施行規則第19条の17

法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

6 法第19条の18第1項第4号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

二 特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。次条第2項第2号において「特定技能基準省令」という。）第2条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由が生じたことを知った場合

別表第3の5の4の表（第19条の17関係）

場合	事項
特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（以下この表及び別表第3の5の2において「特定技能基準省令」という。）第2条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由が生じたことを知った場合	1 特定技能基準省令第2条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由並びにその発生時期及び原因 2 特定技能外国人の現状 3 当該事由を解消するための措置

- 特定技能所属機関は、自らが特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条に定める特定技能雇用契約の相手方（特定技能所属機関）の基準に適合しないこととなる事由（以下「基準不適合」という。）が生じたことを認知した場合には、当該認知の日から14日以内に、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該基準不適合を認知した旨及び当該基準不適合の発生時期、認知時期、当該基準不適合等への対応並びに当該基準不適合等の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。
- 特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に限らず、行政機関から指導があった場合等は、参考様式第5-18号の基準不適合に係る説明書（特定技能所属機関作成用）に疎明資料を添付して提出してください。
- 「基準不適合」とは、特定技能基準省令第2条に掲げる基準（第5章第2節参照）に適合していない状況であり、
 - ・ 税金や社会保険料等の滞納が発生したとき（第2条第1項第1号不適合）
 - ・ 特定技能外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労

働者（日本人及び他の在留資格で就労している外国人を含む。）に関し、非自発的離職を発生させたとき（第2条第1項第2号不適合）

- ・ 関係法律による刑罰を受けたとき（第2条第1項第4号不適合）
- ・ 実習認定の取消しを受けたとき（第2条第1項第4号不適合）
- ・ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったとき（第2条第1項第4号不適合）
- ・ 外国人に対する暴行行為、脅迫行為又は監禁行為が発生したとき（第2条第1項第4号不適合）
- ・ 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為が発生したとき（第2条第1項第4号不適合）

などが想定されます。

【確認対象の書類】

- ・ 特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出書（参考様式第3－5号）
- ・ 基準不適合に係る説明書（特定技能所属機関作成用）（参考様式第5－18号）

【留意事項】

- 「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条に定める特定技能雇用契約の相手方（特定技能所属機関）の基準」については、本要領第5章第2節を参照してください。
- 基準不適合とは、例えば、本来支払わなければならない租税について、納期限を超過して未納が発生した場合（特定技能基準省令第2条第1項第1号）などが該当します。
- 特定技能所属機関（又は登録支援機関）が、1号特定技能外国人支援として行う定期的な面談などの際に、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合（特定技能外国人への不正行為を含む。）を知った場合は、当該基準不適合を改善することが求められるとともに、関係する行政機関に報告を行うなど必要な措置を講じた上で、その結果を地方出入国在留管理局へ届け出なければなりません。届け出ることとされている基準不適合は、態様や程度を問いませんので、基準不適合を知った場合には速やかに届け出てください。また、届出を行った時点において、関係行政機関から基準不適合に対する指導又は処分を受けていない場合であって、届出後に指導又は処分を受けるに至った場合は、その内容を地方出入国在留管理局へ届け出てください。

第6節 1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出

【関係規定】

法第19条の18

特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第8章において「特定

技能所属機関」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

四 前3号に掲げるもののほか、法務省令で定める場合に該当するとき。

施行規則第19条の17

法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

6 法第19条の18第1項第4号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定技能外国人を受け入れることが困難となった場合

別表第3の5の4の表(第19条の17関係)

場合	事項
特定技能外国人の受入れが困難となった場合	1 特定技能外国人の受入れが困難となった事由並びにその発生時期及び原因 2 特定技能外国人の現状 3 特定技能外国人としての活動の継続のための措置

- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援について実施困難となる事由が生じた場合には、当該認知の日から14日以内に、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出書を提出して届出を行わなければなりません。
- 支援の実施困難として想定される内容は次のとおりです。
 - ・ 1号特定技能外国人支援計画に記載された支援について実施することができなかった場合
 - ※ 本人の申出により支援を実施しなかった場合は届出の対象外となりますが、当該申出があったことについては、記録として保管しておく必要があります。
 - ・ 定期的な面談や1号特定技能外国人からの相談等の支援を通じて、特定技能外国人の職業生活上、日常生活上又は社会生活上の問題を把握し、特定技能所属機関内での問題解決が困難であり、問題解決に向けて行政機関等の他機関への相談等(※)を実施した場合(非自発的離職の発生により、公共職業安定所(ハローワーク)への相談を行うなどの転職支援を実施した場合を含む。)
 - ※ 生活上必要な行政手続等を行うための行政機関等への付き添いは含みません。
- 支援を通じて特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合については、本章第5節の特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出を提出する必要があります。

- 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合には、本届出は不要です。

その場合、登録支援機関から第9章第2節第4(2)の1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る報告書(参考様式第4-3号)が提出される必要があります。

【確認対象の書類】

- ・ 1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出書(参考様式第3-7号)

【留意事項】

- 届出の対象となる特定技能外国人を参考様式第3-7号に記載して提出してください。
- 実施予定となっていた支援の実施が困難となった場合は、支援実施困難に係る理由書(参考様式第5-13号)を作成し、提出してください。
- 1号特定技能外国人からの相談を端緒とした労働基準監督署への通報や公共職業安定所(ハローワーク)への相談を行った場合は、相談内容及び対応結果を届け出る必要があります。
1号特定技能外国人から相談を受けた場合には、相談記録書(参考様式第5-4号)の写しを添付してください。
- 非自発的離職者に対する転職支援を実施した場合は、公共職業安定所(ハローワーク)の利用状況等の転職支援の内容及び対応結果を届け出る必要があります。
転職支援を実施した場合は、転職支援実施報告書(参考様式第5-12号)を作成し、提出してください。
- 定期的な面談を実施した場合は、問題の有無にかかわらず、定期面談報告書(参考様式第5-5号、第5-6号)を作成して、地方出入国在留管理局から求めがあった場合には、いつでも提出できるようにしておく必要があります。その上で、支援の実施困難な事情が生じた場合は、届出書にその旨記載の上、定期面談報告書の写しとともに提出してください。
- 定期的な面談や相談の結果、基準不適合の発生を知った場合は、必要に応じて特定技能外国人の保護を図るための措置及び関係行政機関への通報を行わなければなりません。
また、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合を認知した特定技能所属機関は、地方出入国在留管理局に「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出書(参考様式第3-5号)」を提出する必要があります(同届出の詳細については、本要領第7章第5節を参照してください)。

第7節 特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出

【関係規定】

法第19条の18

- 2 特定技能所属機関は、前項の規定により届出をする場合を除くほか、法務省令で定めると

- ころにより、出入国在留管理庁長官に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。
- 一 受け入れている特定技能外国人（特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人をいう。以下この款及び第8章において同じ。）の氏名及びその活動の内容その他の法務省令で定める事項
 - 二 第2条の5第6項の規定により適合1号特定技能外国人支援計画を作成した場合には、その実施の状況（契約により第19条の27第1項に規定する登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託したときを除く。）
 - 三 前2号に掲げるもののほか、特定技能外国人の在留管理に必要なものとして法務省令で定める事項

施行規則第19条の18

法第19条の18第2項第1号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出の対象となる期間内に受け入れていた特定技能外国人の総数
 - 二 届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号
 - 三 届出に係る特定技能外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行った期間、活動の場所及びこれに対する報酬
- 2 法第19条の18第2項第3号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 次項に規定する届出の対象となる期間（以下この号において「対象期間」という。）内に受け入れていた特定技能外国人1人当たりの当該対象期間における平均した1月当たりの労働日数、対象期間内に受け入れていた特定技能外国人1人当たりの当該対象期間における平均した1月当たりの報酬その他の特定技能外国人の受入れの状況
 - 二 特定技能所属機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していることその他の特定技能基準省令第2条第1項各号及び第2項各号に掲げる基準に適合しているかどうかを判断するために必要な事項
- 3 法第19条の18第2項の規定による届出は、当該届出をしようとする特定技能所属機関が、毎年5月31日までに、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの期間内における同項各号に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出して行わなければならない。この場合において、当該特定技能所属機関は、前項第2号に掲げる事項を明らかにする資料を当該書面と併せて提出しなければならない。

○ 特定技能所属機関は、対象年の4月1日から翌年3月31日までの受入れ・活動・支援実施状況に係る特定技能外国人の在留管理に必要なものとして法務省令で定める事項について、翌年4月1日から5月31日までに、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に書類を提出して届出を行わなければならない。

○ 一時帰国等により届出対象期間中に全く就業していない場合であっても、特定技

能所属機関に所属している場合は届出の対象になります。現時点で既に退職している場合であっても、届出対象期間中に一日でも所属していた場合は、同様に届出の対象になります。

- 当該届出については、届出をせず、又は虚偽の届出をした者については、罰則や過料の対象となりますので、添付する資料を含め、十分確認をした上で届出書を提出してください。

- 主な届出事項は次のとおりです。
 - ① 受け入れている特定技能外国人数
 - ② 実労働日数
 - ③ 所定内実労働時間数
 - ④ 超過実労働時間数
 - ⑤ きまって支給する現金給与額（超過労働給与額を含む。）
 - ・うち超過労働給与額（時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等）
 - ・うち通勤手当
 - ・うち精皆勤手当
 - ・うち家族手当
 - ⑥ 対象期間中の賞与、期末手当等特別給与額
 - ⑦ 控除額
 - ・食費
 - ・居住費（水道、光熱費含む。）
 - ・税・社会保険料
 - ・その他
 - ⑧ 昇給率
 - ⑨ 支援の実施状況
 - ⑩ 備考

- 以下の適格性書類については、「特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出」の添付書類として提出しなければなりません。

（適格性書類）

- ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）
- ・ 中長期在留者の受入れ実績等に関する資料 ※自社支援の場合のみ
- ・ 登記事項証明書 ※法人のみ
- ・ 業務執行に関与する役員又は個人事業主の住民票の写し
- ・ 特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1-23号） ※法人のみ
- ・ （特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料
- ・ （特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料
- ・ （特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料

・(特定技能所属機関の) 法人住民税又は個人住民税の納付に係る資料

○ これらの適格性書類については、一定の基準を満たす場合、提出を省略することが可能です。一定の基準とは、①過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、②在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行い、かつ③一定の実績があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関(下記①から⑥までのいずれかに該当する機関)であることです。詳細は、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。

- ① 日本の証券取引所に上場している企業
- ② 保険業を営む相互会社
- ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又は口の対象企業(イノベーション創出企業)
- ④ 一定の条件を満たす企業等
- ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人
- ⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人

在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行うためには、事前の利用者登録が必要です。登録が完了するまでには一定期間要するため、事前にご準備いただくようお願いいたします。

また、適格性書類等の提出を省略する場合であっても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出する必要があることに留意してください。

【確認対象の書類】

<提出書類の一部省略が認められない場合>

- ・ 受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書(参考様式第3-6号)
- ・ 特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況(参考様式第3-6号別紙1)
- ・ 受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書(署名欄)(参考様式第3-6号別紙2)
 - * 支援の実施について登録支援機関に全部委託し、複数の登録支援機関に委託している場合のみ
- ・ 報酬支払証明書(参考様式第5-7号)
 - * 預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合のみ
- ・ 基準適合性に関する誓約書(参考様式第5-17号)
- ・ 特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11-1号)
- ・ 中長期在留者の受入れ実績等に関する資料
- ・ 登記事項証明書

＊法人の場合のみ

- ・業務執行に関与する役員又は個人事業主の住民票の写し
- ・特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1－23号）

＊法人の場合のみ

- ・（特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料
- ・（特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料
- ・（特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料
- ・（特定技能所属機関の）法人住民税又は個人住民税の納付に係る資料

＜一定の基準を満たし、提出書類の一部省略が認められる場合＞

- ・受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書（参考様式第3－6号）
 - ・特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況（参考様式第3－6号別紙1）
 - ・受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書（署名欄）（参考様式第3－6号別紙2）
- ＊支援の実施について登録支援機関に全部委託し、複数の登録支援機関に委託している場合のみ

- ・報酬支払証明書（参考様式第5－7号）

＊預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合のみ

- ・一定の事業規模及び基準適合性に関する誓約書（参考様式第5－16号）
 - ・書類省略に当たっての誓約書（参考様式第1－29号）
 - ・適正な受入れを行うことが見込まれる機関として、前記①～⑥に対応する次のいずれかの書類
- ① 四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書の写し
 - ② 四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書の写し
 - ③ 補助金交付決定通知書の写しなど高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）であることを証明する文書
 - ④ 認定証の写しなど一定の条件を満たす企業等であることを証明する文書
 - ⑤ 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の写し
 - ⑥ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1－11－1号）

【留意事項】

- 提出書類の詳細については、定期届出提出一覧表を参照ください。
※ 特定技能所属機関・登録支援機関による届出（提出書類）
https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri10_00002.html
- 1号特定技能外国人支援計画の実施を登録支援機関に全部委託している場合は、特定技能所属機関が委託先の登録支援機関から支援の実施状況を取りまとめて提出する必要があります。その場合は、当該届出の支援の実施状況の部分について、登録支援機関と情報共有した上で、登録支援機関と連名で地方出入国在留管理局に提出してください。
- 備考欄については、必要な添付書類を提出できない理由など地方出入国在留管理局に対する伝達事項を記載し、必要に応じて別紙（任意様式）を添付してください。
- 参考様式第3－6号（別紙1）の特定技能外国人の一覧については、特定技能外国人を受け

入れている事業所ごとに作成してください。

第8章 報告徴収・改善命令等

第1節 指導及び助言

【関係規定】

法第19条の19

出入国在留管理庁長官は、次に掲げる事項を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

- 一 特定技能雇用契約が第2条の5第1項から第4項までの規定に適合すること。
- 二 適合特定技能雇用契約の適正な履行
- 三 1号特定技能外国人支援計画が第2条の5第6項及び第7項の規定に適合すること。
- 四 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定技能所属機関による特定技能外国人の受入れが出入国又は労働に関する法令に適合すること。

- 出入国在留管理庁長官は、次の事項を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、必要な指導及び助言を行うことができます。
- ・ 特定技能雇用契約が第2条の5第1項から第4項までの規定に適合すること。
 - ・ 適合特定技能雇用契約の適正な履行
 - ・ 1号特定技能外国人支援計画が第2条の5第6項及び第7項の規定に適合すること。
 - ・ 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、特定技能所属機関による特定技能外国人の受入れが出入国又は労働に関する法令に適合すること。
- 指導及び助言を受けたにもかかわらず、必要な措置が講じられず、前記の事項が確保されていないと認められるときは、改善命令の対象となり得ますので、指導及び助言を受けた場合には、速やかにこれに応じなければなりません。なお、改善命令がされるとその旨が公示されることとなります。

第2節 報告徴収

【関係規定】

法第19条の20

出入国在留管理庁長官は、前条各号に掲げる事項を確保するために必要な限度において、特

定技能所属機関若しくは特定技能所属機関の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは特定技能所属機関若しくは役職員に対し出頭を求め、又は入国審査官若しくは入国警備官に關係人に対して質問させ、若しくは特定技能所属機関に係る事業所その他特定技能外国人の受入れに關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、入国審査官又は入国警備官は、その身分を示す証票を携帯し、關係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○ 出入国在留管理庁長官には、特定技能雇用契約の基準適合性及びその適正な履行並びに1号特定技能外国人支援計画の基準適合性及びその適正な実施並びに特定技能所属機関による特定技能外国人の受入れの出入国又は労働に関する法令の適合性を確保するため、特定技能所属機関等に対し、報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、入国審査官等に質問又は立入検査を行わせる権限が認められています。

○ 報告徴収等について、拒んだり、虚偽の回答を行ったりした場合などには、罰則（30万円以下の罰金）の対象になります（法第71条の4第2号）ので、留意してください。

○ なお、地方出入国在留管理局は、特定技能所属機関に対して受入れが適正に行われていることを確認するために実地調査等を行うことがあることから、当該調査等の際には協力し、受入れが適正に行われていることを明らかにすることが求められます。

第3節 改善命令等

【関係規定】

法第19条の21

出入国在留管理庁長官は、第19条の19各号に掲げる事項が確保されていないと認めるときは、特定技能所属機関に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 出入国在留管理庁長官は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

○ 入国審査官による調査等によって、特定技能雇用契約の基準適合性及びその適正な履行並びに1号特定技能外国人支援計画の基準適合性及びその適正な実施並び

に特定技能所属機関による特定技能外国人の受入れの出入国又は労働に関する法令の適合性が確保されていないと認めるときは、出入国在留管理庁長官が改善命令を行う場合があります。

- この改善命令は、違反行為そのものについての是正を行うことはもとより、特定技能所属機関として、違反行為を起こすような受入れを行っていることそのものについて、改善を行わせることを目的として発せられるものになります。
- 特定技能所属機関は、出入国在留管理庁長官から、期限を定めて問題となっている事項の改善に必要な措置をとるよう命じられますので、期限内に命じられた事項について、改善措置を講じる必要があります。
- 改善命令に従わない場合や改善命令に違反した場合には、罰則（6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金）の対象になります（法第71条の3）。
- さらに、改善命令を受けた特定技能所属機関は、改善命令を受けた旨を公示されることとなりますので、不適正な受入れを行っていたことが周知の事実となります。
- 改善命令を受けることのないよう、日常的に特定技能外国人の適正な受入れを行うことが求められます。

【留意事項】

- 改善命令を受けた場合は、示された改善期日までに出入国在留管理庁長官が求めた改善のための措置が講じられ、かつ、今後は法令違反を犯さないような体制に改善されたことを明らかにするため、改善命令に係る改善報告書（参考様式第5-2号）を提出することが必要です。

第9章 登録支援機関

第1節 登録支援機関の登録申請

第1 登録支援機関の登録

(1) 登録等

【関係規定】

法第19条の23

契約により委託を受けて適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務（以下「支援業務」という。）を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。

2 前項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 特定技能所属機関との契約により委託を受けて適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができます。
- 登録を受けるためには適合1号特定技能外国人支援計画の全部を実施できる必要があり、支援の一部のみを行うものとして登録を受けることはできません。
- 登録支援機関は、特定技能所属機関から委託を受けた支援業務を自ら行わなければならないが、委託を受けた業務を再委託することはできません。なお、支援業務を行うに当たって通訳人等の履行補助者を活用することは差し支えありません。
- 下記第3で記載する登録拒否事由に該当しない者であれば、法人のみならず、個人事業主であっても登録を受けることができ、幅広く認められます。
- 法人の場合に定款や登記上の目的に特定技能外国人の支援を行う旨の記載があることは登録上の要件ではありません。
- 法人の設立根拠法令により支援業務を行うことができるか否かは当該法令を所管する省庁等にお問い合わせください。
- 登録支援機関としての登録を受けた場合は、複数の特定技能所属機関との間で支援委託契約を締結することが可能ですが、当該契約を締結した全ての特定技能所属機関について、1号特定技能外国人支援計画を確実に履行しなければなりません。

- 登録は5年間有効となっており、更新を受けなければ登録は効力を失います。

【留意事項】

- 支援の委託を検討している者の利便性を向上する観点から、対応可能な分野や支援の委託手数料の標準的な金額を記した料金表を表示するなど、登録支援機関のホームページ等において周知することが望まれます。

(2) 申請手数料

【関係規定】

法第19条の23

3 第1項の登録（前項の登録の更新を含む。以下この款において同じ。）を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

政令第4条

法第19条の23第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 法第19条の23第1項の登録を受けようとする者 2万8400円
- 二 法第19条の23第1項の登録の更新を受けようとする者 1万1100円

- 申請者は登録申請手数料として、手数料納付書（入管法施行規則別記第83号の2様式。以下「別記第83号の2様式」という。）に収入印紙を貼付し、納付しなければならないこととされています。手数料は次のとおりです。

- 新規登録 2万8,400円
登録更新 1万1,100円

【留意事項】

- 手数料は、申請の際に納付しなければならず、申請後は印紙の返還はできませんので、登録拒否事由の該当性（本節第3）等について、十分に確認の上、申請を行うようにしてください。

第2 登録の申請等

(1) 登録の申請

【関係規定】

法第19条の24

前条第1項の登録を受けようとする者は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項

を記載した申請書を出入国在留管理庁長官に提出しなければならない。

施行規則第19条の19

1 法第19条の24第1項の申請は、別記第29号の15様式による申請書を地方出入国在留管理局に提出して行わなければならない。

- 登録支援機関の登録を受けようとする者は、登録支援機関登録申請書（入管法施行規則別記様式第29号の15様式。以下この章において「申請書」という。）を申請者の住所（本店又は主たる事務所の所在地）を管轄する地方出入国在留管理局に提出しなければなりません。なお、本店又は主たる事務所で支援業務を行うか否かにかかわらず、申請者の住所を管轄する地方出入国在留管理局が申請先となります。
- 申請は、申請書を郵送又は持参することにより行うことができます。なお、申請は、代理人が行うことも可能ですが、その場合は、委任状等申請人からの委任を受けていることを明らかにする書類の提出が必要です。
- 原則として、初回の登録申請は、支援業務開始予定日の2か月前までに、更新申請は、登録の有効期間の満了日の6か月前の月の初日から4か月前の月末までに地方出入国在留管理局に行ってください。特に更新申請の場合には、登録の有効期間の満了日の間際とならないよう、あらかじめ余裕を持って行っていただく必要があります。

【留意事項】

- 郵送での申請の場合には、原則として、書留等（対面で届き、かつ受領印又は受領の際に署名を行い、かつ、「信書」を送ることができる方式）で行うことに留意してください。

(2) 申請書の記載事項

【関係規定】

法第19条の24

前条第1項の登録を受けようとする者は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を出入国在留管理庁長官に提出しなければならない

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 支援業務を行う事務所の所在地
- 三 支援業務の内容及びその実施方法その他支援業務に関し法務省令で定める事項

施行規則第19条の19

第2項 法第19条の24第1項第3号の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 支援業務を開始する予定年月日
- 二 特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要。

- 登録支援機関の登録を受けようとする者は、法第19条の24第1項に定められている事項を申請書に記載しなければなりません。

(3) 申請書の添付書類

【関係規定】

法第19条の24

- 2 前項の申請書には、前条第1項の登録を受けようとする者が法第19条の26第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。

- 登録支援機関の登録申請に際しては、法第19条の26第1項各号に定められている登録拒否事由に該当しないことを誓約する書面その他の必要な書類を提出しなければなりません。
- 必要な添付書類の詳細については、出入国在留管理庁ホームページにおいて掲載している提出書類一覧表を参照いただき、御不明な点があれば地方出入国在留管理局にお問合せください。

第3 登録拒否事由

- 登録支援機関になろうとする者は、次の拒否事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくは添付書類のうちの重要事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実が欠けているときは、登録を拒否されることとなります。

(1) 関係法律による刑罰を受けたことによる拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 二 出入国管理及び難民認定法若しくは外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第4号に規定する規定を除く。）であつて政令

で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過しない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第50条（第2号に係る部分に限る。）及び第52条の規定を除く。）により、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過しない者

四 健康保険法（大正11年法律第70号）第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第51条前段若しくは第54条第1項（同法第51条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第102条、第103条の2若しくは第104条第1項（同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第46条前段若しくは第48条第1項（同法第46条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第83条若しくは第86条（同法第83条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過しない者

政令第5条 法第19条の26第1項第2号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法（昭和22年法律第49号）第117条（船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第89条第1項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第118条第1項（労働基準法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（第1号（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第120条（第1号（同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定

二 船員法（昭和22年法律第100号）第129条（同法第85条第1項の規定に係る部分に限る。）、第130条（同法第33条、第34条第1項、第35条、第45条及び第66条（同法第88条の2の2第4項及び第5項並びに第88条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第131条（第1号（同法第53条第1項及び第2項、第54条、第56条並びに第58条第1項の規定に係る部分に限る。）及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第135条第1項の規定（これらの規定が船員職業安定法第92条第1項の規定により適用される場合を含む。）

三 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条、第64条、第65条（第1号を除く。）及び第66条の規定並びにこれらの規定に係る同法第67条の規定

四 船員職業安定法第111条から第115条までの規定

五 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第40条の規定及び同条の規定に係る同法第

42条の規定

- 六 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第40条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第2項の規定
- 七 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- 八 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定
- 九 労働者派遣法第58条から第62条までの規定
- 十 港湾労働法（昭和63年法律第40号）第48条、第49条（第1号を除く。）及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- 十一 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第19条、第20条及び第21条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
- 十二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第62条から第65条までの規定
- 十三 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第32条、第33条及び第34条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定
- 十四 労働者派遣法第44条第4項の規定により適用される労働基準法第118条、第119条及び第121条の規定、船員職業安定法第89条第7項の規定により適用される船員法第129条から第131条までの規定並びに労働者派遣法第45条第7項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第119条及び第122条の規定

- 次のいずれかに該当する者は、関係法律による刑罰を受けていることによる登録拒否事由に該当することから、登録支援機関になることはできません。
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - ② 出入国又は労働に関する法律に違反し、罰金刑に処せられた者
 - ③ 暴力団関係法令、刑法等に違反し、罰金刑に処せられた者
 - ④ 社会保険各法及び労働保険各法において事業主としての義務に違反し、罰金刑に処せられた者

【確認対象の書類】

・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号）

<法人の場合>

・登記事項証明書

・役員の住民票の写し

- * 未成年者がある場合で、法定代理人が法人であるときは当該法定代理人分も含む。
- ・登録支援機関の役員に関する誓約書（参考様式第2-7号）
- * 住民票の写しの提出を省略する役員がいる場合

<個人事業主の場合>

- ・個人事業主の住民票の写し
- * 未成年者がある場合で、法定代理人が個人であるときは当該法定代理人分も含む。

【留意事項】

- 住民票の写しは、マイナンバーの記載のないものの提出が必要です。また、日本人の場合には、本籍の記載があるものの提出が必要となります。外国人（特別永住者を除く。）の場合は、国籍（国又は地域）、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号が記載されたもの、特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書の番号が記載されたものに限られます。
- 役員については、住民票の写しを提出していただくことが原則ですが、1号特定技能外国人支援に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書（1号特定技能外国人支援に関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている登録拒否事由に該当する者ではない旨について申請者が確認し、誓約したもの。参考様式第2-7号参照。）の提出で代替可能です。ただし、誓約書を提出した役員が、その後の調査において、実際は1号特定技能外国人支援に関する業務の執行に直接的に関与していたことが判明した場合や、登録拒否事由に該当していたことが判明した場合には、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者として登録拒否事由に該当し得ることとなりますので注意願います。また、全ての役員が1号特定技能外国人支援に関する業務の執行に直接的に関与しないとして誓約書を提出することはできないほか、誓約書を提出した役員であっても、個別の審査の過程において、追加で住民票の写しの提出をお願いする場合があります。

(2) 登録を取り消されたことによる拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

七 第19条の32第1項の規定により第19条の23第1項の登録を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過しない者

八 第19条の32第1項の規定により第19条の23第1項の登録を取り消された者が法人である場合において、当該取消の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認めら

れる者を含む。第12号において同じ。)であつた者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの

- 登録支援機関としての登録の取消しを受けた場合、当該取消日から5年を経過しない者(取り消された法人の役員であつた者を含む。)は、登録拒否事由に該当し、登録支援機関になることはできません。

【確認対象の書類】
・登録支援機関誓約書(参考様式第2-1号)

【留意事項】
○ 登録拒否事由の対象となる役員については、法人の役員に形式上なっている者のみならず、実態上法人に対して強い支配力を有すると認められる者についても対象となります。具体的には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者のことをいいます。

(3) 出入国又は労働関係法令に関し不正行為を行ったことによる拒否事由

【関係規定】
法第19条の26
出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
九 第19条の23第1項の登録の申請の日前5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

- 登録の申請の日前5年以内に、出入国又は労働関係法令に関する不正又は著しく不当な行為(以下「不正行為」という。)を行った者は、登録拒否事由に該当し、登録支援機関になることはできません。

【確認対象の書類】
・登録支援機関誓約書(参考様式第2-1号)

【留意事項】
○ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為の例の主なものとしては、次の表に該当するものが挙げられます。

表(出入国又は労働関係法令に関する主な不正行為)

	出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為
イ	外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為

ロ	外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為
ハ	外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為
ニ	イからハまでに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為
ホ	外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的、その事業活動に関し外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは入管法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的又は法第19条の23の規定による登録支援機関の登録若しくは登録の更新を受ける目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
ヘ	外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は雇用契約の不履行に係る違約金契約を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為
ト	外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人の支援委託契約を締結する行為
チ	法第24条第3号の4イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助ける行為
リ	外国人の就労に関し、労働基準法又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他これらに類する法令の規定に違反する行為
ヌ	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年11月28日法律第89号）第37条第1項の規定により監理許可を取り消された法人である場合の当該取消しの処分を受ける原因となった行為及び同法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された場合の当該取消しを受ける原因となった行為
ル	出入国管理及び難民認定施行規則等の一部を改正する等の省令（平成29年法務省令第19号）による改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（以下「改正前の上陸基準省令」という。）の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号に掲げる行為又は第1号ロに掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けてお

	り、当該「不正行為」が終了した日後、改正前の上陸基準省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。)
ヨ	他の機関が出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行った当時、当該他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為
ワ	法第19条の32第1項の規定により登録支援機関の登録の取消しが行われようとする者が当該取消しを免れる目的で法第19条の29第1項に規定による支援業務の廃止の届出を行う行為
カ	1号特定技能外国人支援計画に基づく支援に関し、出入国又は労働に関する法令違反や特定技能基準省令の基準不適合等の事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為又は必要な記録等を作成しない行為
コ	特定技能所属機関から全部委託を受けた支援の実施について、別の機関に再委託する行為又は再委託を受ける行為
タ	1号特定技能外国人支援に関し、特定技能所属機関が基準不適合となった事実を隠蔽する目的で地方出入国在留管理局に必要な報告をしない行為又は虚偽の報告を行う行為

*上記の表で列挙した行為の具体例として、次のようなものが挙げられます。

① 暴行・脅迫・監禁（同表イ）

外国人に対して暴行、脅迫又は監禁を行っていた場合です。なお、当該行為によって刑事罰に処せられているか否かを問いません。

② 旅券・在留カードの取上げ（同表ロ）

外国人の旅券又は在留カードを、その意思に反して保管していた場合です。例えば、登録支援機関において失踪防止の目的などとして、旅券や在留カードを保管していた場合が該当します。

③ 外出その他私生活の自由を不当に制限する行為（同表ハ）

外国人の外出、外部との通信等を不当に制限している場合です。例えば、登録支援機関の許可を得ないで外出することを禁止したり、携帯電話の所持を禁止したりしていた場合が該当します。

④ その他人権を著しく侵害する行為（同表ニ）

外国人の人権を著しく侵害する行為（前記①から③に該当する行為は除く。）を行っていた場合です。例えば、外国人から人権侵害の被害を受けた旨の申告があり、人権擁護機関において人権侵犯の事実が認められた場合や外国人の意に反して預金通帳を取り上げていた場合です。

⑤ 偽変造文書等の行使・提供（同表ホ）

外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関し不正若しくは著しく不当な行為を隠蔽する目的又は事業活動に関し、当該外国人に不正に在留資格認定証明書の交付、上陸許可、在留資格変更許可等を受けさせる目的又は登録支援機関の登録（更新を含む。）を受ける目的等で偽変造文書等の行使又は提供をしたことがある場合です。

なお、出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は不当な行為に関する事実を隠蔽する目的で、地方出入国在留管理局が実施する調査を拒んだり、妨害したりした場合等には、その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に該当します。

⑥ 保証金の徴収等（同表へ及びト）

外国人やその親族等から、保証金を徴収するなどしてその財産を管理していた場合や労働契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した場合です。例えば、外国人の失踪を防止するために、外国人やその家族等から保証金を徴収したり、失踪したりした際の違約金を定めていた場合です。また、地方出入国在留管理局、労働基準監督署等に対して、不適正な行為を通報すること、休日に許可を得ずに外出すること、業務従事時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める行為や受入れ外国人が一定期間勤務することを停止条件として、貸付金の返済を免除する内容の契約、受入れ外国人が返済途中で退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約、外国人やその家族等から商品又はサービスの対価として不当に高額な金銭の徴収を予定する契約についても、「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当します。

また、特定技能所属機関との支援委託契約を締結するに際し、これをあっせんする第三者がいる場合において、当該第三者が保証金の徴収等を行っている者であることを知りながら、当該第三者からの紹介を受けて特定技能所属機関と支援委託契約を締結する行為も該当します。

なお、これらの契約の締結の有無及び内容の如何に関わらず、実際に保証金を徴収するなど、不当に金銭その他の財産の移転を行う行為に及んだ場合には、その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に該当します。

⑦ 不法就労者の雇用（同表チ）

①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は、③業として、①及び②の行為に関しあっせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合です。

⑧ 労働関係法令違反（同表リ）

登録支援機関において、外国人の就労活動に関し、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があった場合です。外国人の就労活動に関しとは、登録支援機関による当該違反行為の対象者が外国人である場合をいい、当該違反行

為により1号特定技能外国人支援計画の適正な履行を確保できないと判断されるときに該当します。

⑨ 監理許可の取消し（同表ヌ及びル）

登録支援機関が、技能実習制度における監理団体であった場合に、改正前の上陸基準省令の表の技能実習の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第16号の表に掲げる行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けており、当該「不正行為」が終了した日後、改正前の上陸基準省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。）を行った場合又は技能実習法第37条第1項の規定により監理許可を取り消された場合が該当します。

⑩ 不正行為当時の役員（同表ヲ）

登録支援機関の経営者が他の機関が不正行為を行ったときに当該機関の経営者等に就任して外国人の受入れ等に係る業務に従事していた場合が該当します。

⑪ 登録支援機関の登録取消しを逃れる行為（同表ワ）

登録支援機関の登録の取消しが行われようとしている者が、登録取消しを免れる目的で支援業務の廃止の届出を行った場合です。

⑫ 1号特定技能外国人支援計画に基づく支援における不正行為

定期的な面談（オンライン会議システム等を活用する場合を含む。）や相談等において、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為や基準不適合に該当し得る内容等について相談記録書や定期面談報告書を作成しない場合などがこれに該当します。

⑬ 支援委託業務を再委託する行為・再委託を受ける行為

入管法第19条の30により登録支援機関は委託に係る適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を自ら行うことが求められており、特定技能所属機関から全部委託を受けた支援の実施について、別の機関に再委託する行為がこれに該当します。

なお、登録前に再委託を受ける行為も同様に不正行為に該当することに留意してください。

⑭ 1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告に関する不作為等

1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告に関し、支援を実施しなかったこと、支援を通じて特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合などに、当該事実を隠蔽する目的で地方出入国在留管理局に報告しなかった場合（不作為）や虚偽の報告を行った場合がこれに該当します。

（4）暴力団排除の観点からの拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第13号において「暴力団員等」という。）

十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 次に該当する者は、暴力団排除の観点からの登録拒否事由に該当し、登録支援機関になることはできません。

- ① 暴力団員等及びその役員が暴力団員等
- ② 暴力団員等がその事業活動を支配する者

【確認対象の書類】

・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号）

（5）申請者等の行為能力・役員等の適格性の観点からの拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

五 心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十二 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

施行規則第19条の20

法第19条の26第1項第5号の法務省令で定める者は、精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たつての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

○ 次のいずれかに該当する者は、行為能力・役員等の適格性の観点からの登録拒否事由に該当し、登録支援機関になることはできません。

- ① 精神機能の障害により支援業務を適正に行うに当たつての必要な認知等を適切

- に行うことができない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 法人の役員、未成年の法定代理人で登録拒否事由（第13号及び第14号を除く。）に該当する者

【確認対象の書類】

- ・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号）

（6）行方不明者の発生による拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十四 支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として法務省令で定めるもの

施行規則第19条の21

法第19条の26条第1項第14号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 過去1年間に、登録支援機関になろうとする者において、その者の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させている者

- 登録支援機関が外国人について自らの責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させている場合には、当該機関の支援体制が十分であるとはいえないことから、過去1年間に行方不明者を発生させていないことを求めるものです。

【確認対象の書類】

- ・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号）
- ・登録支援機関概要書（参考様式第2-2-1号又は第2-2-2号）

【留意事項】

- 「外国人」とは、次に該当する者をいいます。
 - ・支援を行っている1号特定技能外国人
 - ・監理団体として実習監理している技能実習生
 - ・雇用している特定技能外国人及び技能実習生
- 「責めに帰すべき事由」があるとは、登録支援機関が1号特定技能外国人支援計画を適正に実施しない場合や技能実習制度の法令違反や基準に適合しない行為が行われていた期間内に、特定技能外国人の行方不明者を発生させたような場合をいい、行方不明者の人数にかかわら

- ず、行方不明者を1人でも発生させていた場合には、本基準に適合しないこととなります。
- 登録支援機関が、技能実習制度における実習実施者又は監理団体（技能実習法施行前の実習実施機関又は監理団体を含む。）として、雇用又は実習監理した技能実習生について責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させた場合にも、本基準に適合しないこととなります。
 - 登録支援機関は、1号特定技能外国人支援計画を適正に実施するとともに、特定技能外国人からの相談に真摯に応じ、当該外国人の安定した生活・就労が確保されるよう適切な対応を行うなどし、外国人の行方不明の発生防止に努めなければなりません。

(7) 支援責任者及び支援担当者が選任されていないことによる拒否事由

<p>【関係規定】</p> <p>法第19条の26</p> <p>出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>十四 支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として法務省令で定めるもの</p>
<p>施行規則第19条の21</p> <p>法第19条の26条第1項第14号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>二 登録支援機関になろうとする者において、役員又は職員の中から、支援責任者及び支援業務を行う事務所ごとに1名以上の支援担当者（支援責任者が兼ねることができる。）が選任されていない者</p>

- 登録支援機関になろうとする者において、役員又は職員の中から支援責任者及び支援業務を行う事務所ごとに1名以上の支援担当者を選任することを求めるものです。
- 支援責任者が支援担当者を兼ねることとしても差し支えありませんが、その場合には、支援担当者として支援業務を行う事務所に所属することが求められます。

- 【確認対象の書類】**
- ・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号）
 - ・登録支援機関概要書（参考様式第2-2-1号又は第2-2-2号）
 - ・支援責任者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第2-3号）
 - ・支援責任者の履歴書（参考様式第2-4号）
 - ・支援担当者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第2-5号）
 - ・支援担当者の履歴書（参考様式第2-6号）

【留意事項】

- 「支援責任者」とは、登録支援機関の役員又は職員（常勤であることを問わない。）であり、支援担当者を監督する立場にある者をいいます。
具体的には、次の事項について統括管理することが求められます。
 - ・ 支援担当者その他支援業務に従事する職員の管理に関する事
 - ・ 支援の進捗状況の確認に関する事
 - ・ 支援状況の届出に関する事
 - ・ 支援状況に関する帳簿の作成及び保管に関する事
 - ・ 特定技能所属機関との連絡調整に関する事
 - ・ 制度所管省庁、業所管省庁その他関係機関との連絡調整に関する事
 - ・ その他支援に必要な一切の事項に関する事
- 「支援担当者」とは、登録支援機関の役員又は職員であり、1号特定技能外国人支援計画に沿った支援を行うことを任務とする者をいい、この役職員は常勤であることが望まれます。
- 「支援業務を行う事務所ごとに1名以上の支援担当者を選任」とは、登録支援機関の支援業務を行う事務所に所属する者の中から少なくとも1名以上の支援担当者を選任することをいい、支援委託契約を締結する特定技能所属機関ごとに支援担当者を1名選任しなければならないものではありません。
- 支援責任者が支援担当者を兼ねることも可能ですが、その場合であっても、双方の基準に適合しなければなりません。
- 支援担当者が複数の1号特定技能外国人の支援を行うことも可能です。

(8) 中長期在留者の適正な受入れ実績がないこと等による拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十四 支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として法務省令で定めるもの

施行規則第19条の21

法第19条の26条第1項第14号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

三 次のいずれにも該当しない者

イ 登録支援機関になろうとする者が、過去2年間に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ハにおいて同じ。）をもつて在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行つた実績がある者であること

- ロ 登録支援機関になろうとする者が、過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦に在留する外国人に関する各種の相談業務に従事した経験を有する者であること
- ハ 登録支援機関になろうとする者において選任された支援責任者及び支援担当者が、過去5年間に2年以上法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること
- ニ イからハマまでに掲げるもののほか、登録支援機関になろうとする者が、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として出入国在留管理庁長官が認めるものであること

- 登録支援機関になろうとする者は、次のいずれかに該当しなければなりません。
- ① 過去2年間に中長期在留者（注）の受入れ又は管理を適正に行った実績がある者
 - ② 過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦に在留する外国人に関する各種の相談業務に従事した経験を有する者
 - ③ 選任された支援責任者及び支援担当者が、過去5年間に2年以上中長期在留者（注）の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること
 - ④ ①ないし③に該当する者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として出入国在留管理庁長官が認めるもの
- （注）法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する者をいう。

【確認対象の書類】

- ・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号）
- ・登録支援機関概要書（参考様式第2-2-1号又は第2-2-2号）

＜第3号イに該当する場合＞

- ・受け入れた中長期在留者リスト（参考様式第2-2-3号）

＜第3号ハに該当する場合＞

- ・生活相談業務を行った中長期在留者リスト（参考様式第2-2-4号）

＜第3号ニに該当する場合＞

- ・第3号ニに該当（同号イからハマまでに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者）することの説明書
- ・上記説明書の記載内容に係る立証資料

【留意事項】

- 「支援責任者」及び「支援担当者」については、前記（7）を参照してください。
- 第3号イに関し、「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」とは、少なくとも1名以上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令といった、

外国人の受入れ又は管理に関連する法令の規定を遵守していることをいいます。例えば、雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場合や、雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結している場合などは、入管法及び労働関係法令の規定を遵守しているとは認められません。また、登録支援機関となろうとする者が、技能実習制度における監理団体である場合は、技能実習法第36条に規定する「改善命令」又は外国人技能実習機構から「改善勧告」を受けている場合は、技能実習法の規定を遵守しているとは認められません。

さらに、登録支援機関として、特定技能所属機関から1号特定技能外国人の支援の全部の実施の委託を受け、指導や助言等を含めた義務的な支援を適正に実施した実績については、単なる支援にとどまらず受入れ又は管理を行ったものと認められます。なお、設立されたばかりであるなど、これまでの在籍者が設立者である代表者の中長期在留者のみの形態の法人（いわゆる一人親方。個人事業主も同様）については、第三者の受入れ又は管理を適正に行った実績とは認められず、要件の充足には他に外国人労働者の雇用等をしていただく必要があります。

- 第3号ロに関し、「各種の相談業務に従事した経験」とは、主に在留外国人に対する法律、労働又は社会保険に関する相談若しくは官公署に提出する書類の作成や手続に関する相談が想定されます。相談業務の件数を限定するものではありませんが、通常、上記のように「各種」といえるほどの幅広い相談を行った経験が求められます。また、「報酬を得る目的で業として」行われることが必要であり、個人的な人間関係（日常生活に属するものをいう。）に基づき行う相談（いわゆるボランティア活動を含む。）や無償で行った相談は、「報酬を得る目的で業として」行ったものとはいえません。

他方で、弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士などのいわゆる士業者やこれらの者で構成される法人等（法人の設立根拠法令により支援業務を行うことができるか否かは当該法令を所管する省庁等にお問い合わせください。）の者については、有している知見に基づいて業として行った相談業務について、件数や幅にかかわらず「各種の相談業務に従事した経験」と評価することができます。

- 第3号ハに関し、「生活相談業務」とは、1号特定技能外国人に対して求められる支援のうち、生活に必要な契約に係る支援、生活オリエンテーション、定期的な面談として行う内容に関するものなどをいいます。なお、職業紹介事業者が、外国人労働者に求人情報を紹介する行為のみをもっては、生活相談業務とはいえません。

また、「生活相談業務」について、相談内容や件数を限定するものではありませんが、業務として行われたことが必要であることから、個人的な人間関係（日常生活に関するものをいう。）に基づき行う相談（いわゆるボランティア活動を含む。）は、実績とはいえません。なお、生活相談の対象は、法令上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者に限られています。

- 第3号ニに関し、「これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者」とは、第3号イからハマでに該当しない場合であっても、中長期在留者の適正な受入れ実績等がある機関と同程度に支援業務を適正に実施することができる者であり、かつ、これまで日本人労働者等を適正かつ適切に雇用してきた実績のある機関であって責任をもって適切に支援を行うことが見込まれるものをいいます。したがって、労働関係法令を遵守していることが求められ

ることから、労働基準監督署から是正勧告を受けていないことなどが必要です。

- 第3号二に該当するか否かについては、提出された資料に基づき個別に判断がされることとなります。なお、主な考慮要素としては、本邦に在留する外国人（在留資格を問わない。）の雇用管理や生活相談を行った実績のほか、支援を適切に行う能力や体制があるといえるような事業実績及び事業の公益性の度合い並びに支援業務に従事する役職員の経験及び保有する資格などの諸事情が挙げられます。
- 第3号ハに該当するとして基準を満たした場合で、その後、実際に特定技能所属機関を支援するまでに支援責任者又は支援担当者を変更するときには、新たな支援責任者等について第3号ハ（又は他の要件）に該当していることが必要です。

（9）情報提供・相談等の適切な対応体制がないことによる拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十四 支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として法務省令で定めるもの

施行規則第19条の21

法第19条の26条第1項第14号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

四 情報提供及び相談対応に関し次のいずれかに該当する者

- イ 適合1号特定技能外国人支援計画に基づき情報提供すべき事項について、特定技能外国人が十分に理解することができる言語により適切に情報提供する体制を有していない者
- ロ 特定技能外国人からの相談に係る対応について、担当の職員を確保し、特定技能外国人が十分に理解することができる言語により適切に対応する体制を有していない者
- ハ 支援責任者又は支援担当者が特定技能外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していない者

- 支援業務の適正性の確保の観点から、①特定技能外国人が十分に理解できる言語による適切な情報提供体制、②担当職員を確保しての特定技能外国人が十分に理解できる言語による適切な相談体制、③支援責任者又は支援担当者が特定技能外国人及びその監督をする立場にある者との定期的面談体制を有していない者は、登録支援機関になることはできません。

【確認対象の書類】

- ・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号）
- ・登録支援機関概要書（参考様式第2-2-1号又は第2-2-2号）

【留意事項】

- 「十分に理解することができる言語」とは、特定技能外国人の母国語には限りませんが、当該外国人が内容を余すことなく理解できるものをいいます。
- 「相談に係る対応について、担当の職員を確保し」とは、特定技能外国人が十分に理解できる言語により対応可能な職員が在籍していることのほか、必要な際に委託するなどして通訳人を確保できることなどをいいます。なお、通訳人を登録支援機関の職員として雇い入れることまでは必要ありませんが、当該通訳人は、あくまで相談業務の履行補助者であることに留意してください。
- 相談対応は、必ずしも24時間の対応が即時に可能であることまでを求めるものではありませんが、可能な限り、複数の職員を確保して、特定技能外国人の勤務形態に合わせて、1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上対応し、相談しやすい就業時間外などにも対応できることが求められます。詳細については、運用要領別冊（支援）を参照してください。
- 「定期的な面談」とは、支援責任者又は支援担当者が、特定技能外国人及び当該外国人を監督する者それぞれと3か月に1回以上面談を実施できる体制を有していることが求められます。詳細については、運用要領別冊（支援）を参照してください。なお、漁業分野（漁業）のようにその特殊性により、3か月に1回以上の面談を行うことが困難な場合の方法については、第5章第2節第2（6）を参照してください。

（10）支援業務実施に係る文書の作成等をしないことによる拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十四 支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として法務省令で定めるもの

施行規則第19条の21

法第19条の26条第1項第14号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 五 支援業務の実施状況に係る文書を作成し、当該支援業務を行う事務所に、当該支援業務に係る支援の対象である特定技能外国人が締結した特定技能雇用契約の終了の日から1年以上備えて置くこととしていない者

- 登録支援機関に対し、1号特定技能外国人支援計画の実施状況に関する文書を作成し、支援の対象である1号特定技能外国人に係る特定技能雇用契約終了日から1

年以上備えて置くことを求めるものです。

【確認対象の書類】

- ・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号）

【留意事項】

- 帳簿とは、少なくとも次の事項が記載されていなければなりません。
 - ① 支援実施体制に関する管理簿
 - ・登録支援機関の氏名又は名称、住所、代表者氏名、法人番号、役員の氏名、役職及び住所
 - ・支援を行う事業所の名称、住所及び連絡先
 - ・職員数（常勤・非常勤職員数の内訳）
 - ・支援実績（毎月における支援人数、行方不明者数）
 - ・支援責任者の身分事項、住所、役職及び経歴（履歴書、就任承諾書）
 - ・支援担当者の身分事項、住所、役職及び経歴（履歴書、就任承諾書）
 - ・対応可能な言語及び同言語による相談担当者に関する事項（委託契約書、通訳人名簿）
 - ② 支援の委託契約に関する管理簿
 - ・受託した支援業務に関する事項（支援委託契約書（参考様式第5-10号））
 - ・支援経費の収支に関する事項（支援委託費を含む。）
 - ③ 支援対象者に関する管理簿
 - ・1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・当該外国人を雇用する特定技能所属機関の氏名又は名称
 - ・1号特定技能外国人支援計画の内容（支援計画書）
 - ・支援の開始日
 - ・支援の終了日（支援を終了した理由を含む。）
 - ④ 支援の実施に関する管理簿
 - i 事前ガイダンスに関する事項
 - ・1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・実施日時及び実施場所
 - ・実施内容（情報提供内容）
 - ・実施方法
 - ・実施担当者（通訳人含む。）の氏名及び役職
 - *事前ガイダンスの確認書（参考様式第5-9号）を保存してください。
 - ii 出入国時の送迎に関する事項
 - ・1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・出迎え日（上陸日）及び見送り日（出国日）
 - ・実施担当者の氏名及び役職
 - iii 住居の確保及びその他生活に必要な契約に関する事項

- ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・ 確保した住居に関する事項（住所、住居の形態（賃貸、社宅等）、家賃等）
 - ・ 支援した契約に関する事項（契約内容、保証人契約内容）
 - ・ 実施担当者の氏名及び役職
- iv 生活オリエンテーションに関する事項
- ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・ 実施日時及び実施場所
 - ・ 実施内容（情報提供内容）
 - ・ 実施方法
 - ・ 実施担当者（法的保護に関する情報提供の実施者を含む。）の氏名及び役職
*生活オリエンテーションの確認書（参考様式第5－8号）を保存してください。
- v 関係機関への同行等支援に関する事項
- ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・ 実施日時及び実施場所
 - ・ 実施内容
 - ・ 実施方法
 - ・ 実施担当者の氏名及び役職
- vi 日本語を学習する機会の提供に関する事項
- ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・ 実施内容
 - ・ 実施方法
 - ・ 実施担当者（委託先の講師を含む。）の氏名及び役職
*相談記録書（参考様式第5－4号）を保存してください。
- vii 相談・苦情対応に関する事項
- ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・ 相談日時
 - ・ 相談内容及び対応内容（面談記録、対応記録）
 - ・ 実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び役職
- viii 日本人との交流促進に関する管理簿
- ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・ 実施日時及び実施場所
 - ・ 実施方法
 - ・ 実施担当者の氏名及び役職
- ix 非自発的離職時における転職支援に関する事項
- ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・ 転職相談日、実施時間及び実施場所

- ・相談内容及び対応内容（面談記録、対応記録）
 - ・転職先候補企業の名称、所在地、連絡先
 - ・実施担当者（通訳人含む。）の氏名及び役職
 - x 定期的な面談の実施に関する管理簿
 - ・1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・監督者の氏名及び役職
 - ・面談日時
 - ・面談内容（法令違反行為を認知した場合の関係行政機関への通報等を含む。）
 - ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職
- * 定期面談報告書（参考様式第5-5号、第5-6号）を保存してください。
- 帳簿の保存期間は、支援の対象である特定技能外国人が締結した特定技能雇用契約が終了した日から1年間となります。
 - 支援状況に関し報告又は資料の提出を求められた場合は、これに応じることができるよう帳簿は適正に作成し、保存してください。
 - 書面に代えて電磁的記録により文書を作成し、特定技能外国人を支援する事業所に備えて置くことも認められています。この場合には、以下の方法によることが必要となります。なお、この場合であっても、支援状況に関し報告又は資料の提出を求められた場合は、これに応じることができるよう帳簿は適正に作成し、保存してください。
 - ・作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等（CD-ROM等で一定の事項を確実に記録しておくことができる物）をもって調製するファイルにより保存する方法
 - ・書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- また、書面によらず電磁的記録により帳簿書類の備付けを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、書面を作成できるようにする必要があります。
- なお、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした場合は、登録の取消しの対象となることに留意してください。
 - 他の法令で作成・保存が義務付けられている帳簿については、当該法令の規定にのっとり適切に管理してください。

(11) 支援責任者及び支援担当者 と 特定技能所属機関等との関係性による拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十四 支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として法務省令で定めるもの

施行規則第19条の21

法第19条の26条第1項第14号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

六 支援責任者又は支援担当者が次のいずれか（支援担当者にあつてはイに限る。）に該当する者

イ 法第19条の26第1項第1号から第11号までのいずれかに該当する者

ロ 特定技能所属機関の役員の配偶者、2親等内の親族その他特定技能所属機関の役員と社会生活において密接な関係を有する者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者となろうとする者

ハ 過去5年間に特定技能所属機関の役員又は職員であつた者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者となろうとする者

- 支援の適正性を確保するため、支援責任者又は支援担当者が、登録拒否事由（法第19条の26第1項第1号から第11号まで）のいずれかに該当していた場合には、登録支援機関になることはできません。
- 支援の中立性を確保するため、特定技能所属機関の役員の配偶者や2親等内の親族のほか、特定技能所属機関の役員と社会生活上密接な関係を有する者が支援責任者として選任されている場合は、登録支援機関になることはできません。
- 過去5年間に特定技能所属機関の役員又は職員であつた者を支援責任者として選任している場合についても、登録支援機関となることはできません。

【確認対象の書類】

- ・ 支援責任者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第2-3号）
- ・ 支援責任者の履歴書（参考様式第2-4号）
- ・ 支援担当者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第2-5号）
- ・ 支援担当者の履歴書（参考様式第2-6号）

（12）特定技能外国人に支援に要する費用を負担させることによる拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十四 支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として法務省令で定めるもの

施行規則第19条の21

法第19条の26条第1項第14号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

七 1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させることとしている者

- 1号特定技能外国人に対する支援（運用要領別冊（支援）に定める「義務的支援」）に要する費用は、1号特定技能外国人に直接的又は間接的にも負担させないことを求めるものです。

【確認対象の書類】

・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号）

【留意事項】

- 「支援に要する費用」とは、1号特定技能外国人に対して行われる各種支援（運用要領別冊（支援）に定める「義務的支援」）に必要な費用（登録支援機関への委託費用を含む。）をいい、次のものを含みます。なお、住宅の賃貸料などの実費を必要な限度において本人に負担させることを妨げるものではありません。
 - ・事前ガイダンス、生活オリエンテーション、相談・苦情対応及び定期的な面談の実施に係る通訳人の通訳費等
 - ・1号特定技能外国人の出入国時の送迎に要する交通費等
- 特定技能外国人の受入れに当たっては、1号特定技能外国人支援計画における事前ガイダンスにおいて、支援に要する費用を直接又は間接的に負担させないことについて説明してください。また、生活オリエンテーションにおいても、同様に説明してください。

（13）支援の委託契約締結に当たって支援に要する費用の額等を明示しないことによる拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登

録を拒否しなければならない。

十四 支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として法務省令で定めるもの

施行規則第19条の21

法第19条の26条第1項第14号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

八 法第2条の5第5項の契約を締結するに当たり、特定技能所属機関に対し、支援業務に要する費用の額及びその内訳を示すこととしていない者

- 支援の適正性の確保の観点から、登録支援機関は特定技能所属機関から1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受ける際は、支援業務に要する費用の額及びその内訳を示すことを求めるものです。

【確認対象の書類】

- ・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号）
- ・支援委託手数料に係る説明書（予定費用）（参考様式第2-8号）

【留意事項】


- 特定技能所属機関から徴収する支援委託費用については、法令上の上限はありませんが、支援委託契約を締結する際に当該費用の額及び内訳を特定技能所属機関に明示してください。

第2節 登録支援機関に関する届出等

- 本節に定める届出は、届出書及び必要な添付資料を地方出入国在留管理局へ持参又は郵送して行ってください。

また、同届出は、インターネットを介して行うこともできます。インターネットを介して行う場合は、「出入国在留管理庁」ウェブサイト内の「出入国在留管理庁電子届出システム」ボタンをクリックして、届出を行ってください（事前に利用者情報登録をする必要があります。）。

別表（「出入国在留管理庁電子届出システム」ポータルサイト）

URL	QRコード
https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html	

第1 変更の届出

【関係規定】

法第19条の27 第19条の23第1項の登録を受けた者(以下「登録支援機関」という。)は、第19条の24第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

施行規則第19条の22

法第19条の27第1項の届出は、当該変更の日から14日以内に、別記第29号の16様式による届出書を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

- 登録支援機関は、登録した申請書の記載事項に掲げる事項(次の別表の「変更事項」欄に掲げる事項)に変更があつたときは、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、登録事項変更に関する届出書(入管法施行規則別記第29号の16様式。以下「別記第29号の16様式」という。)を登録支援機関の住所(本店又は主たる事務所)を管轄する地方出入国在留管理局に提出して届出を行わなければならない。
- 変更届出をしようとする場合にあつては、変更の日から14日以内に届出を行うことが必要です。届出をする際は、次の別表に掲げる変更事由に応じた書類を併せて提出することが求められます(電子届出システムを使用する場合は、該当する書類の電子データを添付してください。)
- なお、変更届出を受け付けた後に、地方出入国在留管理局が登録拒否事由に該当するものであることを確認した場合にあつては、当該変更を是正するよう指導することとなりますので、指導を受けた登録支援機関は当該指導に従うことが必要です。当該指導に従わない場合には登録が取り消されることもあるので留意願います。

別表(登録支援機関変更事項関係)

変更事項	添付書類	特記事項
氏名又は名称	<共通> 登録事項変更に関する届出書別紙(参考様式第4-4号) <法人の場合> 登記事項証明書 <個人事業主の場合> ・住民票の写し ・変更後の屋号を明らかにする	・支援を行う事務所の名称についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録事項変更に関する届出書別紙(参考様式第4-4号)に記載すること。

	書類	
住所	<p><共通>登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）</p> <p><法人の場合> 登記事項証明書</p> <p><個人事業主の場合> 住民票の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便番号又は電話番号のみを変更する場合には、変更事項を「住所」として届出が必要（添付書類は不要）。 ・支援業務を行う事務所の所在地についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）に記載すること。
代表者の氏名	<p>登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）</p> <p>登記事項証明書</p> <p>住民票の写し（ただし、変更後の代表者が実態として支援業務に関与していない場合は、登録支援機関の役員に関する誓約書（参考様式第2-7号））</p>	
支援業務を行う事務所の所在地	<p>登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を行う事務所の名称を変更する場合には、変更事項を「支援業務を行う事務所」として届出が必要。 ・登録支援機関の住所についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）に記載すること。 ・登録支援機関の名称についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）に記載すること。
支援業務の内容及び実施方法	<p>支援業務の内容及び実施方法の変更点についての説明文書</p>	<p>「任意的な支援内容」を「有」から「無」又は「無」から「有」に変更する場合に届出が必要</p>
支援業務を開始する予定年月日		<ul style="list-style-type: none"> ・登録申請時に申請書に記載した予定年月日に支援業務を開始しない場合に届出が必要

特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要	登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）	・対応可能言語を追加又は削除した場合に届出が必要
-----------------------	----------------------------	--------------------------

【確認対象の書類】

- ・登録事項変更に関する届出書（別記第29号の16様式）
- ・登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）

【留意事項】

- 登録事項の変更項目が複数ある場合は、登録事項変更に関する届出書（別記第29号の16様式）の②A「変更事項」欄に「別紙のとおり」と記載し、登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）を添付することとして差し支えありません。
- 添付する登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）について、変更部分に英語表記欄がある場合には、英語表記についても必ず記載してください。
- 登録支援機関所属の「支援責任者」又は「支援担当者」が変更になった場合、当該届出は不要ですが、変更前の「支援責任者」又は「支援担当者」が実際に特定技能外国人への支援実施業務に従事していた場合は、特定技能外国人の支援計画書に変更が生じるため、特定技能所属機関が第7章第2節に規定する「1号特定技能外国人支援計画に関する届出」を行う必要があります。
- 支援業務の内容及び実施方法を変更する場合、説明文書に代えて、登録支援機関登録申請書（入管法施行規則別記第29号の15様式）の「3 支援業務の内容及び実施方法に関する事項」の部分を引用した上、該当する変更部分のみ記載して添付することとして差し支えありません。

第2 登録支援機関登録簿の閲覧

【関係規定】

法第19条の28

出入国在留管理庁長官は、登録支援機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

- 出入国在留管理庁長官が登録支援機関登録簿に登録した情報は、出入国在留管理庁ホームページにおいて公表されますので、支援を委託する際に御活用ください。

（登録支援機関登録簿）

URL	QRコード
-----	-------

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00205.html



第3 休廃止の届出等

【関係規定】

法第19条の29

登録支援機関は、支援業務を休止し、又は廃止したときは、法務省令で定めるところにより、その旨を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

2 前項の規定により支援業務を廃止した旨の届出があつたときは、当該登録支援機関に係る第19条の23第1項の登録は、その効力を失う。

施行規則第19条の23

法第19条の29第1項の届出は、当該休止又は廃止の日から14日以内に、その旨を記載した書面を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

2 前項の届出をして支援業務を休止した者は、休止した支援業務を再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

- 登録支援機関は、支援業務を休廃止したときは、休廃止日から14日以内に、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、支援業務の休止又は廃止に係る届出書（参考様式第4-1号）を登録支援機関の住所（本店又は主たる事務所）を管轄する地方出入国在留管理局に提出して届出を行わなければなりません。
- 支援業務を休廃止しようとする場合であって、特定技能所属機関から委託を受けて支援中であるときは、1号特定技能外国人に対する支援への影響がないよう特定技能所属機関と事前に相談の上、対応してください。
支援業務を休廃止する場合、特定技能所属機関は自ら支援を実施するか、別の登録支援機関と支援委託契約を締結して（詳細については、第7章第3節を参照してください。）、特定技能外国人への支援を継続させる必要があります。
- 支援業務を廃止した旨の届出があつたときは、登録の効力は失われます。

【確認対象の書類】

<支援業務の休止又は廃止した場合>

・支援業務の休止又は廃止に係る届出書（参考様式第4-1号）

＜支援業務を再開しようとする場合＞

・支援業務の再開に係る届出書（参考様式第4-2号）

【留意事項】

- 休止した支援業務を再開しようとするときは、再開予定日の1か月前までに、支援業務の再開に係る届出書（参考様式第4-2号）をもって、地方出入国在留管理局にその旨を届け出なければなりません。
- 支援業務を廃止したときは登録支援機関登録通知書を地方出入国在留管理局に返納しなければなりません。支援業務を休止した場合には、通知書の返納は必要ありませんが、亡失・滅失等のないように保管しなければなりません。

第4 支援の実施状況等に関する届出・報告

（1）支援実施状況の届出

【関係規定】

法第19条の30

2 登録支援機関は、法務省令で定めるところにより、支援業務の実施状況その他法務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

施行規則第19条の24

法第19条の30第2項の規定による届出は、当該届出をしようとする登録支援機関（特定技能所属機関から契約により適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託したものに限る。以下この項及び次条において同じ。）が、毎年5月31日までに、その年の前年4月1日からその年の3月31日までの期間に係る同項に規定する事項を記載した書面を、当該届出に係る適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を当該登録支援機関に委託した特定技能所属機関を経由して、地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

2 法第19条の30第2項の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号
- 二 特定技能所属機関の氏名又は名称及び住所

- 登録支援機関は、1年に1度、支援委託契約の相手方の特定技能所属機関を経由して支援業務の実施状況等を記載した書類を提出して届出を行わなければなりません。
- 同届出については、特定技能所属機関が行う「受入れ・活動・支援実施状況に係る届出」（第7章第7節）に併せて行われるため、特定技能所属機関と登録支援機関との間で支援実施に係る内容を支援の全部委託を受けた特定技能所属機関と共有し、特定技能所属機関と連名で提出してください。

【確認対象の書類】

- ・受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書（参考様式第3-6号）
- ・特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況（参考様式第3-6号別紙）

【留意事項】

- 本届出は、支援の対象となる外国人が「特定技能」の在留資格を有したのちに行った支援の実施状況について、支援の全部委託契約を受けた特定技能所属機関を経由し、当該特定技能所属機関と連名で届け出なければなりません。
- 1号特定技能外国人支援計画書において、実施予定となっていた支援を実施しなかった場合は、(2)で後述する「1号特定技能外国人支援における特異事案に係る報告書」を提出してください。
- 定期的な面談や1号特定技能外国人からの相談を端緒として、労働基準監督署への通報や公共職業安定所（ハローワーク）への相談を行った場合は、相談内容及び対応結果を後述の「1号特定技能外国人支援における特異事案に係る報告書」により提出する必要があります。
- 非自発的離職者に対する転職支援を実施した場合は、後述の「1号特定技能外国人支援における特異事案に係る報告書」により公共職業安定所（ハローワーク）の利用状況等の転職支援の内容及び対応結果を報告する必要があります。

(2) 1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告

【関係規定】

入管法施行規則第19条の24の2

登録支援機関は、別表第3の5の2の上欄に掲げる場合に該当することとなった日から14日以内に、同表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる事項を出入国在留管理庁長官に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、当該報告をしようとする登録支援機関が、報告に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに同項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

別表第3の5の2の表（第19条の24の2関係）

場合	事項
委託に係る適合1号特定技能外国人支援計画に基づく特定技能外国人の支援業務の実施が困難となった場合	1 委託に係る適合1号特定技能外国人支援計画に基づく特定技能外国人の支援業務の実施が困難となった事由並びにその発生時期及び原因 2 当該支援業務に係る特定技能外国人の現状 3 適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援の継続のための措置
適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した特定技能所属機関について特定技能基準省令第2条	1 適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した特定技能所属機関について特定技能基準省令第2条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由並

第1項各号又は同条第2項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由が生じたことを知った場合	びにその発生時期及び原因 2 当該特定技能所属機関に係る特定技能外国人の現状 3 当該事由を解消するための措置
--	---

- 登録支援機関は、支援の全部委託を受けた1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を実施する際、支援の実施困難な事由又は支援の委託を受けた特定技能所属機関が基準不適合となったことを知った場合には、対象となる特定技能外国人が所属する特定技能所属機関を管轄する地方出入国在留管理局に報告することが求められます。
 当該報告については、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して報告を行うか、書類を提出して報告を行う必要があります。
- 同報告について、支援の実施困難として想定される内容は次のとおりです。
 - ・ 1号特定技能外国人支援計画に記載された支援について実施することができなかつた場合
 - ※ 本人の申出により支援を実施しなかつた場合は届出の対象外となりますが、当該申出があつたことについては、記録として保管しておく必要があります。
 - ・ 支援対象の特定技能外国人に関し、行方不明の発生又は死亡を知つた場合
 - ※ 今後の定期面談の実施が困難となることから、地方出入国在留管理局に同報告を行う必要があります。
 なお、この場合には、面談結果の問題の有無にかかわらず、対象者の直近の定期面談報告書（参考様式第5-5号、第5-6号）の写しを資料として添付してください。
 - ・ 定期的な面談や1号特定技能外国人からの相談等の支援を通じて、特定技能外国人の職業生活上、日常生活上又は社会生活上の問題を把握し、登録支援機関内での問題解決が困難であり、問題解決に向けて行政機関等の他機関への相談等（※）を実施した場合（非自発的離職の発生により、公共職業安定所（ハローワーク）への相談を行うなどの転職支援を実施した場合を含む。）
 - ※ 生活上必要な行政手続等を行うための行政機関等への付き添いは含みません。
- また、定期面談や相談等の支援業務を通じて、支援の全部委託を受けた特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合についても同報告書により地方出入国在留管理局に報告を行う必要があります。
 なお、特定技能所属機関における基準不適合を把握した場合には、労働基準監督署やその他関係機関への通報を行った上で、特定技能所属機関の責任者に対し、当該基準不適合が生じている事実を通知するとともに、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出書（参考様式第3-5号）を地方出入国在留管理局に速やかに届け出るよう連絡してください。

- 特定技能所属機関の「基準不適合」とは、特定技能基準省令第2条に掲げる基準（第5章第2節参照）に適合していない状況であり、
 - ・ 税金や社会保険料等の滞納が発生したとき（第2条第1項第1号不適合）
 - ・ 特定技能外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（日本人及び他の在留資格で就労している外国人を含む。）に関し、非自発的離職が発生させたとき（第2条第1項第2号不適合）
 - ・ 関係法律による刑罰を受けたとき（第2条第1項第4号不適合）
 - ・ 実習認定の取消しを受けたとき（第2条第1項第4号不適合）
 - ・ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったとき（第2条第1項第4号不適合）
 - ・ 外国人に対する暴行行為、脅迫行為又は監禁行為が発生したとき（第2条第1項第4号不適合）
 - ・ 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為が発生したとき（第2条第1項第4号不適合）
- などが想定されます。登録支援機関は、支援の実施を通じてこれらの状況を認知した場合には、同報告を地方出入国在留管理局に行う必要があります。

【確認対象の書類】

- ・ 1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告書（参考様式第4-3号）

【留意事項】

- 報告の対象となる特定技能外国人を報告書に記載して提出してください。
- 実施予定となっていた支援の実施が困難となった場合は、支援実施困難に係る理由書（参考様式第5-13号）を作成し、提出してください。
- 定期的な面談を端緒として報告する場合には、報告書にその旨記載の上、該当する定期面談報告書（参考様式第5-5号、第5-6号）の写しを添付してください。
- 1号特定技能外国人からの相談を端緒として報告する場合には、相談記録書（参考様式第5-4号）の写しを添付してください。
- 非自発的離職者に対する転職支援を実施した場合は、公共職業安定所（ハローワーク）の利用状況等の転職支援の内容及び対応結果を報告する必要があります。
 転職支援を実施した場合は、転職支援実施報告書（参考様式第5-12号）を作成し、提出してください。
- 定期的な面談や相談の結果、特定技能所属機関の基準不適合の発生を知った場合は、基準不適合等に係る説明書（登録支援機関作成用）（参考様式第5-19号）を作成し添付してください。また、必要に応じて、特定技能外国人の保護を図るための措置及び関係行政機関への通報を行わなければなりません。

第3節 登録の取消し等

第1 登録の取消し

【関係規定】

法第19条の32

出入国在留管理庁長官は、登録支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第19条の26第1項各号（第7号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 第19条の27第1項、第19条の29第1項又は第19条の30第2項の規定に違反したとき。
- 三 第19条の30第1項の規定に違反したとき。
- 四 不正の手段により第19条の23第1項の登録を受けたとき。
- 五 第19条の34の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

- 一度登録を受けた登録支援機関であっても、①登録拒否事由に該当することとなった場合、②届出義務を履行しなかった場合、③委託を受けた適合1号特定技能外国人支援計画に基づき支援業務を行わなかった場合、④不正の手段により登録を受けた場合、⑤求められた報告等に対し虚偽の報告等を行った場合には、登録の取消しの対象となります。
- 特定技能所属機関から委託を受けて支援中の場合に登録が取り消されると、1号特定技能外国人の在留資格該当性が失われる可能性もあることから、取消事由に該当することがないように留意が必要です。
- 特定技能所属機関から委託を受けた登録支援機関が、その委託に係る支援業務を第三者に委託することは禁止されているため、法第19条の30第1項の規定に違反したものとして登録支援機関の登録取消しの対象となります（法第19条の32第1項第3号）。
- 登録が取り消されると、取消しの日から5年間は新たに登録支援機関の登録が受けられなくなります（法第19条の26第1項第7号）。

第2 登録の抹消

【関係規定】

法19条の33

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第2項若しくは第19条の29第2項の規定により第19条の23第1項の登録がその効力を失ったとき、又は前条第1項の規定により第19

条の23第1項の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

- 登録の有効期間が経過した場合、支援業務を廃止した場合、登録が取り消された場合には、登録支援機関登録簿の登録が抹消されます。

第4節 登録支援機関に対する指導及び助言

【関係規定】

法第19条の31

出入国在留管理庁長官は、登録支援機関の支援業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、登録支援機関に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

- 1号特定技能外国人が、「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするために職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を適切に行うことが必要です。このため、出入国在留管理庁長官は、登録支援機関の業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、登録支援機関に対し、必要な指導及び助言を行うことができるとされています。
- また、1号特定技能外国人については、日本で就労活動をするに当たって、様々な困難に直面することが想定されますが、当該外国人を受け入れる特定技能所属機関や登録支援機関が、当該外国人からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を適切に行うことが制度の適切な運用を図るために必要です。

第5節 登録支援機関に対する報告又は資料の提出

【関係規定】

法第19条の34

出入国在留管理庁長官は、支援業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録支援機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

- 出入国在留管理庁長官は、登録支援機関の業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録支援機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができます。
- 報告又は資料の提出を求められたにも関わらず、これに応じず、又は虚偽の報告若

しくは資料の提出をしたときは、登録の取消しの対象となりますので、速やかにこれに
応じるよう留意してください。

第10章 罰則等

次の行為については、罰則等の適用があります。

対象	内容	罰則	根拠規定
法第19条の21第1項（改善命令等）	法第19条の21第1項の規定による処分に違反した者	6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金	法第71条の3
法第19条の18第1項第1号（特定技能雇用契約に係る届出）	法第19条の18第1項第1号の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金	法第71条の4第1号
法第19条の18第2項第1号（特定技能外国人の氏名及びその活動内容その他の法務省令で定める事項の届出）	法第19条の18第2項第1号の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金	法第71条の4第1号
法第19条の20第1項（報告徴収等）	法第19条の20第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	30万円以下の罰金	法第71条の4第2号
法第19条の18第1項第2号、第3号及び第4号（支援計画の変更の届出、第2条の5第5項の契約に係る届出、受入れ困難に係る届出及び基準不適合に係る届出）	法第19条の18第1項（第1号を除く。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	10万円以下の過料	第77条の2
法第19条の18第2項第2号及び第3号（支援の実施状況の届出及び活動内容に係る届出）	法第19条の18第2項（第1号を除く。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	10万円以下の過料	第77条の2

- 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記の罰則（法第71条の3及び第71条の4に限る。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科することとしています（両罰規定。法第76条の2）